

山口大学大学院東アジア研究科
博士論文

中国における出稼ぎ労働者子女の教育の実態と法整備に関する研究

——現地調査の分析を中心に——

2015年3月

于 華

中国における出稼ぎ労働者子女の教育の実態と法整備に関する研究
——現地調査の分析を中心に——

目 次

序章 研究の目的・内容・方法・特色・関連概念等について	1
第1節 研究の目的	1
第2節 研究の内容	1
第3節 研究の方法と特色	2
1. 研究の方法	2
2. 研究の特色	3
3. 大連を研究対象とした理由	4
第4節 研究の意義	4
第5節 関連概念	4
第6節 本研究に関する基礎理論	6
第1章 中国における改革開放と労働力の形成	9
第1節 中国における経済政策——改革開放と農村人口の過剰化	9
第2節 都市における都市化による労働市場の形成	10
第2章 先行研究と全国の流動児童と留守児童の状況	16
第1節 先行研究の検討	16
1. 流動児童と留守児童に関する先行研究	16
2. 流動児童の教育に関する先行研究	19
3. 留守児童の教育に関する先行研究	21
第2節 全国の流動児童と留守児童の事例	22
1. 流動児童の事例	23
2. 留守児童の事例	23
第3章 出稼ぎ労働者子女の教育に関する法制と日本の法制	26
第1節 中国における出稼ぎ労働者子女の教育に関する法制	26
1. 中央政府による制定法規	26
2. 大連市の取り組み	33
第2節 日本における教育に関する法制	35
第3節 中国と日本の義務教育の比較	36
第4章 調査対象地と調査対象校	38
第1節 調査の概要	38
第2節 流動児童の調査地のD町とD小学校の状況	40

1.	流動児童の調査地のD町の状況	40
2.	流動児童の調査をしたD小学校の状況	41
第3節	留守児童の調査地のT郷と小中学校の状況	44
1.	留守児童の調査地のT郷の状況	44
2.	留守児童の調査をした小中学校の状況	45
第4節	まとめ	51
第5章	出稼ぎ労働者子女の教育の現状	53
第1節	流動児童の教育の現状	53
1.	流動児童自身の状況	53
2.	流動児童の家庭の状況	58
3.	流動児童の学校の状況	63
4.	流動児童の社会的状況	64
5.	流動児童の政治的状況	65
第2節	留守児童の教育の現状	66
1.	留守児童自身の状況	66
2.	留守児童の家庭の状況	70
3.	留守児童の学校の状況	71
4.	留守児童の社会的状況	73
5.	留守児童の政治的状況	73
第3節	流動児童と留守児童の比較	74
第6章	出稼ぎ労働者子女の教育問題とその原因	76
第1節	出稼ぎ労働者子女の教育問題	76
1.	出稼ぎ労働者子女自身の問題	76
2.	家庭の問題	76
3.	学校の問題	78
4.	社会の問題	79
5.	行政の公共政策の問題	79
第2節	出稼ぎ労働者子女の教育問題の原因	81
1.	家庭教育の欠陥	81
2.	学校教育の対策の不備	82
3.	社会の関心の不足	82
4.	政府の役割の欠乏	83
第7章	出稼ぎ労働者子女の教育問題に対する提案	85
1.	親に自覚を持たせること	85
2.	学校の役割を充実すること	86

3. 地域社会の力を活用すること	87
4. 政府の責任を果たすこと	88
終章 結論と今後の課題	93
第1節 結論	93
第2節 研究の成果	94
第3節 今後の課題	94
1. 研究の不足点	94
2. 今後の研究課題	95
付録資料	96
資料1 D町の流動児童用	96
資料2 D町の流動児童の保護者用	98
資料3 T郷の留守児童用	100
資料4 T郷の留守児童の保護者用	102
資料5 D町とT郷の教員用	104
資料6 D町とT郷の校長用	106
参考文献一覧	107
謝辞	114

序章 研究の目的・内容・方法・関連概念等について

第1節 研究の目的

中国は1978年末の改革開放以降、経済の急速な発展と同時に、都市の建設と発展のため、都市において大きな労働市場を生じつつある。一方、農村では道路網が広がり、地元企業の土地開発や農村地域の都市化により、耕地面積が激減している。そのため、多くの余剰人口が生み出されることになった。そのうえ、農業における収入は少なく、都市の方が魅力があるため、農民は都市に入ろうとする傾向がある。そこで、「民工潮」¹という現象が生じてきた。

本研究の目的は、中国における出稼ぎ労働者子女の教育を研究の対象とし、実態調査と理論分析を通して、その法整備の現状を洗い出し、出稼ぎ労働者子女の教育の実態を明らかにし、問題点を提示し、分析し、問題解決の処方箋を提示することである。

第2節 研究の内容

上記のような研究の目的のため、本研究では、次の3つのメインテーマに焦点を絞り、出稼ぎ労働者子女の教育に関する制度と実態を実証的に解明し、問題を解決する処方箋を提案する。

第1に、出稼ぎ労働者子女の教育に関する政府の法制度（政策も含む）が時の経過と共にどのように変遷したかを見る。この中で、国家（中央政府）レベルの法規や政策のみならず、地方自治体（省、自治区等）の地方立法や政策も視野に入れて検討する。

中央政府が政策や法規等を作り出しても、各地方政府の状況によって、実施の方法や効果が異なることは中国では日常茶飯事である。そこで、教育問題に関しても同様の現象が起こっているのではないか。これについて、実証的に検証する。これは、アンケート調査とインタビュー調査の結果を分析することによって、政府の決定が学校でどのように具体化されているか、又はされていないかを明らかにする。

第2に、理論分析の前提作業として、教育現場での流動児童と留守児童の実態を解

¹ 出稼ぎ労働者の大波。毎年正月明けに農民が大挙して都市の建設現場等へ働きに出る動きをさしている。相原茂（2002）『中日辞書』第2版講談社、1091頁。

明する。この作業を通して、双方に共通する、あるいは異なっている内容やパターン、特質や特徴等から問題点を抽出する。

第3に、まだ問題として表面化してはいないが、極めて深刻な流動児童と留守児童、さらに都市と農村の大きな教育格差の問題を含めて、児童が中国のどこでも均衡な教育を受けられる権利を保障することを提案する。この課題は、日本の教育制度を参考にし、中国の制度と比較して作業を進める。全国一律で一定水準を保障している日本の義務教育制度は、中国の良い手本になるはずである。

第3節 研究の方法と特色

1. 研究の方法

本研究においては、資料収集と分析、アンケート調査、インタビュー調査、比較法、帰納法の5つの研究方法を用いた。

1.1 資料収集と分析

資料収集については、日本語文献は、国会図書館や各大学の図書館等を利用し収集した。中国語文献は多数ある上に、所在も極めて分散しているため、次のように対応した。

筆者の出身地にある遼寧省図書館、大連市図書館、大連市教育委員会等には直接出向いて入手した。また、文献が個人により所蔵されている場合は、指導教員等を通して入手した。最新情報はインターネットで検索した。

資料の解読と分析については、主に2つの方向から着手した。まず、中央レベルの法制度や政策は、収集した資料に基づいて整理・分析・比較・帰納を行った。次に地方レベルのものは整理・分析をした。

1.2 アンケート調査

アンケート調査の方法としては、まず調査する教育現場（小中学校等）に連絡し、相手方の受入れの承諾をもらった。次に、その小中学校を訪問し、アンケート用紙を学校で配布した。校長と教員にはその場で記入してもらい、保護者と児童には家に持ち帰って記入してもらった。

1.3 インタビュー調査

学校で配布したアンケート調査用紙を回収し、不備、不明な部分をインタビュー調査で補った。また、調査地の都市と農村に加えて、区・県等の教育行政担当者にもイ

インタビューを行った。

1.4 比較法

本研究では、調査で得た流動児童の状況と先行研究の流動児童の状況を比較した。また、中国の基礎教育法制と日本の基礎教育法制を比較した。最後に、流動児童と留守児童の比較を通して、流動児童と留守児童のそれぞれの特質、問題点を抽出した。

1.5 帰納法

流動児童と留守児童の学習の実態、日中の教育に関する法制度、調査で得た流動児童と留守児童の状況と先行研究の流動児童と留守児童の状況から、それぞれの共通点と差異点を帰納して結論を導き出した。

2. 研究の特色

本研究の特色として、以下の点を挙げるができる。

第1に、中国における出稼ぎ労働者子女の教育問題を研究の対象としている。実態調査や理論分析等の手法を通して、教育に関する法整備の現状や課題及び問題解決の処方箋を提示した本研究は、この分野における先行研究と比較をし、出稼ぎ労働者の意識と流動児童の教育状況の変化を明らかにしたという点において著しい特色を有する。

第2に、出稼ぎ労働者子女である流動児童と留守児童の教育問題について、双方に共通な部分もあるが、全く異なっている点も存在することを明らかにした。先行研究を踏まえていくと、流動児童と留守児童の共通点と相違点を究明する研究はまだ少ない。従って、本研究は出稼ぎ労働者子女の教育問題の課題解決の一助となるであろう。また、一地方の現地調査ではあるが、現時点（2012年、2013年）での流動児童と留守児童の状況は今後の研究の基礎となるはずである。

第3に、日本における全国共通で、均質な義務教育制度が中国の流動児童と留守児童の教育問題の解決に役立つことを提案する。そして、日本の教育制度は流動児童と留守児童だけではなく、中国の全小中学生にも必要な知識を身につけさせるための学校教育のあり方、方法を考える上で、大いに参考になること、また、そのために、日中の教育者・法関係者の交流を提案した。日本の教育制度を中国で広めるためには、日中の関係者の交流を促進する必要がある。教育問題で日中が連携することは、近い隣人である両国の関係が一層緊密化することを意味する。従って、これは日本と中国の教育を比較する観点からのみでなく、両国にとって関係の緊密化が必要な今日、本

研究は大きな意義を持つと考える。

3. 大連を研究対象とした理由

本研究では、中国遼寧省の大連を研究対象としている。大連を選んだ理由は2つある。1つは、先行研究は北京や上海のような大都会に偏っており、全国的に普遍に存在する出稼ぎ労働者子女の教育問題の実態と全貌を解明するためには、対象と範囲を更に広げていくことが客観的に求められている。大連は、中国の東部沿岸に位置し、経済発展が著しく、出稼ぎ労働者が多数存在している。従って、流動児童も留守児童も多い。2つ目は、主観的には、筆者は大連出身であるから、これまでの人脈を生かして比較的調査を行いやすいことである。

第4節 研究の意義

流動児童と留守児童の教育問題は複雑で範囲が広く、社会体制、経済発展、学校管理、家庭構造等の不合理な現象がすべて複合している。本研究は先行研究を踏まえ、教育学、社会学、心理学等の視点から、流動児童と留守児童の教育を検討するものである。本研究は、今後の研究のための基礎を打ち立てるものである。

流動児童と留守児童の教育問題の解決は焦眉の急である。この問題の解決は中国の次世代の未来がかかっている。児童生徒が全国共通の教育を受け、心身共に健全に成長することは教育の均衡発展、社会の安定、中国の持続可能な発展のために必須である。

第5節 関連概念

本研究に出てくる現代中国に独特の概念は、以下の通りである。

① 流動人口

学術分野で流動人口という概念は現在のところ共通のものとしては確認されておらず、国・地域の違い、あるいは時代の変化に伴い、様々な定義がある。人口流動と移転は社会発展の必然の結果であり、先進的な文明社会にとって重要な要素である。

中国の流動人口は1980年代中葉に現れた。流動人口は中国の経済社会の転換期の必然の現象である。流動人口には親族の訪問や出張、学習・訓練、旅行、乗り換

え等の人口も含まれているが、本論文では農村から都市へ働きに行く労働者のこととする。従って、戸籍が流入地になく、流入地に3か月以上住んでいる人々を言う。

② 労働者

戸籍は農村に属し、地元で非農業に従事している者あるいは出稼ぎに行く者を指す。

③ 地元の労働者

戸籍のある郷鎮で農業以外の仕事に従事する者を指す。

④ 出稼ぎ労働者

戸籍のある郷鎮以外の地域で働いている者を指す。

塚本隆敏は出稼ぎ労働者について次のように述べている。「出稼ぎ労働者はもはや職業が農業ではなく、農業生産から離れた農村人口である。出稼ぎ労働者は厳格に言えば、農民ではない。また都市の戸籍を持っていないので、都市人口とは言えない。……一般的に、出稼ぎ労働者とは何かと言えば、1つは当該地の農村から都会に出稼ぎに出る農民のことであり、これが出稼ぎ労働者の狭義の概念である。もう1つは農村戸籍の身分のまま、未だに都市戸籍を得られず、都会で賃金労働者となり、その労賃が自らの生活資源と郷里の家族の生活を支えている農民であり、これが出稼ぎ労働者の広義の概念である」²。

中国の流動人口の中で最大多数を占めるのは出稼ぎ労働者である。この出稼ぎ労働者の内、年齢が16歳から30歳までの新世代出稼ぎ労働者は約1億人いる。大多数の出稼ぎ労働者は、もはや「亦工亦農（工業もやれば農業もやる）」ではなく、製造業だけに打ち込み、中国の経済発展において中心的役割を担う存在になりつつある。

⑤ 出稼ぎ労働者子女

出稼ぎ労働者の中には単身者もいるが、子供がいる者もいる。出稼ぎ労働者の子供を出稼ぎ労働者子女と言う。出稼ぎ労働者子女は流動児童と留守児童を含んでいる。それぞれの概念を次に説明する。

⑥ 流動児童

流動児童は学術界にさまざまな定義がある。国家教育委員会と公安部は、1998年3月2日に発布した「流動児童少年就学暫定方法」³で流動児童について、次のよう

² 塚本隆敏（2010）『中国の農民工問題』創世社、7頁。

³ 教育部「流動児童少年就学暫定方法」（1998年3月2日公布）。

に述べている。「流動児童少年は6歳から14歳まで、あるいは7歳から15歳までの子供で両親または他の保護者と一緒に流入地で暫定的に半年以上暮らし、就学する能力を持っている児童である」。

しかし、本研究では、流動児童の実態をより正確に把握するため、出稼ぎに行く両親と一緒に流入し、流入地で3か月以上住んでいる子女を調査対象とした。

⑦ 留守児童

留守児童は、両親が2人共あるいは一方が他の地域に出稼ぎに行き、子供が農村に残され、両親の内の一方（多くは母親）や祖父母、親戚、両親の友人等が後見してくれ、両親と一緒に生活をしていない児童である。出稼ぎ労働者の急増に伴い、両親が都市へ出稼ぎに出た後、農村の自宅で過ごす子供も大幅に増加している。

中国の留守児童の境遇や背景は他の国と大きく異なっている。他の国では経済成長期には、女性の就業者の増加と共に、「鍵っ子」が増えている。「鍵っ子」は学校が終わって帰宅すると自分で家の鍵を開け、夕方親が帰るまでの数時間を一人で過ごす。しかし、中国の留守児童は農村に残されたままで、親と離れており、親の一方や祖父母、親戚、両親の友人等と一緒に暮らしている。そこで、親と長期間離れて暮らすことによる、いろいろな問題を抱えている。留守児童のしつけや心身の健康、学習等に関して様々な問題があることが報告されている。

本研究では、遼寧省大連市T郷の学校の小学校2年生から中学校卒業までの児童生徒を調査対象とした。

第6節 本研究に関する基礎理論

本研究のために用いた基礎理論は、次のものである。

① 流動児童と留守児童の教育に関する法制

政策と法律は国を統治する時や社会の平和のために重要な役割を果たしている。社会と教育の発展には政策と法律が必須である。義務教育を平等・均質に発展させることは、とりわけ流動児童と留守児童に対して重要である。流動児童と留守児童の教育問題の解決には、「憲法」、「義務教育法」、「未成年保護法」、戸籍制度、就職制度及び社会福祉制度等の法律や政策が必要である。

② 経済学理論

ワシーリー・レオンチェフ (Wassily Leontief) が1941年に発表した『アメリカ

経済の構造 1919—1929』⁴の中で、「投入—産出方法」(input-output method)を紹介した。また、ワシーリーは1953年の『アメリカ経済の構造』⁵の中で、さらに「投入—産出方法」を研究しており、米国が主に労働集約的に生産された財貨を輸出することを発見した。経済学からみると、投資より利益が大きいことは経済活動の基本的な目的である。

義務教育の投資と産出が均衡でない理由は2つある。1つは都市と農村の間、地域と地域の上に経済レベルの格差があるため、義務教育に対する投資の格差が生じていることである。例えば、学校の施設建築、教師陣、教育設備等の面での相違である。もう1つは、都市と農村の間、地域と地域の上の義務教育の能率の格差である。例えば、投資した設備が活用されるかどうかである。また、親が子女の教育に対して、積極的でない場合は、結局、投資した効果はないことになる。

③ 家庭教育学理論⁶

一般的に家庭は、人間社会の最小単位である個人の次に小さい単位である。個人はこの世に生れ落ちた時点では、「社会的動物であるところの人間」ではない。忌憚無く言ってしまうと、全く教育を受けていない状態では、人の姿をした動物(獣と同等)である。従って、人間らしく生活できるための、最も基本的な段階の教育として、生まれた時から段階を追って教育していかなければならない。成長するに従って、個人が家庭内で受ける影響は計り知れない。それらは食事やマナー、あるいは立居振舞や物の考え方に至るまで、多岐にわたる。

今日、精神的な未熟さや多忙等を理由に、この基本的な教育行為が出来ない親が社会問題になっている。一般的価値観の中には、「親が子供を育てるのは当然である。」とする価値観も見られるが、それが諸々の理由もあって出来ないことにより、親の苛立ち・不満・ストレスが鬱積し、子どもへの暴力や放置(児童虐待)として顕著化している。

学校(小学校等)の週休2日制に伴い、休みになった土曜日に親が子供にどのような教育サービスを提供することが出来るかということも、親の課題になっている。

⁴ Wassily Leontief(1941) *The Structure of the American Economy, 1919-1929* Harvard University Press.

⁵ Wassily Leontief(1953) *Studies in the Structure of the American Economy* The University of Chicago Press.

⁶ <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E6%95%99%E8%82%B2>

家庭教育に割ける時間と余裕の乏しい家庭が増え、なおかつ学校の教育力が低下している状況では、児童生徒の教育に対してかなり悪影響が生じているであろう。

④ 心理学理論

児童を取り巻く環境や体験は、児童の心身の成長に大きく影響する。児童を取り巻く生活環境や社会情勢は大変複雑である。児童のより良い成長のためには、教育の現場・家庭・地域社会の連動した取り組みが不可欠である。心理学的なカウンセリングや児童の保護者やその他の家族のカウンセラー的な役割等は流動児童と留守児童に対して、よい影響を与えている。また、教員にとっては、児童に知識や技術を身につけさせること、劣等感を持たせない技法を知っていること、自信を持たせること、自発的にしっかり勉強させること、たっぷり遊ばせること等が大変重要な任務である。児童は学ぶ喜び、作り出す楽しさを身につけることで、この時期に劣等感を乗り越えて成長する。

第1章 中国における改革開放と労働力の形成

第1節 中国における経済政策——改革開放と農村人口の過剰化

周知の通り、中国の改革開放路線は1978年12月の第十一期第三回中央委員会で正式に打ち出された。それ以来、経済改革及び市場経済の導入により、中国の経済は著しく成長してきた。今日、中国の改革開放の成果及びその評価に関する論考は数多くあるが、本論文と関連している農村改革の変遷についてここで簡単に述べておきたい。

中華人民共和国が成立する（1949年10月）まで、中国では、地主が土地を所有していた。農民は地主に小作料を払って土地を借りることになっていた。このような状態を小作制度と言った。小作制度というのは小作料を払って地主の土地を借りて、農業をすることである。小作制度には3つの特徴があった。①家庭を生産と生活の基本単位として、耕作すること、②農業と家庭内手工業を結合すること、③自給自足の自然経済、である。

中国共産党が政権を掌握して以降、この小作制度は徹底的に否定され、一時的に地主の土地は無償で農民に与えられた。その後、旧ソ連に習って、集団による農業経営の道を選んだ。いわゆる人民公社である。この制度は1982年まで全国で維持されてきた。1950年代後半以降30余年間農民を統制・管理してきた人民公社が形骸化し、1982年12月の憲法改正により、制度的にも消滅した。

人民公社の消滅した後に、「農家生産請負制」が全国で普及した。農民の収穫した農産物の一定量を地方政府に上納することを条件に、自由に農業経営をすることが認められるようになったのである。そのため、農民の生産意欲が喚起され、農産物の飛躍的な増産がもたらされた。農業生産性が高まったので、農民が所有・経営する郷鎮企業が登場してきた。しかし、郷鎮工場を建て、道路を作るような開発をしたことにより、耕地面積が激減していった。また、改革前は中国の農村人口が多く、全人口の8割を占めていたが、この農業改革により多くの余剰人口が生み出されることになった。その余剰人口は仕事を求め、いわゆる、出稼ぎ労働者と地元の労働者となって、働いていた。

第2節 都市における都市化による労働市場の形成

改革開放政策の進展していた中国では、都市における急速な経済成長に伴い、大規模な労働力移動が農村から都市へ発生した。その理由は次のようである。

まず第1に、都市の労働力の不足があった。改革開放により、東南沿海地区における経済の成長は急速であった。この成長が都市の労働力の不足をもたらしたのである。最初は東南部に限られていた労働力の不足が中西部まで広がる傾向がみられた。その不足は技術者や熟練労働者ばかりではなく、非熟練労働者にも広がった。

第2に、農村での1人当たりの農地の減少は、土地で暮らす農民の生活を難しくした。中国は国土は広いが、農地の比率は高くない。一方で、人口は多く、13億人を超えた。その中の60%前後の人々が農村で生活していた。従って、1人当たりの農地の面積が少なくなってきた。そのうえ、近年中国の経済成長は速く、工場用の土地が急に必要となり、多くの肥沃な農地が無くなっていった。そのため、1人当たりの耕地は一層狭くなった。この耕地の減少により、過剰労働力が出現することになった。中国はもともと農業人口が多く、労働力が過剰であったこともある。

第3に、近年は、農民が1年間苦勞して働いても、収入は少なかった。そのため、多くの農民は農業に従事する意欲を失っていた。農村の非農産業と比べ、また、都市の第二次産業あるいは第三次産業と比べ、農業は利益が少ない。農民がこのことに気がつくると、すぐに強烈な離農の傾向を示しだした。それと同時に、依然として存在していた中国の経済成長の地域によるアンバランスと都市と農村の格差はさらに拡大した。このような状況により先進地域に多くの農民が次々と引きつけられた。

市場経済の下で、収入を多く増えることは出稼ぎ労働者が都市に入る基本的な要因である。従って、出稼ぎ労働者が都市や他地域に流入し、就業の機会を求めるのは自然なことである。農業による収入には限りがあり、都市には農村より成功の機会が多くある。また、都市は魅力があるので、農民は都市に入りたがった。

第4に、中国には貧富の格差による都市と農村に分断された社会構造がある。深層から見ると、長い間に都市と農村に分断された社会構造ができ、その影響で巨大な利益の格差が生まれ、出稼ぎ労働者が出現した。農村では経済、社会の発展が緩慢で、労働者の収入や社会的地位は低く、就業の機会が少なく、文化生活は貧弱である等、都市と鮮明な対比を形成している。

1950年代以後、中国は都市と農村を切り離す社会構造を建設した。この体制下、様々な面で、都市と農村に対するそれぞれ異なる対策がとられた。長期間にわたって、だんだん固定化した戸籍制度があり、都市と農村の統治方法も異なるというように、都市と農村を区別する一国二制度が形成された。国家政策は益々都市に重きをおき、都市と農村の格差は小さくはならず、拡大するばかりであった。このような政策の下で多くの農民は都市に引きつけられた。

最後に第5として、産業構造の変化が挙げられる。改革開放以降、都市化が急速に進展し、産業構造が変化した。中国は現在、ちょうど第二次産業が第一次産業を追い越し、第三次産業の割合も急速に上昇している時期で、都市化と工業化の発展が著しい段階である。そのため、都市は多くの働き手を必要としている。こうした現実の中で、中国の都市では労働市場が形成されてきている。

「2013年全国農民工監測調査報告」⁷によると、2013年の全国の労働者の総数は2億6,894万人で、前年より633万人増加しており、増加率は2.4%である。その中で、出稼ぎ労働者は1億6,610万人で、前年より274万人増加しており、増加率は1.7%である。地元の労働者は1億284万人で、359万人増加、増加率は3.6%である。出稼

表1-1 労働者の数（単位：万人）

指標	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
労働者の総数	22,542	22,978	24,223	25,278	26,261	26,894
出稼ぎ労働者	14,041	14,533	15,335	15,863	16,336	16,610
世帯の一部が 出稼ぎに行く	11,182	11,567	12,264	12,584	12,961	13,085
世帯の全員が流 入地に入る	2,859	2,966	3,071	3,279	3,375	3,525
地元の労働者	8,501	8,445	8,888	9,415	9,925	10,284

出所：中国国家统计局「2013年全国農民工監測調査報告」より作成。

ぎ労働者の中で、世帯の一部が出稼ぎに行く出稼ぎ労働者は1億3,085万人で、124

⁷ 中国国家统计局「2013年全国農民工監測調査報告」（2014年5月12日公布）。

万人増加し、増加率は1.0%である。世帯の全員が流入地に入る出稼ぎ労働者は3,525万人で、150万人増加し、増加率は4.4%である（表1-1参照）。

表1-2に流出地別出稼ぎ労働者の状況を示した。出稼ぎ労働者の中で、7,739万人は省と省の間を流動し、出稼ぎ労働者数の46.6%を占めている。8,871万人は省内で流動し、出稼ぎ労働者数の53.4%を占めている。東部地域⁸の出稼ぎ労働者は主に省内で流動している。中部地域⁹は省と省の間を流動する者が多く、62.5%に達している。西部地域¹⁰の出稼ぎに行く農民工は主に省と省の間を流動している者が54.1%で、省内流動者の45.9%より、少し多い。

表1-2 2013年の流出地別出稼ぎに行く農民工の数及び比率（単位：万人、%）

指標	人数			比率		
	出稼ぎ労働者	省外	省内	出稼ぎ労働者	省外	省内
合計	16,610	7,739	8,871	100.0	46.6	53.4
東部地域	4,936	882	4,054	100.0	17.9	82.1
中部地域	6,424	4,017	2,407	100.0	62.5	37.5
西部地域	5,250	2,840	2,410	100.0	54.1	45.9

出所：中国国家统计局「2013年全国農民工監測調査報告」（2014）より作成。

地域別に出稼ぎ労働者の状況を詳しく見てみよう。

東部地域から省外へ流動している出稼ぎ労働者は882万人であるが、その中で、72.6%の出稼ぎ労働者は東部地域の省と省の間で流動している。中部地域から省外へ流動している出稼ぎ労働者は4,017万人であり、このうち、89.9%は東部地域へ流動している。西部地域から省外へ流動している出稼ぎ労働者は2,840万人で、この中で、82.7%は東部地域へ流動している。従って、省外へ流動している出稼ぎ労働者の中で、

⁸ 北京市、天津市、河北省、遼寧省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、広東省、海南省の3市、8省。

⁹ 山西省、吉林省、黒龍江省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省の8省。

¹⁰ 内モンゴル自治区、広西省、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏省、新疆自治区の1市、8省、3自治区。

東部地域へ流動している出稼ぎ労働者は6,602万人となり、85.3%を占めており、中西部地域へ流動している出稼ぎ労働者は1,068万人で、13.8%を占めている。

東部地域の出稼ぎ労働者は省内で流動している割合が高いが、中部の出稼ぎ労働者は省外へ出る割合が高い。働き先からみると、東部地域は経済の発展が著しいため流入する出稼ぎ労働者が圧倒的に多く、全国の主な出稼ぎ先となっている。

表1-3は都市のタイプによる出稼ぎ労働者の数と比率である。省外へ流動している出稼ぎ労働者は主に大・中都市へ流入しており、省内で流動している出稼ぎ労働者は主に小都市へ流入している。

表1-3 2013年の都市のタイプによる出稼ぎ労働者の数と比率（単位：万人、%）

指標	合計	直轄市	省都 都市	地級市（副省 級も含む）	小城鎮	その他
出稼ぎ労働者の数	16,610	1,410	3,657	5,553	5,921	69
省外流動	7,739	1,115	1,749	3,064	1,742	69
省内流動	8,871	295	1,908	2,489	4,179	0
出稼ぎ労働者の割合	100.0	8.5	22.0	33.4	35.7	0.4
省外流動	100.0	14.4	22.6	39.6	22.5	0.9
省内流動	100.0	3.3	21.5	28.1	47.1	0.0

出所：中国国家统计局「2013年全国出稼ぎ労働者監測調査報告」（2014）より作成。

中国は都市化プロセスの中で、現在前代未聞の人口移動が生じている。清華大学の毛其智によると、中央政府の人口流動・人口推移政策に今後大きな変化がない場合、2050年には流動人口は3億5,000万人前後に達する見通しである。毛は、今後20年から30年の間、国内の流動人口は2、3億人のレベルを維持し、人口の分布・構造、また、資質の面で複雑な変化が生じることになり、国家の戦略計画、政府による社会管理、公共サービスは厳しい課題を突き付けられる、との見方を示している¹¹。

¹¹ <http://www.chinanews.com/gn/2011/05-30/3077449.shtml> 2011年5月30日。

一方、『中国流動人口発展報告(2010)』¹²は、今後の中国の人口流動における4大基本趨勢を次のように示している。

第1に、流動人口数は増加の一途をたどるが、増加速度は徐々にスピードダウンする。年間の新規増加数は現在の600万人から、2050年には300万人前後に落ち着くであろう。

第2に、経済危機は地域の産業構造調整のきっかけとなり、人口の再分布を促進する。長距離を移動する人口は減少し、短期間に沿岸地域に人口が集中する情勢はやや弱まる。省都を中心として人口が流動するという現象が起こっているものの、沿海部、河沿い、主要輸送ライン沿い等の地域に人口が集中するという以前からの傾向は今後変わらないと予測される。

第3に、今後、中国の流動人口の分布は東部沿海地域に点在する都市群を重点とし、内陸部の都市密集地域を中軸とし、西部中心都市を集中点とする構造を形成する見通しである。

第4に、人口流動は生活に必要な金銭を得る段階から好ましい生活をする段階に転換する。流動人口の学歴は全国平均レベルよりやや高く、年齢構造は上昇化する傾向にあり、性別構成はバランスが取れてきている。世帯全体で流動する割合が上昇し、流入先での長期定住化傾向が顕著になり、流動人口の職業訓練、医療保険、年金等の問題の解決や業務管理体制改革に対する必要性が高まるであろう。

このように、中国は今後流動人口は現在より増加し、3億5,000万人になると予測され、政府の社会管理や公共サービスは厳しくなるとみられる。

中国は農村と都市の経済格差と計画経済体制の下で形成された戸籍制度があるため、人為的に都市と農村、都市人口と農村人口に分けられている。都市と農村では、医療、社会福祉、教育等の面で大きな格差がある。大規模な出稼ぎ労働者は、一方で都市の建設、経済の発展に大きな貢献をしているが、他方では、出稼ぎ労働者の家庭が以前より経済的に豊かになった代償として都市で衣食住、就職前の訓練養成、医療、社会福祉、子女の教育等に様々な問題が生じている。

子女の教育に関して言えば、農村は教育資源が足りず、そのために教員のレベルが低い。生徒の出身地域によって大学の合格ラインは異なる。都市の戸籍を持たない流

¹² 国家人口計画生育委員会流動人口サービス管理司（2010）『中国流動人口発展報告2010』中国人口出版社。

動児童は都市に入れば、流入地の学校に入るが、学力の差があったり、方言を使うなど、また、都市の生活や都市の学校の管理にすぐはなれない。

金融危機の影響を受け、2008年には、出稼ぎ労働者約2,000万人が仕事を見つけられず故郷へ戻った¹³。出稼ぎ労働は農村部の家庭にとって重要な収入源であったため、この帰郷に伴う家庭への経済的な打撃は避けられなかった。この帰郷は子女への影響も大きかった。農村の学校の施設・設備は古い。賑やかな都市から静かな農村に移り、学校に行っても知っている級友はいない。また、学校の管理方式が変わり、流動地に通っていた塾はなく、学習の程度も低いので、児童は戸惑い、新しい学校になかなか馴染めない。

出稼ぎ労働者は、18歳から45歳までの中青壮年が多いので、彼らの子供たちは就学している年齢である。2013年の「我国農村留守児童、城郷流動児童状況研究報告」¹⁴によると、全国の流動児童は3,581万人、留守児童は6,103万人で、合わせると9,684万人に達している。この数字は全国の児童27,891万人のうちの34.7%となり、全国の児童の3分の1を占めている。この1億人近くの流動児童と留守児童の教育問題は、放置しておくとも将来の中国の重石になる恐れがあり、無視できないものとなっている。

¹³ 央視『経済半小时』2009年2月16日付。

¹⁴ 全国婦聯課題組（2013）「我国農村留守児童、城郷流動児童状況研究報告」
<http://acwf.people.com.cn/n/2013/0510/c99013-21437965.html> 2014年11月15日。

第2章 先行研究と全国の流動児童と留守児童の状況

第1節 先行研究の検討

1994年頃から今日まで、出稼ぎ労働者子女の教育問題について、中国の教育界、学術界等の関心は勿論、日本からも一定の関心が寄せられている。この章では、まず、流動児童と留守児童に関する先行研究を検討し、次に流動児童に関する個人の研究を検討し、最後に留守児童に関する個人の研究を検討する。

1. 流動児童と留守児童に関する先行研究

直近の権威ある研究としては、全国婦聯児童部と中国人民大学人口及び発展研究センターが連携し、2012年に全国の農村の留守児童と都市の流動児童の状況についての研究を始め、全国婦聯課題組が2013年5月に発表した「我国農村留守児童、城郷流動児童状況研究報告」が挙げられる。この報告は全国の農村の留守児童と都市の流動児童の状況に関するもので、中国社会に与えた影響は非常に深刻で、報告のデータは新聞記事、論文、ニュース等に頻繁に引用されている。はじめに、この調査報告に基づいて、全国の流動児童と留守児童の基本的な状況を概観しておこう。つづいて、流動児童と留守児童に関する先行研究を検討する。

【全国の流動児童の状況】

- ① 全国の流動児童の数は3,581万人に達して、2005年より41.4%増加しており、増加スピードは速い。
- ② 各年齢層とも流動児童の数は急増している。特に高学年の児童の増加スピードが最も速い。
- ③ 流動児童は主に中東部に集中しているが、中西部地域でも、地元の児童に占めている比率が高い。
- ④ 県内の郷と郷の間を流動している児童が全国の流動児童に占めている比率が最も高く、38.3%である。次は省と省の間を流動する児童で30.1%である。
- ⑤ 多くの流動児童は長期間流動しており、平均3.7年である。
- ⑥ 流動児童が義務教育を受ける状況は良くなったが、就学前の児童と義務教育の後期児童の教育は「入園難」、「中途退学」、「流入地で進学するのが難しい」等いろいろな問題に直面している。

【全国の留守児童の状況】

- ① 農村の留守児童の数は 6,000 万人を超え、全国の児童数の 21.9%を占めている。
留守児童の数は 2005 年のデータと比べると、5 年の間に約 242 万人増えた。2000 年と 2005 年の全国の 1%人口サンプル調査報告によると、2000 年には留守児童は 2,443 万人であり、2005 年は約 5,800 万人に達している。既述したように、2012 年は 6,102.6 万人であるので、2000 年から 2012 年までの 12 年間に留守児童の数は約 2.5 倍になった。このことから留守児童は規模が大きく、増加のスピードが速いことが分かる。
- ② 就学前留守児童が急増した。農村の留守児童の年齢層が変わって、就学前の児童の数が急増している。農村の留守児童の中で、0-5 歳が 2,342 万人で、2005 年より 757 万人増加した。
- ③ 農村の留守児童と都市の流動児童の性別比率は全体的に大きな差はないが、年齢層からみると、差がある。3-14 歳の流動児童の中の男子の比率は留守児童の中の男子の比率より高いが、15 歳以上の流動児童の中の女子の比率は留守児童の中の女子より高い。出稼ぎ労働者は子女を連れて行く時、子女の性別によって、連れて行くかどうかを決めている。
- ④ 留守児童の地域分布は偏っており、労働力を流出している中西部に集中しているが、広東省、江蘇省等の経済が発展している東部地域の割合も高い。各地域の留守児童数が全国の留守児童数に占めている比率は四川省が 11.3%、河南省が 10.7%とこの 2 つの地域が高く、次は安徽省が 7.3%、広東省が 7.2%、湖南省が 7.1%である。この 5 つの省の留守児童は全国の留守児童の 43.6%を占めている。
一方、農村児童の中の留守児童の比率は、重慶、四川省、安徽省、江蘇省、江西省と湖南省で 50%を超えている。次に多いのは湖北省、広西省、広東省、貴州省で 40%を超えている。
留守児童は中西部に広く分布しているが、経済が発達している江蘇省、広東省にも分布していることが分かる。近年、これらの地域の青壮年の労働力の多くが沿海地域に流動し、そのため、多数の留守児童が集中している。留守児童が集中している省は労働力を流出する典型的な省が多いが、江蘇省、広東省では労働力は省内流動するため、同様に一定の規模の留守児童が生じている。
- ⑤ 約 3 分の 1 の留守児童は祖父母と一緒に住んでいる。両親が出稼ぎに行っている留

留守儿童の割合は全国の留守儿童数の 46.7%であり、この内、祖父母と一緒に住んでいる比率が 1 番高く、32.7%を占めている。親戚や両親の友人等と一緒に住んでいる留守儿童の割合は 10.7%である。また、留守儿童が 1 人で住んでいる割合は 3.4%である。この比率は低い、留守儿童の総数が大きいので、その数は 206 万人に達している。

⑥ 全体から見ると、農村の留守儿童が義務教育を受ける状況は良いが、中西部の省の一部では良くない。

⑦ 母が出稼ぎに行った留守儿童は義務教育を受けていない比率が 1 番高い。祖父母が保護者の場合、様々な問題が生じている。祖父母は学歴が低く、多数が小学校しか行っておらず、更に、8%の祖父と 25%の祖母は学校に行ったことがないので、児童の学習指導、交流等が難しい。

以上のように、「我国農村留守儿童、城郷流動児童状況研究報告」は流動児童と留守児童の教育問題をマクロ的に分析している。しかし、詳細かつ的確な実態調査に基づいた研究ではなく、流動児童と留守児童の教育の実態と問題点、双方に共通すること、あるいは差異をリアルに反映しているとは言えない。

劉成斌・呉新恵（2008）は流動児童の家庭や学校での状況は留守儿童より良いとしている。例えば、保護者の教育レベルが高く、親の児童の教育に対する管理がよい。教員に対して児童を差別するかという質問の回答に、「ない」と答えた比率が高く、教員の流動児童に対する関心が高い。教員や家庭教師の児童の学習上の援助程度からみると、流動児童の方が留守儿童より高い。授業中積極的に発言する流動児童の比率は留守儿童より高く、また、流動児童は宿題を良くしてくる。一方、流動児童が多くいる学校には体育等の授業科目がないこと、流動児童は転学回数が多いことを指摘している。また、劉成斌・呉新恵（2008）は家庭や学校で、留守儿童より流動児童の方が前向きに暮らしていると述べている¹⁵。

顔明芳（2000年3月）は上海の桃浦鎮で調査を行い、上海における流動児童の状況を検討した。その結果、上海の教育費用の基準が高いため、保護者は子女を公立学校に入学させる余裕がなかった。また、流動児童は学力が低いため、学校の成績を下げるので、学校側は児童を受け入れたがらない。それで、流動児童は簡易学校¹⁶で就学

¹⁵ 劉成斌・呉新恵（2008）『留守与流動—農民工子女的教育選択』上海交通大学出版社。

¹⁶ 一般学校より施設・設備が劣っている学校。

せざるを得ないとしている¹⁷。

義務教育は元々すべて無償ではないが、2006年6月29日に修正された「義務教育法」の第2条は、「義務教育は、学費も雑費も徴収しない」と定めているので、現在（2014年）は学費や雑費が高いという問題は解決されているはずである。例えば、2012年の筆者の大連市の調査では、政府は流動児童の教育対策を講じているので、D町の流動児童はほぼ全員公立学校に入学していた。

顔明芳（2000年12月）によると、保護者が児童を連れてきた理由は、1番目が児童の将来に期待がもてる、2番目が都市の環境に憧れた、3番目がもっと良い教育環境を求めた、4番目が農村は学費が高い、5番目が祖父母の過保護・放任に対する不安がある、6番目が農村の教師の質が低い、である¹⁸。

児童に良い教育環境を与えたいという親心があることは筆者の調査結果と一致している。

2. 流動児童の教育に関する先行研究

周佳（2007）は北京市、上海市、ハルビン市を研究対象とし、当該地域の政府の実施した政策と就学実態の関係について考察した。周は北京市や上海市のような大都市に流入した出稼ぎ労働者と、ハルビン市のような中都市に流入した出稼ぎ労働者では、児童に対する教育への積極性が異なっており、ハルビン市のような中都市では保護者が児童の教育を重視しない傾向があるとしている¹⁹。

しかし、筆者の調査では、保護者が児童を出稼ぎ先に連れて来た理由の上位は、「チャンスが多い」と「良い教育を受ける」で、流動児童の保護者はほぼ全員が都会に行くことが子女に良い教育環境を与え、将来のためになると考えたからで、児童の教育を重視していると判断できる。

一方、江秋鳳（2010）は保護者の児童の学歴への期待は出稼ぎの前後であまり変化がないとし、自身の子女には大学までの進学を望んでいると述べている²⁰。もともと、

¹⁷ 顔明芳（2000）「中国における流動児童少年の就学問題と簡単学校：上海市桃浦鎮を中心に」『教育福祉研究』第6号、13-20頁。

¹⁸ 顔明芳（2000）「中国流動児童の創出プロセスに関する研究—内陸部安徽省懷寧地域を中心に—」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第82号、111-120頁。

¹⁹ 周佳（2007）『教育政策執行研究—以進城就業農民工子女義務教育政策進行為例—』教育科学出版社。

²⁰ 江秋鳳（2010）「現代中国における農民出稼ぎ者の生活実態と意識変化：北京の農民出稼ぎ者の事例を中心に」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科紀要』第4巻、第1号、99-116頁。

大学卒の学歴を望んでいたのであれば、変化のないのは当然であろう。

植村広美（2009）は、流動児童の教育の変容を制度と実態の双方から捉え直し、また、行政のレベルから流動児童の個々のレベルに至る分析によって多面的に考察した²¹。

植村は上海や北京のような大都市では流動児童が公立校に入るのが難しい理由は、公立学校がすでに定員一杯であるからとしている。そのため、貧困層に属する流動児童の家庭は公立学校に比べて教育水準の低い簡易学校に子女を通学させざるを得ないと述べている。また、簡易学校の教員は学歴が低く、学校の施設や設備が劣っており、児童への教育水準が低い等の面で公立学校より簡易学校の方が劣ることを指摘している。

しかし、近年、政府は様々な対策を次々と講じているので、植村の調査結果と比べると、現在は流動児童の教育の状況は改善されている。筆者が調査したD町の学校は教員の学歴、学校の施設・設備、教育水準等が良かった。また、植村の調査では、補習授業の費用を負担したくないことが親が簡易学校を選択した理由の1つである。一方、筆者が調査したD町の流動児童の保護者は家で勉強する時、付き添っている者が多く、児童を塾に行かせる者も多い等、児童の学習に対して高い意識を持っていた。

植村は公立学校の教員が流動児童を受け入れるにあたって消極的であり、保護者に対して、「借読費²²」、「賛助金」等の費用が大きな負担になるので、留守児童が公立学校に入るのは難しいとしている。しかし、筆者の調査では、教員は保護者が安心して働けるように、流動児童を学校に受け入れる責任がある等の理由で、流動児童の受け入れに積極的で流動児童が公立学校に入学するのは容易であった。

これは近年、政府が児童の教育対策を講じていることと深い関係がある。大連市政府は2004年に収穫労働者子女の「借読費」を免除し、公立学校で就学している収穫労働者子女を当該地域の児童とすべて同等に扱っている。2006年には大連市の農村の収穫労働者子女の雑費と教科書代を免除し、2008年には都市の収穫労働者子女の雑費と教科書代が免除になった。これらの制度は収穫労働者子女が平等に教育を受ける権利を保障している。

巖善平（2011）は収穫労働者子女が出現して社会問題として浮上し始めてから、政府が次々に対応策を取っていることを記述している²³。1985年の「教育体制改革に

²¹ 植村広美（2009）『中国における「農民工子女」の教育機会に関する制度と実態』風間書房。

²² 校区以外の学校に転校した時、保護者が支払う授業料。

²³ 巖善平（2011）「第9章 農民工子女学校教育の政策と実態」

関する決定」、1986年の「義務教育法」、1992年の「義務教育実施細則」、1993年の「中国教育改革と発展綱要」、1995年の「教育法」、2001年の「国務院による基礎教育改革と発展に関する決定」の6つの法規にはともに義務教育は地方分権制を採用して実施するという共通した規定が定められており、中国政府の出稼ぎ労働者子女の教育問題に対する認識は最初の空白状態から責任の所在の明確化へ転換したとしている。

しかし、政府が2001年までにそのような法規を作り出しても、出稼ぎ労働者子女の教育問題は依然として解消されていない。公立学校に入るには諸費用（借読費や賛助金等）を支払わなければならない。これらは保護者にとって、経済的負担である。

3. 留守児童の教育に関する先行研究

「全国農村留守児童状況研究報告」（2008）²⁴は留守児童の本格的な調査であり、全国の農村の留守児童の数、区域分布、年齢、性別、教育の状況、保護者の状況等を把握したものである。留守児童が直面している主な問題について客観的に正確に把握しようとしたものであり、留守児童に対する政府の取り組みの経緯を総括し、そこに存在する問題を分析し、留守児童問題を解決する上での問題点をあげ、提案を示したものである。

塚本隆敏（2010）は留守児童の現状、教育上の諸問題、健康問題と保護者の問題等について詳しく論じている²⁵。塚本は留守児童の家庭が一般的な意味でいう家庭とは一定の区別があつて、正常ではなく、基本的に破壊された状況にあり、留守児童問題を早急に解決すべく、中央政府が政策を講じ、必ず実行すべきであると述べている。

三好章（2009）は農村の留守児童の教育の状況や家庭環境の一端を示し、基本的人権としての基礎教育が現在の中国の農村では行われていないこと、また、格差、不平等は深刻で、歴然として存在しているとしている²⁶。この論文の元になった調査は三好が行ったものではないものの、状況がかなり深刻になっていることを浮き彫りにした。

登坂学（2009）は留守児童が父母の愛情を渴望していること、父母との交流の欠如が原因で留守児童の性格や心理等に好ましくない変化が生じていること、留守児童の

https://www1.doshisha.ac.jp/~shyan/201103nihu_yan.pdf 2011年12月14日。

²⁴ 全国婦女聯合会（2008）「全国農村留守児童状況研究報告」

<http://wenku.baidu.com/view/d195723767ec102de2bd89ce.html> 2010年3月29日。

²⁵ 塚本隆敏（2010）『中国の農民工問題』創成社。

²⁶ 三好章（2009）「『農村留守児童』について」『中国21』第30巻、155-174頁。

思想及び道德の状況に出稼ぎ両親がまだ注意を向けていないことの3つの心理傾向を指摘した²⁷。

また、登坂（2012）は留守児童の生活状況と夢を把握するために、2010年12月24日—2011年1月7日にかけて、湖南省X県Z村で小学生19人を対象として、家族構成、児童の世話をしている者はだれか、希望学歴、希望職業等について調査を行った。希望学歴は19人の内、14人が回答し、全員が大学と答えた。また、希望職業は、14人の内、教員が半数で、3人は医師であった²⁸。

登坂（2012）の研究からみると、湖南省X県Z村の留守児童は高い学歴と良い職業に憧れていることが分かる。

謝妮・申健強・陳華聰（2010）は貴州省で調査を行ない、中学校には入学が基本的に保障されているが、生徒が中途退学すること、81.2%の留守児童は学習上、困難があるが、学校や家庭の援助がないこと、学習資源が不足していること、家の手伝いと通学に時間がかかること、成績が良くないことを指摘している²⁹。

近年、留守児童の教育に関して、政府が次々と政策を作り出しているが、問題は依然として存在している。筆者の調査では、農村の学校の施設・設備等が前より完備されているが、利用されていなかった。

以上の先行研究は出稼ぎ労働者子女の教育に関する法制度を検討し、教育の状況と問題点を分析し、透視し、相応な対策を提案している。これらは社会各界がこの問題を理解するためだけではなく、各級政府が関連する法規を制定し、調整するための根拠を提供している。しかし、流動児童問題と留守児童問題を別々に検討するという手法が主流であり、一括して横断的に理論分析を試みたものが少ない。また、日中政府が制定した法規の比較分析を通じて、同課題を考察するものはない。

第2節 全国の流動児童と留守児童の事例

出稼ぎ労働者は社会の発展に貢献しているが、彼らの子女は社会の弱い集団になっ

²⁷ 登坂学（2009）「中国農村における『留守児童』問題について」『九州保健福祉大学研究紀要』第10号、67-77頁。

²⁸ 登坂学（2012）「中国農村における留守児童の夢と社会的支援に関する一考察—フィールドワーク2年目の総括—」『九州保健福祉大学研究紀要』第13号、35-46頁。

²⁹ 謝妮・申健強・陳華聰（2010）『農村留守児童教育現況研究』経済科学出版社。

ている。ここでは流動児童が流入地に入った時、スムーズに地元の学校に入学事情と留守児童の生活や被害にあう例をみる。

1. 流動児童の事例

2002年、B市に多くの流動児童が発生したため、4つの簡易学校が建設された。しかし、学校の質と管理が悪く、保護者は訴訟を起こした。政府はこれに応じて、小学校と中学校を一緒にした大きいK学校を建設した³⁰。

各学期が終わり、学校が休みになる前、そのK学校では児童生徒の1人1人にアンケート用紙が配られ、次の学期にK学校で就学し続けるかどうかをたずねる。学校の副校長によれば、児童生徒の流動性が高いため、この調査を実施するというのである。

流動児童について副校長は次のように語った。流動児童は両親の移動により、常に転校する。各地の授業コースの設置、授業の進捗や進学制度の制約のため、また、流動先の教育環境になれないために、児童生徒は授業についていけない。また、新しい環境では安心感が持てないから、勉強に対する積極性を失う。これらの流動児童は両親の仕事の都合により、1つの都市、あるいは数都市の間で、住所を変え続けている。流動児童は固定的な住所と学校がない。K学校では、28.6%の児童生徒は1回、15.8%は2回以上転校している。

かなりの数の流動児童は教育の機会を失い、教育を受けることを放棄する。流動児童が両親と一緒に都市に入って就学する場合、学習の中断性が存在している。その中断の期間は数日間あるいは数か月間、さらには半年以上のこともある。ほとんどの両親は子供を都市に連れて行く時は必ず学校に通わせなければならないと思う。しかし、住む所を探さなければならない、適切な学校が見つけれられない、転学の手続きが繁雑である等の理由で、都市に着いてから流動児童はしばらくの間学校に行かない。また、一部の流動児童は農村に戻った時も、すぐには元の学校に再入学の手続きをとることができない。ここでも流入地に入った時と同じ困難があるのである。

2. 留守児童の事例

本来なら、両親のいる家庭で育つはずの子供が、親が出稼ぎに行くため、1人親や、祖父母と暮らすことを余儀なくされている。親の目が届かなかつたり、守ってくれる

³⁰ 「千名流動児童少年生存調査」

<http://www.chinanews.com/edu/2010/08-31/2501496.shtml> 2010年8月31日。

人がいなくなったりする。そのため、留守児童の痛ましい事件がしばしば報道される。

2.1 Eの事例

2011年11月6日の日本の朝日新聞は「成長の陰 留守児童 5800万人」³¹という記事の中で、河南省T市郊外にある農村に住んでいるR（祖母 61歳）とその孫E（12歳）のことを紹介している。

Eの両親は、約900km離れた北京に出稼ぎに行ったまま戻ってこない。Rさんは「自分は字が読めないから何も教えてあげられない」と言っている。村の塾は面倒を見切れない祖父母らが孫を送り込むので、人数が増えている。中学1年生のEのクラスの約40人の大半は親が出稼ぎに出た留守児童である。この村では、授業をサボってネットカフェに入り浸ったり、「手っ取り早く金を稼ぎたい」と、中学を卒業すると、すぐに都会に出て行ったりする子が少なくないということである。

2.2 Aの事例

2014年1月20日、安徽省で9歳の留守男児Aが首をつって自殺した³²。2年前、Aの両親は離婚した。その日までに祖父母、おじと一緒に住んでいたAは2年間会っていない母親が春節（旧暦の1月1日である）にも帰ってこないと聞かされていた。また、当日Aは不合格という国語の成績を受け取っていた。Aは勉強に興味を持たず、成績が悪い。祖父母もおじもAの勉強に対して関心が無かった。Aが生まれてから9年間、父親はずっと出稼ぎに行き、家にいなかった。両親が離婚してから、母親は債務を返済するため、出稼ぎを始めた。この2年間、Aのそばにいなかったため、母親はAの様子を知らなかった。両親が離婚したこと、成績が悪いこと、それから母親が新年に帰って来ないことで、9歳の子供は自殺した。

2.3 その他の事例

- ① 2012年10月12日、13歳の留守児童は縫い針3本を飲み込んだ。原因は学校に行きたくないこと、両親と一緒に暮らしたかったこと、である³³。
- ② 2012年11月15日、ゴミ箱の中に火をおこして暖まろうとして、5人の留守児童が中毒で死亡した。生前、5人の留守児童は家に食べ物がなく、面倒を見てくれる保

³¹ 朝日新聞 2011年11月6日付。

³² 「安徽9歳留守児童上吊自殺 父親拒絶葬進祖墳」
<http://society.chinaiiss.com/html/20141/29/a67344.html> 2014年1月29日。

³³ 「留守女孩吞針 想与父母在一起」
http://www.youth.cn/wrzn/zxgz/201210/t20121012_2504842.htm 2012年11月1日。

護者もいないため、あちこち放浪していた³⁴。

- ③ 2012年11月30日、13歳の女子留守児童は通学バスの運転手に強姦された。この児童は小学校5年生の時も強姦されたことがあった³⁵。
- ④ 2012年12月14日、河南省で22人の児童が刃物で切られた。この中の大部分は留守児童であった³⁶。
- ⑤ 2013年5月6日、6歳の女子留守児童は見知らぬ人の「一緒にお母さんを探しに行こう」という言葉を簡単に信じてついて行き、翌日の午後、死体となって発見された³⁷。
- ⑥ 2014年1月9日、広西省の13歳の女子留守児童は11歳から13歳までの2年間に16人の中高年の男性から少なくとも50回強姦された³⁸。

これらの痛ましい事例は中国全土の人々をひどく驚愕させ、悲しませるニュースであった。なぜ、留守児童をだまして連れ去るのがそんなに簡単にできるのか。なぜ、不幸な目にあったのは留守児童なのか。なぜ、不法な輩は留守児童を狙うのか。なぜ、留守児童は衣食住が満足に与えられないのか。これらの留守児童の不幸な事件はいろいろな原因で起きている。保護者は保護する力が薄く、父母は責任が弱く、学校は教育指導が欠乏し、社会には関心が不足しており、政府は役割を果たしていない。

全国にいる1億人近くの流動児童と留守児童は中国の未来の後継者である。彼らは社会の弱者であるから、彼らの生活、学習、身体の安全等は保護されるべきである。国はこれら出稼ぎ労働者子女の問題をどう捉えているのであろうか。政府は流動児童と留守児童の教育に対して、どのような政策、法律を打ち出しているのであろうか。それについて、次章で明らかにする。

³⁴ 「貴州5名悶死児童生前歲月：在家只能食稀飯塩巴」
<http://life.jschina.com.cn/system/2012/11/22/015298865.shtml> 2012年11月22日。

³⁵ 「13歳女子称每3週遭校車司機強姦1次 曾遭輪奸」
http://news.youth.cn/gn/201212/t20121210_2697769.htm 2012年12月10日。

³⁶ 「留守児童：河南22名小学生被砍傷」
<http://www.yaolan.com/news/201212171152168.shtml> 2012年12月17日。

³⁷ 「6歳留守女童轻信『带你找媽媽』被騙走慘遭殺害」
http://www.cnr.cn/gundong/201305/t20130508_512531669.shtml 2013年5月8日。

³⁸ 「13歳留守女童遭16人強姦 2年遭性侵至少50次」
<http://news.e23.cn/content/2014-01-10/2014011000235.html> 2014年1月9日。

第3章 出稼ぎ労働者子女の教育に関する法制と日本の法制

出稼ぎ労働者子女の増加や就学の困難な状況、被害にあう事件に対し、政府は社会主義和諧社会を建設するために対処を迫られた。そこで、政府は彼らの教育を受ける権利を保障するために次々と新たな措置を講じている。本章ではこれらの法制について考察する。

第1節 中国における出稼ぎ労働者子女の教育に関する法制

出稼ぎ労働者子女が増加する中、政府は出稼ぎ労働者子女の教育問題を認識し、様々な解決策を講じている。

1. 中央政府による制定法規

1.1 「義務教育法」

より良い教育を求めるという社会的背景から、「義務教育法」は2006年6月30日に公布され、同年9月1日から施行された³⁹。

第2条「義務教育は、学費も雑費も徴収しない」は、出稼ぎ労働者子女の就学に対する経済上の負担を軽くするものである。これは出稼ぎ労働者子女の教育問題を解決しやすくする。

第4条「中華人民共和国の国籍を持っている児童・少年は性別、民族、家庭の財産状況、信仰等に関わらず、平等に義務教育を受ける権利と義務を持っている」は、出稼ぎ労働者子女が平等に教育を受けられることを保障している。

第5条「各レベルの政府及び関連部門は当法に従い、責任を分担して管理し、学齢にある児童・少年が義務教育を受ける権利を保障する。父母又は他の保護者は未成年の子女が教育を受けるために必要な環境を提供しなければならない。社会組織及び個人は共に学齢にある児童・少年のため、学校の整備を支援し、良好な学習環境をつくらなければならない」は、出稼ぎ労働者子女が教育を受けるための良い環境を保障するものである。

第6条「義務教育の均衡的発展を促進し、手薄な学校条件を改善し、困窮家庭の児童にも教育を受けさせることを、中央政府と地方政府の義務として求める」は、社会

³⁹ 国務院「義務教育法」(2006年6月30日公布)。

的弱者である出稼ぎ労働者子女が平等に教育を受ける権利を保障するものである。

第8条「政府の教育監督機関は義務教育に関する法整備等の実施状況、教育の質及び均衡・均質的な教育の発展状況について監督し、その報告を公布するべきである」は、出稼ぎ労働者子女が均衡・均質に義務教育を受けられる根拠である。

第12条「家族が働いている地域で、その子女が義務教育を受けることができるようにする」は、流動児童が流動地で入学することを容易にするものである。

第29条「教員は児童を差別してはならない」は、出稼ぎ労働者子女の合法的な權益を保証するものである。

第44条「各レベルの政府は困窮家庭の児童に教科書を提供し、寄宿生に生活費を支援する」は、出稼ぎ労働者子女の特別な家庭環境と経済上の問題に十分に配慮するものである。

以上の規定は、法律上出稼ぎ労働者子女が教育を受ける権利を保障している。

1.2 「未成年者保護法」

新たに修正された「未成年者保護法」は2006年12月29日公布され、2007年6月1日から施行された⁴⁰。この法律は未成年者に対する保護を強化し、未成年者の成長を守る基本的な法律である。出稼ぎ労働者子女に対して基本的権利を保証することに特別に留意した内容がこの「未成年者保護法」に取り入れられている。具体的な条文は次の通りである。

第10条は、「父母又は他の保護者は、良好で親密な家庭環境を作り、未成年者への監督保護の責任及び養育の義務を果たさなければならない。未成年者に対して家庭内で暴力を振るうことを禁止する。未成年者を虐待し、遺棄することを禁止する。間引きその他の嬰兒に対する残虐行為を禁止する。女性の未成年者及び障害を有する未成年者に対する差別を禁止する」となっており、父母または保護者は未成年者に対して良い家庭環境を整えるよう定めている。

第12条は、「父母又は他の保護者は、家庭教育についての知識を習得し、監督保護の責任を確実に果たし、未成年者を養育し、教育しなければならない。関係する国の機関及び社会団体は、未成年者の父母又は他の保護者に対して、家庭教育の指導を行わなければならない」で、父母、国、社会団体は家庭教育に責任があることを謳っている。

⁴⁰ 国務院「未成年者保護法」(2006年12月29日公布)。

第13条は、「父母又は他の保護者は、未成年者の教育を受ける権利を尊重し、学齢期の未成年者が学校に入学し、義務教育を受けて、これを修了するよう導かなければならない。義務教育を受けている未成年者を中途退学させてはならない」としている。

第16条は、「父母が、出稼ぎ労働その他の理由で、未成年者への監督保護の責務を果たすことができない場合は、その能力のある他の成人に後見を委託しなければならない」と規定し、また、第28条においては、「各レベルの人民政府は、未成年者の教育を受ける権利を保障しなければならない、経済状態が困難な家庭の未成年者、身体に障害を有する未成年者、又は出稼ぎ家庭の未成年者等が義務教育を受けることができるよう、措置を講じなければならない」と定められている。

以上の条文にあるように、「未成年者保護法」は出稼ぎ労働者子女の家庭環境に対する配慮と保護者の責任を強調している。法律の中で父母または他の保護者が児童に対する責任を負っており、児童に対して良好な家庭環境を提供しなければならない、と明記している。これらの条文は家庭環境が悪化し、不安定である出稼ぎ労働者子女の法律上の権利を保障している。このことから、政府が出稼ぎ労働者子女の教育や養育、家庭環境等を重視していることが分かる。

1.3 教育部指導者の声明・発言

教育部⁴¹の指導者も出稼ぎ労働者子女の教育問題に関心を示し始めている。代表的なものとしては、教育部副部長の陳小婭の声明と発言がある。

① 2007年7月、陳小婭が各教育行政部門は農村の留守児童の教育、生活支援をしなければならないという、次のような声明を発表した⁴²。

各教育行政部門は農村の留守児童の記録書を作成し、留守児童の状況を直ちに把握できるようにし、教育や生活支援をすることを当該地の義務教育の事業の改善の中心とする。

教育部門は資金、設備、教員の養成等の面において、留守児童が多く在籍する学校を支援し、婦女联合会や共産主義青年団等の部門と密接に協力し、様々な支援活動を発展させ、管理を強化する。学校経営の基準に沿っている学校は支援し、学校経営の基準に達していない学校は指導し、留守児童の合法的権利をしっかりと守る。

⁴¹ 日本の文部科学省に当たる。

⁴² 教育部副部長の陳小婭「教育部要求建立農村留守児童档案」

http://news.xinhuanet.com/legal/2007-07/06/content_6335501.htm 2012年8月24日。

農村の小中学校は留守児童の教育と監督の責任を負い、学習上・生活上の困難が生じた場合、支援し、解決しなければならない。

- ② 2008年10月、一部の省・市の教育の責任者が参加した農村の留守児童に対する事業の検討会で陳小婭は次のように述べている⁴³。

各レベルの政府、特に教育行政部門は農村の留守児童に対する事業を真剣に研究し、責任を強化し、農村の留守児童に対する事業をしっかりとやり遂げることを一層重視すること。留守児童の教育問題の解決に対して、政府はリーダーとして、各関連部門と協力して、地域の特性に応じて、好ましい解決方法を探すようにすること。都市と農村の教育が調和的に発展し、義務教育を均衡的に発展させるという視点から、これまでの経験を取り入れた上で、農村の教育体制を徐々に改革・完備し、農村の留守児童の教育問題を学校の通常の教育活動に取り入れなければならない。

1.4 「**关于貫徹落實中央指示精神 積極開展關愛農村留守流動兒童工作的通知**」(「**中央政府の指示に従って留守児童と流動児童に対する政府の仕事を積極的にすすめる通知**」)

2007年に中国共産党中央組織部、全国婦女聯合会、教育部、公安部、民政部、衛生部、共産主義青年団の7部門は連携行動を開始し、中央政府は農村の流動児童と留守児童の問題を効果的に解決することを促進するという通知(以下「通知」とする)を出した⁴⁴。その骨子は次のとおりである。

- ① 農村の流動児童と留守児童に対する事業の重要性を十分に認識すること
- ② 農村の流動児童と留守児童の教育管理の事業をしっかりとやり遂げること
- ③ 農村の流動児童と留守児童の戸籍管理と權益保護に強めること
- ④ 農村の流動児童と留守児童の支援メカニズムを完全にすること
- ⑤ 農村の流動児童と留守児童の医療保健サービスを徐々に推進すること
- ⑥ 農村の流動児童と留守児童に対する関心と支援を絶えず強めるようにすること
- ⑦ 農村の流動児童と留守児童に対する事業を一致協力して、推進すること
- ⑧ 農村の流動児童と留守児童の事業に対する党の指導の役割を確実に強化すること

以上の外に、各関連部門はそれぞれ具体的な措置を以下のように示した。

⁴³ 中国教育報 2008年11月1日付。

⁴⁴ 中央組織部等「**关于貫徹落實中央指示精神 積極開展關愛農村留守流動兒童工作的通知**」(2007年7月20日公布)。

全国婦女聯合会は、「家長が子女の保護と教育の責任を負うよう導くこと」、教育部は「農民工子女は就学の費用において当地の児童と平等であること」、衛生部は「流動児童と留守児童が基本的な医療サービスを利用する権利をきちんと保証すること」、民政部は「非常に貧しい流動児童と留守児童に社会的支援を与えること」、公安部は「留守児童の侵害事件は小さくても大きくてもすぐに解決すること」、中共中央組織部は「農村が安定しているかどうかは幹部の任免と賞罰の根拠になること」、等である。

2007年7月26日に全国婦女聯合会、中共中央組織部等関連部門は北京で流動児童と留守児童の支援事業を強めるという会議を開いた。関連部門の責任者はどのようにして「通知」の精神を徹底して行うべきか、指導を強化すべきか、農村の流動児童と留守児童の事業を実施すべきかについて検討した。

1.5 「国務院辦公庁關於規範農村義務教育学校布局調整的意見」（「農村の義務教育学校の配置を計画的に行う国務院の意見」）

中国の出稼ぎ労働者子女は毎年増加しており、農村の出生率は持続的に低くなっている。そのため、農村の学齢児童数は少なくなり、学校は合併が進んでいる。農村の学校が大幅に減少したことにより、児童の通学距離が長くなり、登下校中の交通被害が増加した。通学バスが導入されると、児童の家庭の経済的な負担は増加した。一方で、合併により児童が増加したことで寄宿学校が不足し、クラスの児童数が定員を超過する問題が生じてきた。こういう状況の下で、農村の学校を円滑に運営するために、国務院は2012年に「国務院辦公庁關於規範農村義務教育学校布局調整的意見」を出した⁴⁵。この意見の主な内容は次のようである。

農村の義務教育学校の配置計画を科学的に作ること。すなわち、県レベルの政府は農村の義務教育学校の配置を計画し、地域内の村小学校、中心小学校と中学校の配置及び寄宿学校と非寄宿学校の比率を確認し、学校の配置は郷鎮の建設と学齢児童の居住の特徴と適応することを保障し、学校の配置、調整を保障する措置を明確にする。農村の義務教育学校の配置は児童が居住地の近くで就学できることを保障する。

学校を合併するプロセスと行為を厳しく設定する。農村の義務教育学校を盲目的に合併することを断固として阻止する。

⁴⁵ 国務院「国務院辦公庁關於規範農村義務教育学校布局調整的意見」（2012年9月7日公布）。

学校を合併する時、生じた主な問題を解決する。農村の寄宿学校の建設と管理を強める。児童が通学する時、交通安全を保障する。合併した後、クラスの児童数が定員を超過しないように解決する。

以上の内容からみると、政府は現在の農村の義務教育学校に存在している問題を認識している。その上、この問題を解決するため、様々な対策を講じていることが分かる。

1.6 「中共教育部党组关于学习贯彻胡锦涛总书记等中央领导同志教师节期间贺信和讲话精神的通知」(「胡锦涛总书记等的大臣が教師の日の祝いのために出した手紙と発言の内容を学習するようという教育部の通知」)

2012年、教師の日の祝いのために出した教育部の「中共教育部党组关于学习贯彻胡锦涛总书记等中央领导同志教师节期间贺信和讲话精神的通知」の中で、出稼ぎ労働者子女の教育に関する主な内容は、以下のようになっている⁴⁶。

「義務教育を均衡的に発展させる意義を十分に意識し、その責任を遂行させるようにする必要がある。教育費の投入を拡大する。措置、政策を実効あるものに改善し、実施する。各学校をよく管理し、児童が健康的に成長するよう努める。農村の義務教育の質が劣っている学校、中西部の農村の中学校校舎、施設が整っていない学校の改造を実施する。出稼ぎ労働者子女が公立学校で就学する権利を保障する。留守児童を優先的に寄宿学校に入るようにする。学校を合併する時に生じた問題を重視し、解決策を講ずる。農村に寄宿学校を建設し、管理を強化する」

この通知からみると、政府は出稼ぎ労働者子女の教育を重視し、積極的に義務教育を受けさせようと努力している姿が見える。

1.7 「十八大報告」(「第十八次全国代表大会の報告」)

中国共産党第十八次全国代表大会は2012年11月8日に開催され、国家主席胡錦濤が報告した⁴⁷。十八大での国家主席胡錦濤の報告(以下、「十八大報告」とする)によって中国に特有な社会主義の旗が高く掲げられた。「鄧小平理論」及び「3つの代表」という重要な思想に従うよう全国の代表が指導され、「科学的発展観」は真剣にやり通し、発想を自由にしつつ、改革開放を堅持し、力を凝結し、堅塁を攻撃し、中国独自

⁴⁶ 教育部「中共教育部党组关于学习贯彻胡锦涛总书记等中央领导同志教师节期间贺信和讲话精神的通知」(2012年9月12日公布)。

⁴⁷ 中央委員会「十八大報告」(2012年11月8日公布)。

の社会主義の道に沿って、中流程度の社会を建設するため努力するというテーマで議論が行われた。

国家主席胡錦濤が述べた「科学的発展観」とは政治、経済、文化等各方面の発展が互いに結び付き、互いに促進しあい、均衡するというものである。しかし、現在の社会主義初期段階（鄧小平理論で中国は現在、社会主義初期段階で、そして、長い間（約100年）、この社会主義初期段階に属しているとされている。）において、都市と農村、また、地域間の発展の不均衡、貧富の差の拡大等の社会問題が次々と生じている。出稼ぎ労働者子女の教育問題はその多数の問題の中の一つである。「科学的発展観」は都市と農村の問題を解決し、社会主義和諧社会を建設するために、政府の力と人民の手で出稼ぎ労働者子女の問題を解消する理論根拠になっている。

「十八大報告」の中では、「出稼ぎ労働者子女が平等に教育を受けることを積極的に促進する」と明記している。5年前の「十七大報告」では「貧困家庭を保護し、出稼ぎ労働者子女が平等に義務教育を受ける権利を保障する」と、「義務教育」となっていたものが「十八大報告」では、単に「教育」となっている。ここから、政府が出稼ぎ労働者子女の教育を受ける権利を保障する範囲が広がっている。

1.8 「教育部 2013 年工作要点」（「教育部が出した 2013 年の業務の重要点」）

「教育部 2013 年工作要点」には、教育部の出稼ぎ労働者子女の教育問題計画がのせられており、以下のように記されている⁴⁸。

就学前の教育の進度を速める。就学前の3年間の行動計画を実施し、指導と監督を強める。各地域の良い例と経験を参考にして、入園をしやすいとする。全力をあげて公立幼稚園の発展に努め、幼稚園の数と質を高めるよう奨励する。幼稚園の教育事業の指導と管理に力を入れる。義務教育をバランスよく発展させることを大段的に推進する。各地域の都市化のプロセス、新農村の建設と人口流動の状況に基づいて、学校の施設配置を統一的に計画する。農村の教育事業を発展させる。公共的な教育設備を合理的に配置し、農村、貧しい地域等を重点的に支援し、教育の発展の格差を小さくする。農村の職業教育を推進する。教員の質を向上させる。優秀な教員を選んで、農村で教職に就かせるようにする。義務教育体制の改革を強力に推進する。義務教育がバランスよく発展するような完全な体制を作る。農村の学校の運営費を引き上げる。主として出稼ぎ労働者子女の流入地とそこの公立学校に対する教育政策を完全なものに

⁴⁸ 教育部「教育部 2013 年工作要点」（2013 年 1 月 23 日公布）。

する。他の部と一緒に農村の留守児童に対する関心を高めるような体制を確立する。

この中では出稼ぎ労働者子女の教育問題がより仔細に認識されている。すなわち、国家主席胡錦濤の報告に比べ、「教育部 2013 年工作要点」では具体的に政務が指示されている。

1.9 「十八届四中全会報告」(「第十八回中央委員会第四回会議の報告」)

中国共産党第十八回中央委員会第四回会議が 2014 年 10 月 20 日から 23 日まで北京で行われ、中央委員会総書記習近平が次のような報告をした⁴⁹。

中国特有の社会主義法治社会を早急に建設する。憲法を中心とした中国特有の社会主義法治システムを完全にし、憲法を実施することを強める。法律に従って行政を行うことを強力に促進し、法治政府を早く建設する。司法を公正にすることを保証し、司法の公信力を上げる。社会の法治意識を高め、法治社会を建設することを促進する。法治作業集団を堅固にする。国家が法律に従って国を統治するよう指導を強める。

2. 大連市の取り組み

2.1 「關於進一步做好進城務工就業農民工的子女接受義務教育工作的意見」(「出稼ぎ労働者子女に義務教育を受けることを一層求める意見」)

2004 年、出稼ぎ労働者子女の教育問題が深刻になり、この問題を解決するため、大連市教育局は「關於進一步做好進城務工就業農民工的子女接受義務教育工作的意見」⁵⁰を出した。その中で、できる限り、出稼ぎ労働者子女を学区内の公立学校に就学させ、「借読費」を免除し、公立学校で就学している出稼ぎ労働者子女を当該地域の児童とすべて同じ扱いにし、教育部門と学校が差別をしないようにし、学校は児童の学力に応じて、彼らに補習や援助を行って、早く新しい環境に慣れるようにすること、と定めている。2008 年には、都市の出稼ぎ労働者子女も雑費と教科書代が免除になった。

2.2 「關於切實做好 2009 年義務教育階段学校招生工作的意見」(「2009 年の事情に応じて義務教育学校が児童生徒を募集すること求める意見」)

2009 年の「關於切實做好 2009 年義務教育階段学校招生工作的意見」⁵¹では、「流入地政府が中心となり、公立学校が中心となり」出稼ぎ労働者子女の教育問題を解決し、

⁴⁹ 中央委員会「十八届四中全会報告」(2014 年 10 月 20 日公布)。

⁵⁰ 大連市教育局「關於進一步做好進城務工就業農民工的子女接受義務教育工作的意見」(2004 年 10 月 15 日公布)。

⁵¹ 大連市教育局「關於切實做好 2009 年義務教育階段学校招生工作的意見」(2009 年 4 月 13 日公布)。

当該地の児童生徒と同等の待遇をし、義務教育段階の学校が不当な理由で出稼ぎ労働者子女の受け入れを拒否してはならない、と定めている。

2.3 「关于切实做好 2011 年義務教育階段学校招生工作的意見」(「2011 年の事情に応じて義務教育学校が児童生徒を募集すること求める意見」)

2011 年の「关于切实做好 2011 年義務教育階段学校招生工作的意見」⁵²では、2009 年に定められた流動児童の教育を受ける権利を保障する内容を強化した上で、当該地域に戻ってきた流動児童と留守児童の教育を受ける権利を保障する、と定めている。

2.4 「大連市教育局关于切实做好義務教育階段学校招生工作的意見 2013」(「大連市教育局の 2013 年のの事情に応じて義務教育学校が児童生徒を募集すること求める意見」)

2013 年の教育の秩序を保ち、教育の平等を促進するための「大連市教育局关于切实做好義務教育階段学校招生工作的意見 2013」⁵³では、出稼ぎ労働者子女が平等に教育を受ける権利を保障し、留守児童の親の出稼ぎの状況と保護者の状況を把握し、変化があれば直ちに更新し、留守児童の状況を正確に把握し、留守児童が教育を受ける全行程を管理することを強める、と定めている。

2.5 「大連市教育局关于切实做好義務教育階段学校招生工作的意見 2014」(「大連市教育局の 2014 年のの事情に応じて義務教育学校が児童生徒を募集すること求める意見」)

2014 年の「大連市教育局关于切实做好義務教育階段学校招生工作的意見 2014」⁵⁴では、教育行政部門は学校の実際の状況に基づき、公平、公開と居住地の近くで就学させる原則に基づいて、出稼ぎ労働者子女が平等に教育を受ける権利を保障する、と定めている。

大連市教育局が出したこれらの制度は、単に出稼ぎ労働者子女の教育を受ける権利を保障することから均衡・平等に教育を受ける権利を保障するまでに発展しており、出稼ぎ労働者子女の教育に強い関心を示している。

ここまで、中央政府、各部門、地方政府の方針や指示、法律を検証してきたが、ど

⁵² 大連市教育局「关于切实做好 2011 年義務教育階段学校招生工作的意見」(2011 年 5 月 7 日公布)。

⁵³ 大連市教育局「大連市教育局关于切实做好義務教育階段学校招生工作的意見 2013」(2013 年 5 月 6 日公布)。

⁵⁴ 大連市教育局「大連市教育局关于切实做好義務教育階段学校招生工作的意見 2014」(2014 年 5 月 7 日公布)。

の内容においても、現指導者は流動児童と留守児童の教育問題について関心を示していることが確認できる。しかし、現実の流動児童と留守児童の状況はどうであろうか。教育問題は依然存在し、さらにもっと深刻化することが予想される。

ところで、日本は世界の先進国であり、早い時期に近代的な教育制度の基礎を確立した。従って、中国の教育法の整備を検討する上で、日本の教育制度を参考にすることは有効であると考えられる。そこで、次節では、日本における義務教育制度を検討する。

第2節 日本における教育に関する法制

日本の義務教育は日本国憲法と教育基本法、学校教育法に定められている。

日本国憲法第26条は「①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、それを無償とする」と定めている。これは国民の教育を受ける権利を謳っている。

教育基本法（2006年）の第5条は「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う」と定めている。義務教育の目的は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」である。

学校教育法の第17条は、保護者はその子女を満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日に属する学年の終わりまで9年間を小中学校または特別支援学校の小中学部に就学させる義務がある、としている。また、第38条は、「市町村は、その地域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない」と定めている。

これらは児童生徒の教育を受ける権利を保障するためには保護者に就学義務を課すだけでは十分ではないことから、学校も授業料を徴収せず、加えて、市町村に対しては小中学校等の設置義務等を課している。

教育基本法の第4条「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」は、国民が教育を受ける権利を国が保障しているものである。

第 10 条は「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じるよう努めなければならない」で、第 13 条は「学校、家庭、及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」となっており、子供をとりまくすべて人々が、子供の教育に責任があることを明記している。

憲法第 26 条で、保護者に対して子女に普通教育を受けさせる義務を負わせ、教育基本法第 4 条では、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」とし、また、学校教育法第 19 条では「経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市長村は、必要な援助を与えなければならない」と定めている。このように、政府、保護者の経済的理由による就学義務の中断を許さず、援助の手を差し伸べている。

第 3 節 中国と日本の義務教育の比較

国民が納めている税金は、公平に使用されるべきである。中国の教育に関して、出稼ぎ労働者子女が差別待遇をうけていることは問題である。筆者が調査をした流動児童の学校の状況は留守児童よりは良いが、都市の普通の学校より劣っていた。

中国の義務教育法の第 2 条は「義務教育は国家統一的に実施し、すべて学齢期の児童・少年が受けなければならない、国家が必ず保障しなければならない公共事業である。義務教育では、学費も雑費も徴収しない」と定めており、義務教育は国家の義務であることを強調しているが、保護者も義務を負っているとは明記していない。また、学費も雑費も徴収しないと定めているが、寄宿費、飲用水代、制服代、学習用品、通学費、賛助費等の費用はすべて保護者に負担させている。これは貧困な出稼ぎ労働者にとっては、大きな負担であろう。

中国と日本においては、国家は児童の教育について義務を負っている点では同じであるが、日本の義務教育では保護者にも児童生徒に対する就学義務を負わせている点の特徴である。中国では、この点は明確化されていない。

現実には、中国の義務教育の実態、特に出稼ぎ労働者子女の教育の実態は、日本よりもはるかに遅れている面があり、日本の経験、例えば全国一律の教育制度等を参考に、中国の状況に即した全国的に均衡・均質な教育制度を作っていくことは焦眉の急である。現在、中国の全児童の3分の1を占める出稼ぎ労働者子女の教育問題を放置すれば、近い将来噬臍の悔となるのは明らかである。

第4章 調査対象地と調査対象校

第1節 調査の概要

中国における遼寧省大連市のD町とT郷にある小中学校を対象にして、流動児童と留守児童の教育の現状を知るために、アンケート調査とインタビュー調査を行った。

遼寧省は中国の東北部にあり、2010年の総面積は145,900 km²で、人口は約4,375万人である。遼寧省の北西部は内モンゴル自治区に、北東部は吉林省に、南東部は北朝鮮に、南西部は河北省に接している。南部は遼東半島が突き出し、半島の西側は渤海、東側は黄海に面している。



地図4-1 中国全土

大連市は遼寧省の南部に位置し、省都の瀋陽市に次ぐ大都市である。2012年の総面積は12,574 km²で、人口は約669万人である。大連は東北、華北、華東地域が世界各地と繋がる海上の門戸であり、中国で最も重要な港町である。主要な産業は貿易、

工業、観光である。



地図 4-2 遼寧省

流動児童の調査は2012年9月11日から9月18日までで、留守児童の調査は2013年9月1日から9月29日までである。行政へのインタビュー調査は2012年から随時行った。

アンケート調査の内容は、校長に対しては児童の数、学校についての最新情報や教育上直面している問題、流動児童と留守児童の教育問題についての考え方、学校の歴史、設備等である。教員には、学歴、年齢や流動児童、留守児童の学校での様子、出稼ぎ労働者子女の受け入れをどう思うか、出稼ぎ労働者子女に対する教員から見た教育上の問題点、また、彼らの教育に関して難しいところと易しいところ、児童の保護者との関わり等である。保護者には学歴や家庭収入、職業、子女の入学手続きが難しいかどうか等を尋ねた。児童生徒には家庭での手伝いの状況、自習時間、父母の出稼ぎについてどう思うか、希望学歴、将来の夢等である。

調査データはSPSSで処理した。

インタビュー調査は学校で配布したアンケート調査用紙を回収し、不備、不明な部

分を補った。また、学校の現状（例えば、学校の施設や設備、直面している問題等）を聴いた。また、都市と農村に加えて、区・県等の教育行政担当者にもインタビューを行い、直接の政策担当者が出稼ぎ労働者子女の教育問題をどう考えているのか等を尋ねた。

第 2 節 流動児童の調査地の D 町と D 小学校の状況

1. 流動児童の調査地の D 町の状況

流動児童の調査をした D 町は遼寧省大連市甘井子区の東北に位置している。D 町の面積は 69.55km²、社区委員会は 10 個あり、13,712 世帯、34,763 人が住んでいる。この町の流動人口は 5 万人を超え、総人口は 10 万人を超えた。

D 町は以前は「鎮」であったが、2002 年 4 月に「町」となった。そのため、D 町の住民は農村人口であったが、2004 年に都市人口に変わった。2005 年の総合経済力から見ると、D 町は遼寧省の百強郷鎮⁵⁵の中で、上位に名を連ねている。GDP は 27 億元を達成し、国家に納入する税金は 5 億 1,000 万元、財政収入は 9,016 万元で、住民の平均年収は 9,906 元であった。都市化によって、「十五計画」⁵⁶以来、固定資産投資総額は 60 億元に達した。

中国の経済は発展中であり、都市は多くの人口を必要としている。D 町は「1 つの中心」（D 中心区）と「4 つの園區」（臨港産業園區、北海工業園區、陸港物流園區と水産物流園區）の発展仕組みを形成している。この中で、臨港産業は D 町の現在と未来に対して重要な支柱であるだけでなく、大連市の臨港産業地帯の中心である。現在、臨港産業地帯には大連湾港務会社、華能大連電氣工場、遼漁グループ、中遠船務有限公司、中国一重、実徳グループ、林徳機械（世界 500 強⁵⁷の中の 1 つ）等の国内外の大型企業が立地している。このように、D 町は経済の発展が著しく多くの人手を必要としている。そのため、中国各地から人々が流入して来ている。

元々の人口より流入人口の方が多いた D 町は、学校の夏休みや冬休み、週末等に、児童を対象に火災予防、交通安全、セキュリティ、その他の訓練と教育を通して、児童

⁵⁵ 遼寧省内の郷鎮レベルの行政区の総合経済力を比べ、1 から 100 まで順番をつけたもの。

⁵⁶ 第十次五カ年計画で「十五計画」と略す。2001 年から 2005 年まで実施された中国の五カ年計画で第 10 番目のものである。これは中国政府の将来の発展目標である。

⁵⁷ 世界 500 強は、毎年アメリカのフォーチュンが選考する世界の大型企業 500 社のランキングのことである。

の安全意識を強化している。また、各社区は住民を対象に健康体操、書道、手芸や工作、中国文化、民族舞踊等を教える学習型の授業を開設している。

D町には学校が10校あり、その内、小学校が8校、中学校と高校が1校ずつある。調査したD小学校はその小学校8校の中の1つである。

2. 流動児童の調査をしたD小学校の状況

D小学校は1936年に設立され、面積が9,282m²、建築面積が2,785m²である。2012年9月の調査時、教員は24人であった。児童数は1年生から6年生までの12クラスで、合わせて462人であった。



図4-1 D小学校の校舎

D小学校の校長は38歳の男性で、最終学歴は4年制大学、教員の経験は18年である。

「流動児童の教育問題をどう考えていますか」という筆者の質問に対して、校長は、「現在は制度が良くなって、流動児童にとっては流入地で入学する手続きも容易になっており、学校もいろいろな対策を取っている。例えば、教員が個人的に学習の遅れている児童に補習したり、同級生に協力をしてもらい教えてもらっている。授業中、分からないことはすぐ質問するよう指導している」と答えた。

学校における授業開設科目は国語、算数、英語、体育、音楽、美術、道徳、科学、作文、地理等である。普通教室の他に、音楽室、図書室、実験室、情報技術室等が配備されている。音楽、科学実験、情報技術等の授業は専用室で行っている。図 4-2 はD小学校の教室の名札プレートである。



図 4-2 D小学校の教室の名札プレート

図 4-3 は音楽室で左側にはアップライト型のピアノが 1 台置かれている。右側は合唱ができるように階段が作られている。



図 4-3 D小学校の音楽室

図 4-4 は普通教室で、後ろの壁には児童の作品が貼ってある。国語の時間に、プロジェクターを使って、授業が行われているところである。



図 4-4 国語の授業でプロジェクターを使って、授業を受けている様子

図 4-5 の左側は情報技術の授業を受けている様子で、児童がパソコンに向かっている。右側は天井で、空気を清浄にする換気扇がつけられている。



図 4-5 情報技術の授業を受けている様子

図 4-6 の左側は科学実験の授業を受けている様子である。真中は実験用机、右側は別室に置かれている様々な実験用品である。

D小学校では配備されている設備がフルに活用されている。また、食堂もあり、学校で昼食を食べる児童が多くいる。



図 4-6 科学実験の授業を受けている様子と実験用品

第 3 節 留守児童の調査地の T 郷と小中学校の状況

1. 留守児童の調査地の T 郷の状況

T 郷は遼寧省にある大連市の北約 150km に位置している。T 郷は行政村 7 個があり、面積は 136km²、その内、耕地面積は 7.64km² で、23,700 人が暮らす農村である。

2012 年の大連の都市住民の年収は 1 人あたり 27,539 元で、農村住民の年収は 1 人あたり 15,990 元である⁵⁸。ちなみに 2012 年の遼寧省の都市住民の年収は 1 人あたり 23,223 元で、農村住民の年収は 1 人あたり 9,384 元である⁵⁹。T 郷は大連市の中でも農村住民の収入が低い地域の 1 つである。

10 年前、政府が資金を配分し、井戸を掘って住民の飲み水の問題を解決したが、よいことは長続きしなかった。冬になると、水道管が破裂して、今でも天びん棒で水を運ぶ生活を続けている家庭がある。住民は村の担当者と郷政府の担当者と交渉したが、いつまでたっても問題は解決されない。工事者によって設計された水管道の深さは 1.3m だが、実際には 0.5m しかない所もある。このような状況は行政の目が届かないため、住民は昔ながらの生活を余儀なくされている。

T 郷の主な農作物は、りんご、野菜、とうもろこし、豆類である。その内、りんごが主な収入源である。農民は農産物を収穫すると、定期市で売ったり、近くの仲買人に売ったりして生計を立てている。しかし、その収入は家族の 1 年分の生活費には足りず、そのため、大勢の人が出稼ぎに行かざるを得ない。

⁵⁸ 「2013 年 1-12 月分大連統計月報」

<http://www.stats.dl.gov.cn> 2014 年 1 月 21 日。

⁵⁹ 「2012 年遼寧省国民経済和社会発展統計公報」

<http://www.ln.stats.gov.cn> 2014 年 1 月 23 日。

近年のT郷の出生数と死亡数は大体同じだが、流出人口数が多いので、人口が減り続けている。中学生が中学校を卒業すると出稼ぎに行ったり、進学でT郷を出たり、村民が郷外に転勤したり、より豊かな所へ引っ越したりするからである。働き手の大部分は1年中郷外の建築現場や工場へ出稼ぎに行っている。残った働き手も春と秋の忙しい時期にはT郷にいるが、農閑期になるとT郷外の労働力になっている。これらの働き手は出稼ぎ労働者となり、中国の経済社会の発展において中心的役割を担う存在になりつつある。農閑期には、T郷は中国の「6038部隊」⁶⁰の典型となる。

2. 留守児童の調査をした小中学校の状況

2012年にT郷内には小学校5校と中学校1校があったが、2013年9月現在、小学校は2校減って3校となった。中国の農村では小学生の数が徐々に減っていることから、小学校の合併が多くなっているのである。教員は75人で、児童は919人である。小学校3校の内、Z小学校は本校で、他の2校、T小学校とH小学校は分校である。本校のZ小学校とE中学校はT郷の中心部に位置している。2つの小学校の分校は町の中心部からそれぞれ車で約20分と約45分の所にある。

以下に、T郷にある留守児童の調査した中学校と小学校の教育現場について述べる。

2.1 E中学校の状況(2013年)

E中学校は1967年にW村で開校し、1986年に現在地に引っ越した。2012年、建て替え工事を始め、2013年に3階建ての立派な校舎と2階建ての寄宿舎ができた。

2013年9月に訪問した時、中学校1年生から3年生まで8クラスあった。教室の中は真っ白の壁で、机と椅子が整然と並んでおり、広く明るく清潔であった。音楽室、美術室、体育室、図書室、実験室、情報技術室等も配備されていた。出来たばかりの寄宿舎は簡素だが、清潔であった。

筆者は新学期が始まって1週間後に、E中学校でインタビュー調査をした。

子女の寄宿生活と食事について心配していたという1年生の保護者に、「子供さんの学校の生活はどうか」と聞くと、「うちの子は家に帰りたがらず、毎食違うおかずが出て、通学する時間もかからず、規則正しい生活をしているから、もう安心です」と言った。

⁶⁰ 農村に残された高齢者と女性のことで、6038部隊と呼ばれる。6038の60は成年層の男性が出稼ぎに行き、60歳以上の老人がいるという意味で、38は3月8日が婦人の日であることから女性を指す。

校長が忙しいので、副校長にインタビューした。E 中学校の副校長は地元の人で、50 歳の男性である。最終学歴は大学レベルの 3 年制専門学校で、教員の経験は 29 年である。副校長にはパソコンも備えられた 1 人用の広い事務室が与えられている。

以下、E 中学校の副校長の談話である。

E 中学校へは毎年、新しい教員が 3、4 人配置されるが、豊かな経験を持った教員は転勤や昇格で移動することが多い。また、新しく赴任して来た教員は田舎を嫌い、ここでの仕事に満足できず、機会があれば都会へ転勤したいと思っている。

E 中学校の退職間近の教員は学校の周囲に住んでいるが、若い教員は E 中学校から車で 1 時間以上かかる都市に家を持つ者が多い。その主な理由は子女の将来の教育環境を考えたからである。学級主任は主に若い教員である。それは若い教員の方が生徒と付き合いやすいからである。留守児童の教育状況は良くなって、特に問題はない。

寄宿舎で、生徒は 8 人で 1 つの部屋を共有している。寄宿生の食費は毎月約 200 円（日本円 約 3,300 円）である。生徒は週末には家に帰り、日曜日の夕方か月曜日の朝寄宿舎に来る。

2.2 Z 小学校の状況

2013 年 9 月、Z 小学校へ新しい教員 4 名が配置されたが、他の 4 人の経験ある教員は転勤や昇格して他校へ移った。1 年生から 6 年生まで 11 クラスあり、このうち 4 年生だけ 1 クラスで、他の学年は 2 クラスずつである。

全児童の内、留守児童が半数いるが、流動児童も 6 人いる。この 6 人の保護者はここでは廃品回収で生計をたてている。6 人の内、2 人の児童は学籍が Z 小学校にあるが、あまり登校していない。彼らの保護者はある教会の宣教師で、子女が学校に行くことを望んでいない。2 人の内の 1 人の児童の母親は、児童を学校に行かせることに父親が反対している言った。この児童は父親が出かけた時だけ学校に行ける。

2.3 T 小学校の状況

T 小学校は分校である。山の麓にあり、山側に学校の塀があったが、2012 年の大雨で山から流れて来た水で倒れた。1 年以上経った現在（2013 年 9 月）も倒れたままである。

学校の周囲には民家があり、山から流れて来る雨水や春の雪解け水は民家の方には流れず、学校の敷地に入り、校舎の出入り口が水浸しになる。また、教育棟に隙間があるので、雨が降ると廊下が水浸しになることがある。

学校がトイレを民家の近くに建てることに村民が反対したので、トイレは教育棟と教員の事務棟の間に建てられた。いろいろ問題があるが、児童を守らなければならぬと校長は言った。

2013年、T小学校は暖房をつけ、壁も白く塗った。以前、冬はストーブで部屋を暖めていたので壁が黒くなっていたのである。

2012年、2013年とそれより4、5年前に新しい教員が1人ずつ配置された。この3人の教員は30歳以下の女性であった。別の教員1人は都会から配置されたが、また戻って行った。T小学校には59歳と58歳の教員が1人ずつと57歳の教員が2人おり、校長は50歳である。その他の教員は若くても45歳以上である（中国では退職年齢は男性60歳、女性55歳である）。

2.4 H小学校の状況

H小学校も分校で山の奥にあり、北側は隣市に接している。建物は2002年に建てられ、2階建である。図4-7はH小学校の校舎の写真である。



図4-7 H小学校の校舎

児童は1970年代が1番多く約600人いたが、2000年に入った頃には260人になり、現在(2013年)は75人しかいない。40年前のほぼ1割となった。H小学校には教員は校長も含めて7人いるが、55歳以上の教員が4名である。その内、定年間近の59

歳と 58 歳の教員が 1 人ずついる。児童数が少ないため、H 小学校は 2 年ごとに新入生を募集している。2013 年時点で 1 年生から 6 年生まで 5 クラスあり、2 年生のクラスはない。

H 小学校は教員の数が足りないので、校長は何度も本校の Z 小学校に教員の援助を申請しているが、本校も教員の数はぎりぎりだから援助することができないと言われている。

冬になると、2012 年まで H 小学校は室内をストーブで暖めていた。児童は政府から配給された石炭に火をつけるため、干した柴を家から持って来ていた。

2.5 T 郷の学校の通学車、施設・設備等

全国一律に専用通学車を配備する政策で、中央政府は本校の Z 小学校に専用通学車 7 台を配備する予定であったが、T 郷政府は 5 台しか配備していない。その理由は通学車の本体の費用は国が出すが、通学車にかかる諸費用（運転手の給料、燃料費、車両の補修・整備費等）は国と保護者が一部を負担し、残りは T 郷政府が負担しなければならないからである。T 郷政府の通学車にかかる費用は 1 年間で、1 台につき約 30 万円である（日本円 約 500 万円）。Z 本校は通学車を使う権利と管理をする義務があるが、分校は使うだけで、管理はしていない。この 5 台の通学車のうち 4 台は Z 小学校で使われ、残り 1 台は T 小学校で使われている。

当初の計画では、通学車は登下校時の送迎 1 回だけであったが、通学車が足りないため、送迎は 3 回ずつである。Z 小学校の場合、通学車は送迎の 1 回目には 1 番遠い児童の集合場所まで行き、満員になったら学校に戻り、2 回目には別の場所に行き戻り、最後の 3 回目には 1 番近い場所に行き戻って来る。送迎は朝 5 時に始まり、7 時半頃終わるので約 2 時間半かかる。スムーズに走れても、最終便に乗る児童は授業にやっと間に合うぐらいである。悪天候や渋滞等の場合は、授業に間に合わないこともよくある。放課後の最終便に乗る児童は長い時間学校で待たなければならない。教員は児童の安全確認のため、児童が全員学校にいなくなるまで、学校を離れることができない。送迎する時も、教員は通学車で引率している。

T 小学校は通学車を 1 台しか持っていない。この 1 台を同じ敷地にある幼稚園と共用している。毎日の送迎は小学生 2 回で、幼稚園は 1 回である。通学車が 2 台あれば、送迎は最長でも 50 分しかかからないが、1 台しかないため、最短でも 80 分はかかる。毎週月曜日に T 小学校の周辺は定期市があるため渋滞することがよくある。従って、

筆者が訪れた 2013 年 9 月 9 日の月曜日、送迎は朝 6 時から 7 時 45 分までかかった。

以前、児童数名の保護者は一緒に車を雇っていた。毎月の費用は児童 1 人に 150 元（日本円 約 2,500 円）かかっていた。その車は人を運ぶ営業許可証は持っておらず、普通の乗用車や車のナンバープレートのないものもあった。車を雇っていた時の通学費用は 1 学期に児童 1 人につき 400 元（日本円 約 6,700 円）必要だったが、学校の専用通学車に乗ることで、通学費が前より安くなり危険度も少なくなった。しかし、児童が帰る時間が遅くなるので、保護者の間では不平や不満が出ている。

T 郷の小学校の普通教室には机、椅子、黒板、教壇、児童用ロッカー等があり、教室の壁には児童の作品を貼っている。プロジェクターやパソコン等現代的な教育設備は本校に置いてあり、分校にはない。

音楽室、美術室、体育室（用具を置いている）、図書室、実験室、情報技術室等は配備されているが、これらは幼稚園児の昼寝場所になったり、放置されたりして利用されてない。それは、専門教員が全くいないため、これらの授業を行うことが出来ないからである。この副科目の時間は主要科目（英語、算数、国語）に変わる。政府が統一配備した教育用材は放置されたまま、ほこりだらけになっている状態である。他にも授業を行わない理由がある。学校が合併したので、結果的にクラスが増えて音楽室等が児童の教室になったからである。

Z 小学校の中年男性の W 教員は新しい教育用材が使われていないのを見ると胸が痛く、やるせない気持ちでいっぱいになると話してくれた。W 教員は T 郷の地元の人で、12 年の教育経験を持っている。2 年前、学校に新しい教育用材が配備された頃、色々なものが配られた時は嬉しくて妻に話した。その時、妻は「専門教員がいなければ、それらの教育用材はゴミ同然よ」と言ったが、全くその通りになった。W 教員が小学生の頃には副科目の教育用材等はなく、音楽の授業では音譜も習わず、教員と一緒に歌い、美術の授業では教員と一緒に絵を描き、体育の授業にも教員と一緒に運動したりしたが、今の児童は主要科目しか習っていないと言った。

筆者の「留守児童の教育問題についてどう考えていますか」という質問に対して、W 教員は「私には解決できない、あなた（筆者）も解決できない、このままでやるしかない」と答えた。

T 郷の小学校には食堂がないので、学校の周囲の店で買ったり、家から持って来たり、弁当を予約したりする。しかし、夏は食べ物が腐りやすいので、家に食べに帰る

児童もいる。

図 4-8 はH小学校の昼食時間の様子で、左側は暖めた弁当を教室に持って入るところで、右側は机について食べているところである。



図 4-8 H小学校の昼食時間

政府は教員 1 人にパソコンを 1 台配備したが、教育棟と事務棟は簡素で、パソコンが盗まれる可能性が高い。校長はそのようなリスクは避けたいと思っている。また、教員がパソコンで授業を準備すると前より時間が 2、3 倍かかるので、配られたパソコンは現在も本校においたままである。従って、教員はプロジェクターを使って授業をしたことが一度もない。

ところで、T 郷の学校でインタビュー調査をしていて、耳に入ったことの内のいくつかを記しておこう。

中国は実効給料制で、校長が仕事の質を審査される場合、校長の業績と児童の成績は切っても切れない関係にある。毎年、地域内の学校の成績はある基準に従って順位が付けられている。それで、児童の成績が悪いと、その学校は上位に入れない。また、教員の業績給料も児童の成績と関係がある。2 月と 8 月以外の業績給料は教員に平等に支給されるが、2 月と 8 月の業績給料は教員の業績によって異なる。教員の業績判定は主に児童の成績の善し悪しを基準にする。2 月と 8 月の教員の業績給料は 0 元から何千元までの等級に分けられている。

H 小学校には専用通学車がなく、遠いところの児童は路線バスを利用しており、その通学費用は郷政府から出ている。このことは郷政府と H 小学校間の秘密である。

H 小学校があるところには他のところより出稼ぎ労働者が多く、若い教員はいない。

H小学校の経費は本校から支給されており、毎年2,000元（日本円 約33,000円）である。現在、学校の設備は以前より良くなったが、教師陣の質が低下している。設備がどんなに良くなっても、良い教員がいなければ、質の良い教育をすることが出来ないと校長先生は語った。聴き取り調査の時、学校放送の機械が壊れているので、ラジオ体操が放送できず、体操の時間の児童は自由に遊んでいた。

大連にある農村の学校の状況や直面する問題等は大体同じである。H小学校の校長は地域の校長会で、学校について色々な問題を話し合っている。ある分校に1人の英語教員が赴任して来たが、保護者はその英語教員の質が悪いと思い込んで辞めさせ、自分たちでお金を出して代替りの教員を雇った。

情報技術の授業は暫く行ったが、その後教員数が不足し、パソコンは起動させるのに長い時間がかかるので、現在は情報技術の授業は行われていない。

児童は学校で遊ぶためのサッカーボールやバスケットボール等は自分達で買っている。以前、都会と農村の交流活動があり、都会の児童からボールなどをもらっていた。しかし、現在そのような活動はなくなった。以前にもらった体育用具はもうない。

第4節 まとめ

流動児童の調査をした都市の学校と留守児童の調査をした農村の学校の状況から、次のようなことがわかった。

流動児童が多くいる都市の学校は経済が発展しているところに所在し、学校の施設や設備等がきちんと配備されており、その上、活用されている。この学校は周辺の都市の学校と比較すると劣る部分もあるが、留守児童が多くいる農村部の学校よりは格段に良い。

一方、留守児童が多くいる農村の学校は経済の発展が遅れているところに所在している。学校の施設・設備等が配備されていても、活用されていない状況である。パソコンは本校にはあるが、分校にはないところがある。教員は揃っておらず、中堅層教員と専任教員が少なく、副科目は教えていない所がある。

中国では、地方政府の裁量の余地が大きいだけでなく、学校長の考え方や地域社会の意見にも影響されるため、中央政府が決定しても、彼らが実施できないと判断すれば、決定はそのまま施行されず、また、されたとしても部分的であり、実行の仕方も様々になる。

中国の各地域は産業の立地状況により、隣接する政府どうしても格差があり、同じ法令を一律に施行することが難しいという特徴がある。そのため経済力の弱い農村の学校の環境は整っていない。中国の都市と農村、また同じ農村、同じ都市でも地域によって教育の状況は大きく異なっている。

第5章 出稼ぎ労働者子女の教育の現状

第1節 流動児童の教育の現状

1. 流動児童自身の状況

D小学校では、教員に対するアンケート用紙 24 票を配布し、18 票を回収、回収率は 75.0%である。3年生から6年生までの児童の保護者に対しては 296 票を配布し、251 票を回収、回収率は 84.8%である。児童には 296 票を配布し、296 票を回収、回収率は 100%である。

D小学校の児童のアンケート回答者 296 人の内、流動児童は 281 人で 94.9%を占めている。D小学校はほぼ全員が流動児童であることが分かる。

まず、流動児童の男女比率を見てみよう。

表 5-1 流動児童の性別

回答者 280 人

	男子	女子	合計
人数 (人)	151	129	280
比率 (%)	53.9	46.1	100

表 5-1 のように、流動児童の内、男子は 151 人で、53.9%を占めており、女子は 129 人で、46.1%である。女子より、男子が 22 人、7.8%多いことが分かる。

表 5-2 兄弟数

回答者 274 人

	1 人	2 人	3 人	4 人	合計
人数 (人)	130	77	33	34	274
比率 (%)	47.4	28.1	12.0	12.4	100

兄弟の数は表 5-2 のように、1 人っ子が 1 番多く 130 人で、47.4%を占めている。次は 2 人兄弟で、77 人、28.1%である。3 人兄弟と 4 人兄弟は 33 人と 34 人で、12.0%と 12.4%で、合わせると 24.4%となり、4 分の 1 が兄弟が多い。

表 5-3 家庭での自習時間

回答者 277 人

	0 時間	1 時間	2 時間	3 時間	4 時間以上	合計
人数 (人)	4	220	34	13	5	277
比率 (%)	1.4	79.4	12.3	4.7	1.8	100

表 5-3 は家庭での自習時間である。全く自習しない児童は 4 人、1.4%で、98.6%は自習している。多いのは 1 時間で 79.4%、次は 2 時間で 12.3%である。4 時間以上する児童も 1.8%おり、その数は 5 人である。

10 人を対象としたインタビューによると、自分の専用機を持っている児童はわずか 1 人である。

次に、「父母と出稼ぎに来たことを望んでいますか」と尋ねたところ、「はい」と答えた流動児童は 37 人で、14.0%を占めており、約 1 割と少数である。「いいえ」と答えた児童は 228 人で 86.0%を占めており、ほぼ 9 割は父母の出稼ぎについて来たことを望んでいない。

出稼ぎについて来たことを望んでいない理由は、図 5-1 に示したように、1 番多いのは「父母と一緒に時間が少ない」の 58 人で、35.4%となり、3 分の 1 を占めている。次は、「寂しい」の 41 人で 25.0%である。この「寂しい」は故郷の祖父母や親戚、友

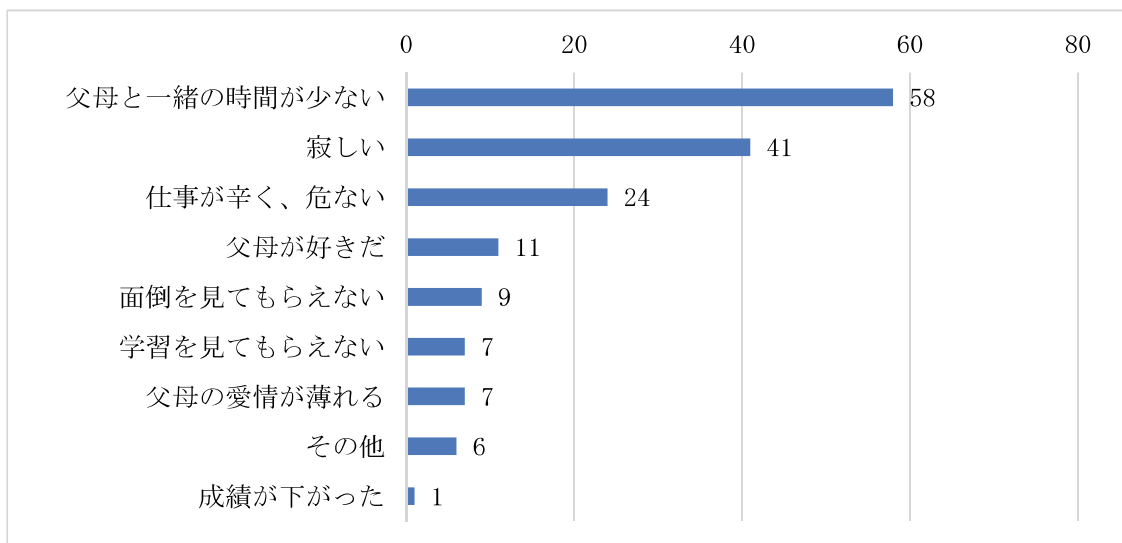


図 5-1 父母と出稼ぎに来たことを望んでいない理由 (単位: 人) 回答者 164 人

達と別れたことや新しい土地でまだ親しい友達ができないからである。「仕事が辛く、危ない」と答えた児童も24人おり、14.6%である。

一方、「望んでいる」と答えた留守児童は、図5-2のように、1番の理由は「学資を稼ぐ」の7人で22.6%を占め、次は「家計を維持する」と「出稼ぎ先はチャンスが多い」の6人ずつで、19.4%である。

流動児童のほぼ9割は保護者と一緒に流動することを望んでいない。その理由は保護者といる時間が少ないこと、寂しいことである。また、流動児童は親の仕事や身体のことを心配している。

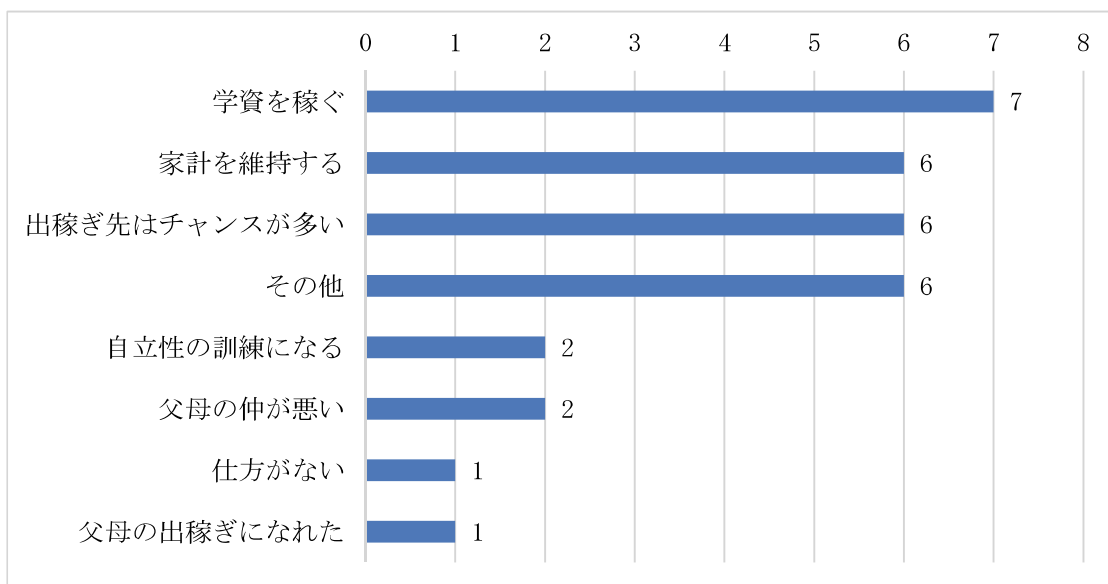


図5-2 父母と出稼ぎに来たことを望んでいる理由（単位：人）回答者31人

保護者と一緒に流動していることを肯定的にとらえている流動児童の中には、「家計を維持する」や「学資を稼ぐ」ためと、家の事情を理解し、納得している児童がいる。一方で「出稼ぎ先はチャンスが多い」や「自立性の訓練になる」と前向きにとらえている児童がいる。

流動児童に、「現在、どのような願いがありますか」と質問した結果を表5-4に示した。「良く学習し、良い成績を修める」が118人で44.9%と1番多く、次は「家族が元気で、幸せに暮らす」の40人で15.2%、3番目は「携帯電話、パソコン等が欲しい」である。半数近くが「良く学習し、良い成績を修める」と答えている。その理由を表5-5と図5-3に示した。

表 5-4 流動児童の現在の願い

回答者 263 人

現在の願い	人数(人)	比率(%)
良く学習し、良い成績を修める	118	44.9
家族が元気で、幸せに暮らす	40	15.2
携帯電話、パソコン等が欲しい	29	11.0
父母、教員に報いる	22	8.4
その他	20	7.6
楽しく遊ぶ	14	5.3
願いがない	12	4.6
授業はスケジュール通りに	3	1.1
故郷に帰りたい	2	0.8
早く大きくなる	2	0.8
宿題を出さないで	1	0.4
合計	263	100.0

表 5-5 は「将来どこまで学習したいと思いますか」で、1 番多いのは修士以上の 148 人で、53.2%、2 番目は高校、3 年制中等専門学校で 47 人、16.9%、3 番目は 4 年制大学で、次は、大学レベルの 3 年制専門学校である。義務教育の中学校までと答えた児童は 24 人、8.6%で、ほぼ全員が進学し、かつ、上級の学校に行くことを望んでいる。

表 5-5 「将来どこまで学習したいと思いますか」

回答者 278 人

	中学校	高校、3 年制 中等専門学校	大学レベルの 3 年制専門学校	4 年制大学	修士以上	合計
人数(人)	24	47	29	30	148	278
比率(%)	8.6	16.9	10.4	10.8	53.2	100.0

流動児童は上級学校に行って、図 5-3 のように、教員、士官、良い仕事をする、医者、警察官になることを夢見ている。宇宙飛行士になる夢を持っている児童も 8 人いる。

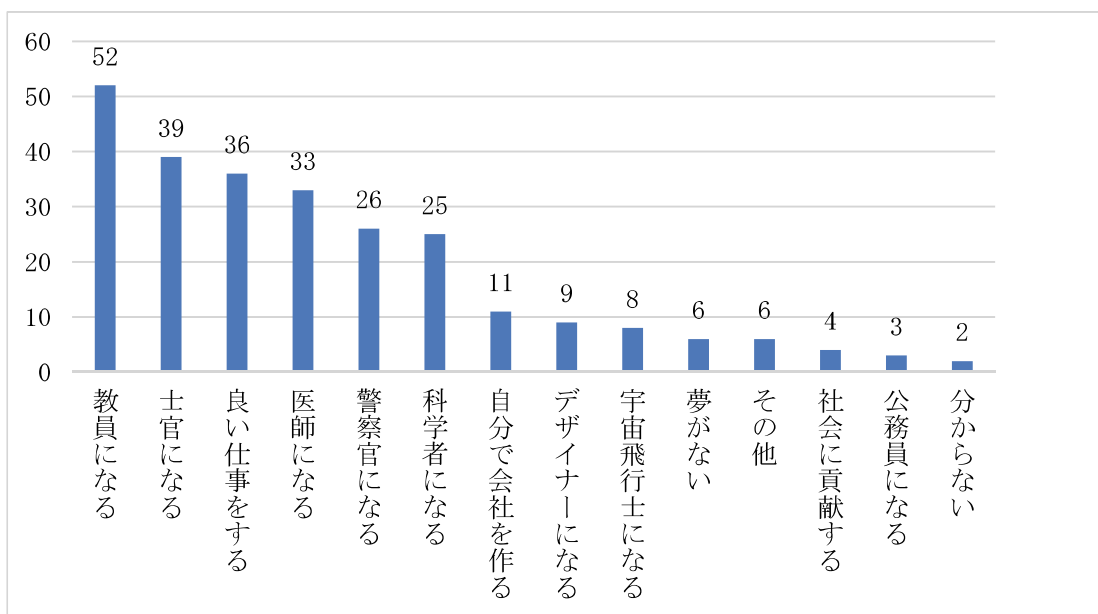


図 5-3 「夢は何ですか」(単位：人) 回答者 260 人

「夢がない」と「分からない」と答えた児童は合わせてわずか 8 人で、ほぼ全員が社会的地位の高い職業や収入の高い職業につきたいという夢を持っている。

ところで、教員は流動児童をどのように見ているのだろうか。「流動児童に対する教員から見た教育上の問題点がありますか」という質問に対して、「ある」と答えたのは 17 名で、この質問に回答した教員全員である。

「もしあれば、問題点は何ですか」には、「多くの流動児童は、基礎学力が低く、方言しかしらない。また、学習態度や習慣が身についておらず、学習意欲が低く、学習の進捗について来られない。宿題をきちんとせず、苦勞して学習することはない。そのため、成績が悪い。そして、衛生面も悪い。流動児童はいろいろの所から来ており、それぞれ生活習慣が異なっている。」と回答しており、評価が低い。

次に、「流動児童の教育に関する難しいところと易しいところはそれぞれ何ですか」という質問に対する回答は以下のようであった。

「難しいところ」は保護者との連絡や交流が困難で、協力、連携ができないことである。また、家庭で児童にしっかり宿題をするように言い聞かせる保護者は少なく、学習を見てもらえない。家庭で学習する習慣が身についていない。

一方、「易しいところ」は、流動児童は自立性が高く、新しい生活環境にすぐなれる。また、保護者は学校に迷惑をかけないことである。いわゆる、クレーマーではな

い。

ところで、D小学校の流動児童はどこから来ているのであろうか。この節の最初に見たように、D小学校は94.9%が流動児童である。

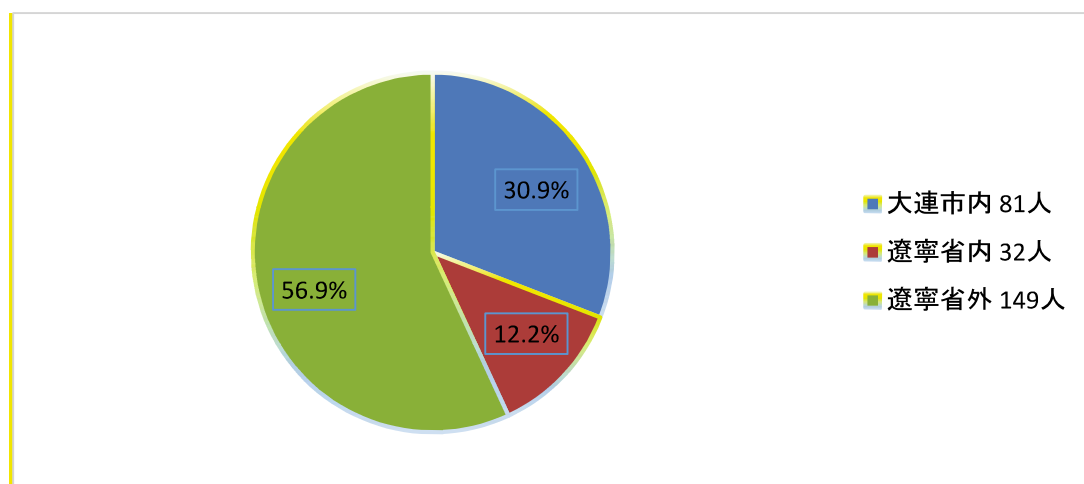


図 5-4 流動児童の出身地

回答者 262 人

図 5-4 に示したように、遼寧省外から来た流動児童が 1 番多く 149 人で、56.9%を占めている。次は、大連市内から来た児童で 81 人、30.9%である。大連市以外の遼寧省から来た児童は 32 人で 12.2%を占めている。このように遼寧省以外から来た児童が半数以上いるので、入学当初の児童の方言は多彩であろう。

流動児童の保護者 10 人を対象としたインタビューによると、10 人の保護者は全員中国語の標準語を勉強したことがなかった。

以上のように、流動児童は学力が低く、勉強するという習慣さえも身につけていない。その上、標準語が通じないため、児童をまとめ、教える教員の苦労は並たいていではないだろう。家でもしつけをしてもらいたいところだろうが、その親には、流動児童としっかり向き合うことができない事情がありそうである。

次に、流動児童の家庭状況を見てみよう。

2. 流動児童の家庭の状況

流動児童と一緒に住んでいる家族は、表 5-6 のようになっている。

表 5-6 流動児童と一緒に住んでいる家族(複数回答) 回答者 279 人

	両親	父親	母親	祖父母	その他	合計
人数 (人)	235	17	13	16	5	286
比率 (%)	84.2	6.1	4.7	5.7	1.8	

両親と一緒に住んでいる流動児童が 1 番多く、235 人で、84.2%を占めている。父親と一緒に住んでいる児童は 17 人で、6.1%、母親と一緒に住んでいるのは 13 人で、4.7%である。祖父母と一緒に住んでいる児童も 16 人、5.7%いる。8 割強の流動児童は両親と一緒に暮らしている。

流動児童と一緒に住んでいる両親は、流動児童と触れ合いの時間がありそうに思われるが、どうであろうか。次に、両親の状況をみてみよう。

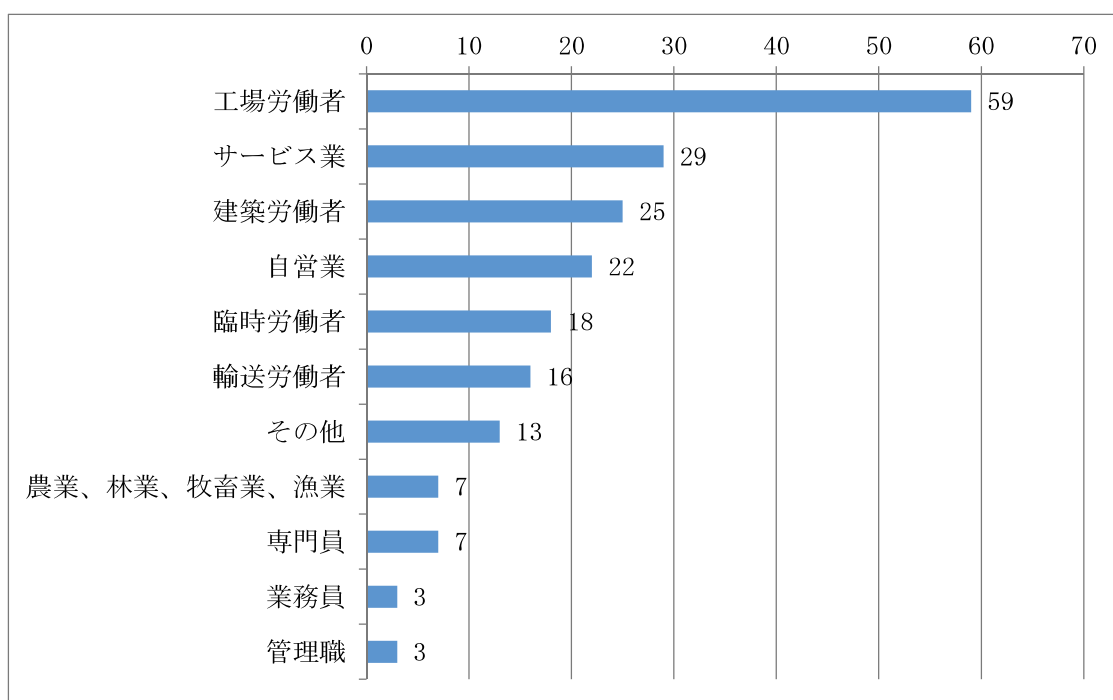


図5-5 流動児童の保護者の仕事内容 (単位: 人) 回答者202人

図 5-5 は流動児童の保護者が従事している仕事である。「工場労働者」が 59 人で 29.2%と 1 番多く、次は「サービス業 (店員、保母、コック、銭湯で背中を流す人等)」の 29 人で 14.4%、3 番目は「建築労働者」である。専門職 (教員、医者、研究員、技術員等)、管理職 (企業、機関で職階がある) のような良い仕事に従事している保護者は

合わせて10人で5%しかいない。保護者のほぼ全員が社会の低い階層の仕事に従事していることが分かる。

保護者へのインタビューによると、朝早く出勤したり、夜遅く帰宅したり、1日に8時間以上働いたりしなければならない。これには学歴が関係ありそうである。図5-6に流動児童の保護者の最終学歴を示した。

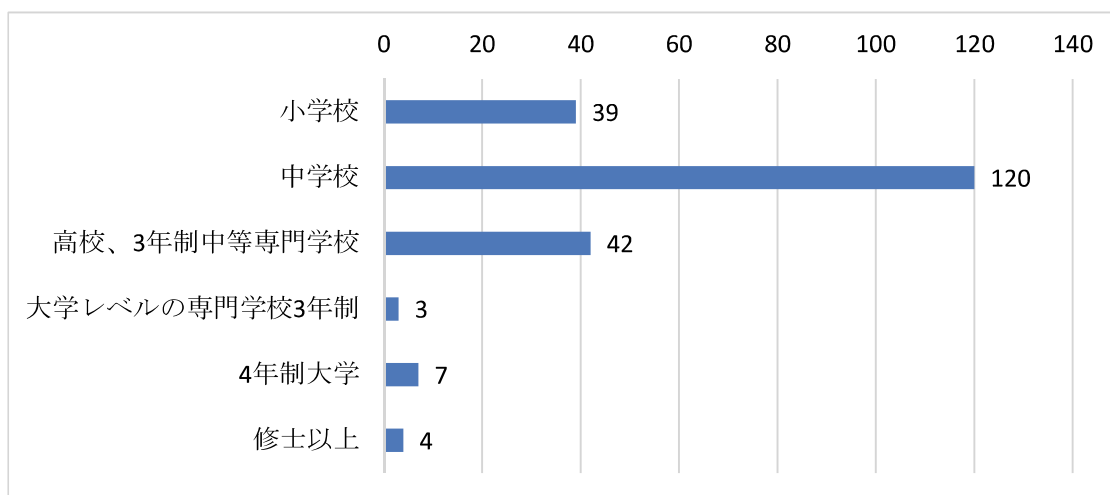


図5-6 流動児童の保護者の最終学歴（単位：人） 回答者215人

流動児童の保護者の最終学歴は中学校卒業者が1番多く、120人で55.8%を占めている。小学校卒業者が39人で18.1%で、これを合計すると、73.9%となり、4分の3は義務教育しか受けていない。高校、3年制中等専門学校卒業者は42人、19.5%いるが、7割強は学歴が低いため、知識も技術も身につけておらず、肉体労働や単純作業にしか就けないようである。これらの仕事は一般的にきつく、危険で、汚い（3Kと呼ばれている）であろう。

このような状況の中で、学習上分からないことが生じた場合、流動児童は家庭では誰に教えてもらうのだろうか。

表5-7 「学習中問題があれば、誰に教えてもらいますか」（複数回答）回答者278人

	教員	同級生	母	父	祖父母	その他	合計
件数（件）	3	0	127	135	6	47	318
比率（%）	1.0	0.0	45.7	48.6	1.9	14.8	

表5-7は、「学習中問題があれば、誰に教えてもらいますか」という質問に対する回答を表わしたものである。流動児童は父に援助を求める比率が1番高く、48.6%で、次は、母である。教員に援助を求める比率は低く、わずか3人で1.0%しかいない。同級生に援助を求める児童は1人もいない。

流動児童はなぜ教員と同級生に援助を求める比率が低いのだろうか。10人の児童へのインタビューで、5人は保護者が問題を解決できる。3人は教員と同級生に聞きたくない。1人は学校で問題がなく、一旦、家に帰ったら、分からないことが生じても、もう教員や同級生に聞くのは難しい。もう1人は問題がないと答えた。

「家庭で自習時、誰か付き添ってくれますか」の質問に対する280人の流動児童の回答の内、「はい」と答えた児童は188人で67.1%を占めており、「いいえ」と答えた児童は92人で32.9%である。約3分の2の保護者は流動児童が自習する時、付き添っている。

「家庭で家事の手伝いをしますか」の質問に対しては、「はい」と答えた児童は275人で、97.9%を占めており、「いいえ」と答えた児童は6人で2.1%である。ほぼ全員が家事の手伝いをしている。

表4は、その手伝いの内容で、272人の回答者の内、1番多いのは「掃除する」の64.0%で、6割強の児童は掃除をしている。次は、「皿を洗う」の46.0%で約半数、3番目は「洗濯する」で29.0%である。家事をしている延人数は440人で、1人あたり約1.5件の家事をしていることになる。

表5-8 「もし家事をすれば、どのような家事をやりませんか」（複数回答）回答者272人

	掃除する	皿を洗う	洗濯する	料理を作る	その他	合計
件数(件)	174	125	79	38	24	440
比率(%)	64.0	46.0	29.0	14.0	8.8	

以上見てきたように、流動児童は学習で分からないことがあった場合、保護者に聞くことが多い。多くの保護者は仕事がきつく、忙しいが、家で児童の学習をみてやっている。流動児童は親の姿を見ているせいか、家庭の手伝いをよくし、家事の分担をしている。少しでも親の負担を減らそうと、頑張っていることが窺える。

ところで、保護者はなぜ子女を出稼ぎにつれて来たのだろうか。

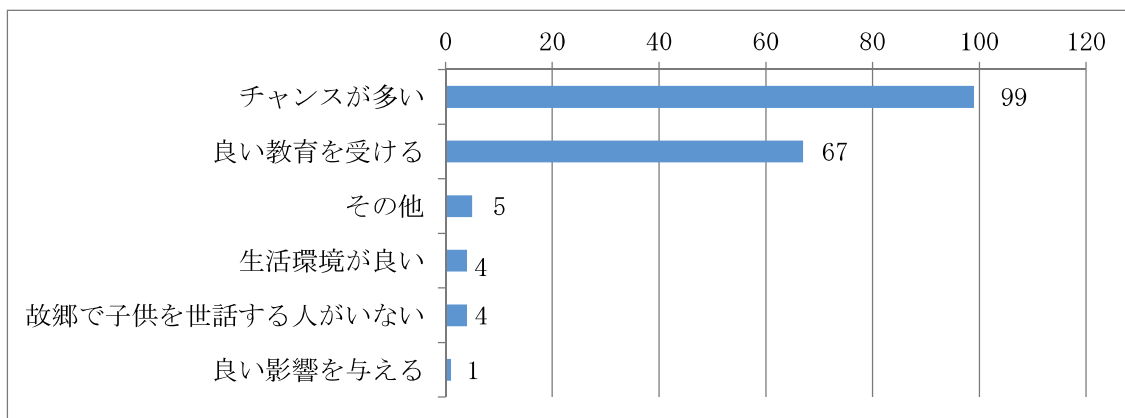


図-7 保護者が児童を出稼ぎ先に連れて来た理由（単位：人）回答者 180 人

図 5-7 に示したように、保護者が児童を出稼ぎ先に連れて来た理由は、「チャンスの多い」⁶¹が 1 番多く、99 人で 55%を占めている。次は「良い教育を受ける」が 67 人で 37.2%である。この他に「生活環境が良い」と「良い影響を与える」も数は少ないが、子女のために良いという理由で、これらを合わせると 95.0%となる。流動児童の保護者はほぼ全員が、都会に行くことが子女の将来のためにも良いと判断してつれて来たことが分かる。

親と共に児童も希望を持ってD町に来たことであろう。上の学校に行き、良い仕事に就くためには一所懸命勉強しなければならない。図 5-8 に流動児童が塾で補習している科目を示した。

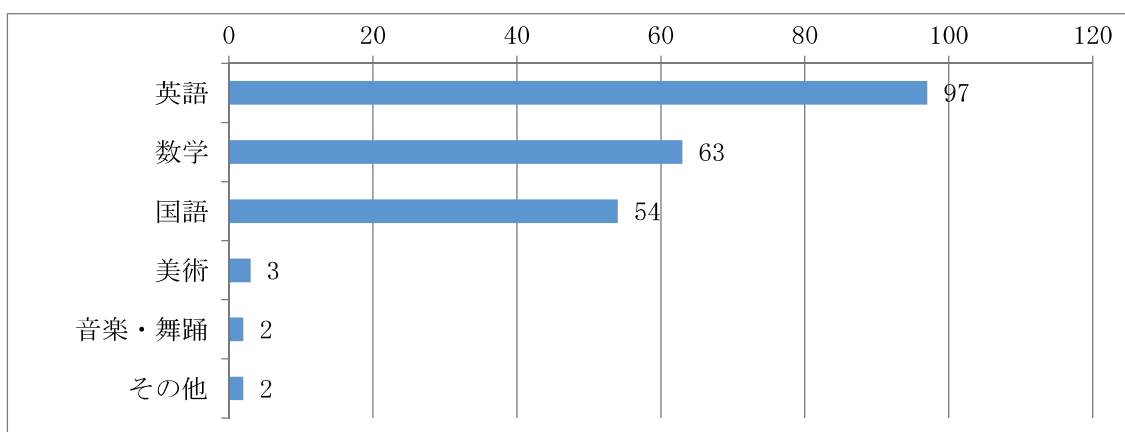


図 5-8 流動児童が塾で補習する科目（単位：人）（複数回答） 回答者 119 人

⁶¹「チャンスの多い」というのは保護者によい仕事がある等の他に子女にとっても進学や就職等に期待がもてることである。

図 5-8 に示しているように、流動児童が塾で補習する科目の中では、英語が 1 番多く 97 人で、81.5%を占めている。次は、数学の 63 人で、52.9%である。国語は 54 人で、45.4%である。少数だが、美術、音楽・舞踊を習っている児童もあり、合わせて 5 人である。

あまり良い仕事に就いていない保護者は、仕事が忙しく、勤務時間も長いことだろう。それでも家で児童の学習によく付き合っている。しかし、子女に教えることは難しいようである。

保護者へのインタビューによると、現在は、小学校も教えることが難しくなっている。特に親は英語が全くできないので、塾に行かせているということである。また、親は辛抱強く、子女に分かるように教えることができず、すぐ怒ってしまうから、塾に行かせる方がよいと言った保護者もいる。

流動児童の保護者の 1 人は中学校卒業で、スーパーで店員として働いている。出稼ぎに来てから、2012 年に 14 年目になった。「5 年生の娘の本を開いたら、分からないことがたくさんある。私が全部教えてあげられれば、娘が塾に行く必要はないのだけど」と話してくれた。

流動児童は両親と一緒に生活しているが、両親は仕事で忙しい。そのため、児童と触れ合う時間が少なく、世話をしてもらったり、学習の指導をしてもらえないので、寂しく暮している。それでも、親の仕事を心配し、自分達が置かれている現実を理解し、けなげに暮らしていることが分かる。そして、そんな生活から抜け出すために、高い学歴と専門職に就くことを望んでおり、上昇志向が高い。

3. 流動児童の学校の状況

D 小学校は義務教育であるから、児童の受け入れを拒否することはできない。教員への「流動児童を自校に受け入れることを望んでいますか」という質問に対する回答では、「はい」と答えた教員は 15 人で、88.2%を占めており、「いいえ」と答えた教員は 2 人で 11.8%である。9 割近い教員は流動児童を受け入れることに賛成している。

また、受け入れることを望んでいる教員の内、40%は、流動児童は義務教育を受ける権利があることを理由としている。残り 60%の教員は、「地元の児童数は少なく、流動児童の方が多い。この町の発展のために、出稼ぎ労働者がいるので、彼らが安心して働けるように、流動児童を学校に受け入れる責任がある」と回答している。

一方、受け入れを望んでいない教員は、流動児童に対する教育が難しいこと、流動

児童の学力に差があり、生活習慣が異なっていることを主な理由としている。

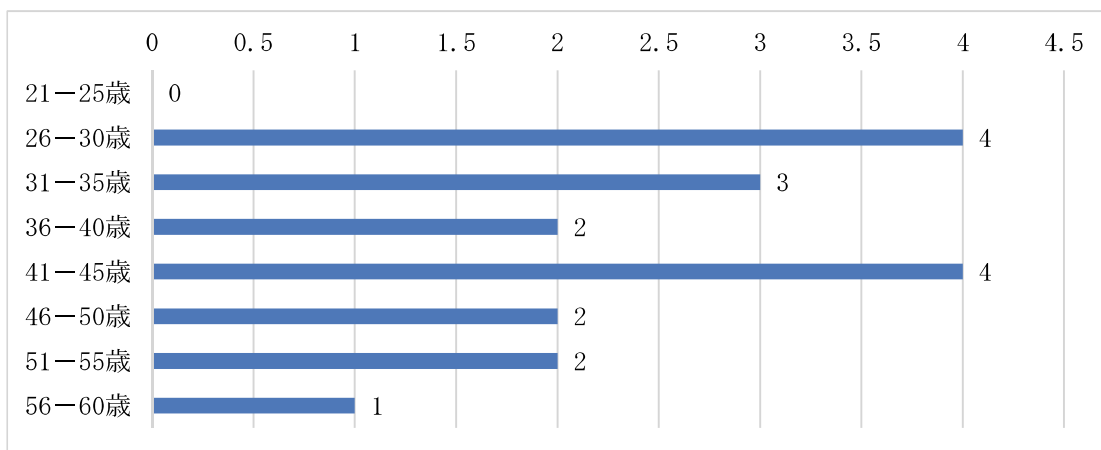


図 5-9 D小学校の教員の年齢構成（単位：人） 回答者 18 人

図 5-9 は「D小学校の教員の年齢構成」で、「26-30 歳」と「41-45 歳」の教員が 1 番多く 4 人ずつで、共に 22.2%を占めている。次は、「31-35 歳」と 3 人で、16.7%である。「56-60 歳」は少なく 1 人しかいない。「21-25 歳」の教員は 1 人もいない。D小学校の教員の平均年齢は 40.2 歳である。若い教員と退職間近の教員が比較的少なく、中堅層の教員が多い。

D小学校の教員の最終学歴は 4 年制大学卒業者が 13 人で、76.5%である。次は、大学レベルの 3 年制専門学校卒業者で 4 人で 23.5%である。3 年制中等専門学校卒業者はいない。

「流動児童に対して、どのような対応をしていますか」に対する回答の内、「補習」と答えた教員は 12 人で 71.9%を占めている。次は「同級生の協力を求める」は 3 人で、「授業中、流動児童に多く質問する」は 1 人である。児童への対応は「補習」が 1 番多い。

D小学校の教員は中堅層が多く、学歴が比較的高い。このことが流動児童やその保護者の対応に困難をかかえながらも受け入れようという積極的な姿勢につながっているのであろう。

4. 流動児童の社会的状況

2010 年 5 月 21 日、共青团大連市委員会等が開催した「你我手拉手 愛心助成長」(手をつないで、助けよう)で、200 名の流動児童とその保護者は大連を実際に体験する

活動で大連市の有名な観光スポットを見学し、大連市を緑化するイベントに参加し、大連市について学習した⁶²。

2013年8月23日の大連ニュースによると、大連市は近年、流動児童のストレスを解消するため、「陽光心語室」と「陽光驛駅」（陽光宿場）を設置する、文化娯楽活動を豊かにするため、「陽光図書室」を設置する、趣味を持たせるため、「陽光ボランティア」を募集し、音楽、美術、体育等の無料の授業を行う、等のイベントを開催している⁶³。

夏休みの間、流動児童は日中1人で過ごさなければならないので、ボランティアが流動児童と一緒に遊んだり、補習をしたりした⁶⁴。

以上からみると、社会は流動児童に関心を示していることがわかる。しかし、このような活動やイベントに参加できるのは、大連市にいる約10万人⁶⁵の流動児童のほんの一握りで、コップ1杯の水で車に積んだ薪の火を消そうとするようなものであろう。

5. 流動児童の政治的状況

第3章でみたように、大連市教育局の2004年の工作意見の中に流動児童を公立学校に就学させ、「借読費」を免除し、補習や援助を行うとある。また、2009年の工作意見の中で流動児童を公立学校を中心に入学させることを強調した上で、流入地政府が中心となり、義務教育学校が不当な理由で流動児童の受け入れを拒否してはならないと定めている。筆者が調査した結果からみると、これらの大連市教育局の工作意見は実施されており、その効果を果たしている。しかし、一部の規定はまだ実行されていない。例えば、調査をしたD小学校の教員は流動児童に対して学力が低く、学習の習慣が身についておらず、方言を使う等と評価が低かった。この点に関しては、受け入れ拒否ではないが、流動児童を敬遠しているようで、政府が規定した流動児童を当該地域の児童とすべて同じ扱いにしているとは言えない。

⁶² 「大連市関愛流動児童小導遊看大連実践活動啓動儀式」

http://www.lngqt.com/html/2010/20105/2010525_8203_1.html 2014年11月16日。

⁶³ 「流動児童上学就医跟大連孩子一樣待遇」

http://news.dlxww.com/news/content/2013-08/23/content_1104421.htm 2014年11月16日。

⁶⁴ 「大連各界帮助流動児童愉快度過暑假」

http://www.cnrnz.cn/mzjy/201208/t20120812_368661.html 2014年11月16日。

⁶⁵ 注60に同じ。

第2節 留守児童の教育現状

1. 留守児童自身の状況

T郷の小中学校では、教員に対するアンケート用紙を52票配布し、42票を回収、回収率は80.8%である。小学校2年生から中学校卒業までの児童生徒の保護者に対しては802票を配布し、772票を回収、回収率は96.3%である。児童には802票を配布し、779票を回収、回収率は97.1%である。

小中学校4校の児童のアンケートの回答者779人の内、留守児童は388人で49.8%を占めており、半数は留守児童である。この数値は、全国の留守児童が全国の農村児童に占める比率37.7%より12.1ポイント高い。このことから、T郷は留守児童が多い地域であることが分かる。

まず、留守児童の家庭での自習時間から見てみよう。

表5-9 家庭での自習時間

回答者 377人

	0時間	1時間	2時間	3時間	4時間以上	合計
人数(人)	7	145	104	69	52	377
比率(%)	1.9	38.4	27.6	18.3	13.8	100

全く自習しない児童は約2.0%で、98.0%は自習している。多いのは1時間で38.4%、次は2時間で27.6%である。4時間以上する児童も13.8%いる。

20人を対象としたインタビューによると、18人は宿題しかせず、後の2人は復習と予習もしている。また、19人はテレビを見たり、おやつを食べたり、音楽を聞いたり、おしゃべりをしたりしながら自習しているため、集中しているとは言えない。そして、20人の内、自分の専用機を持っている児童は1人もいない。

このように、留守児童は学習時、精神を集中しているとは言えず、家庭の学習環境も整っていない状況にあることが分かる。

次に、「父母が出稼ぎに行くことを望んでいますか」と尋ねたところ、「はい」と答えた留守児童は38人で10.1%と少数である。「いいえ」と答えた留守児童は339人で89.9%を占めており、9割は父母が出稼ぎに行くことを望んでいない。

その理由は、図5-10に示したように、1番多いのは「父母と一緒に生活したい」

の 223 人で、出稼ぎに行くことを望んでいない児童の中で 65.8%を占めている。次は、「私を世話する人がいない」の 56 人で 16.5%である。

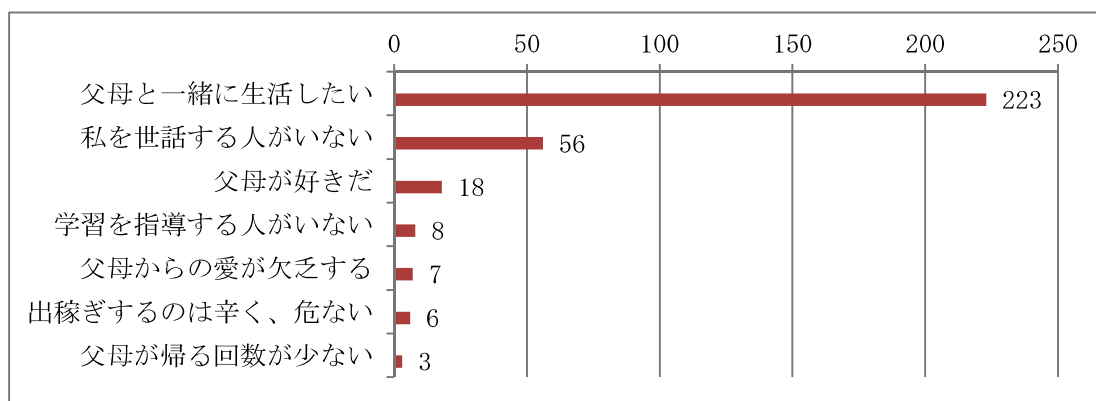


図 5-10 父母が出稼ぎに行くことを望んでいない理由（単位：人） 回答者 321 人

一方、「はい」と答えた留守児童は、図 5-11 に示したように、1 番の理由は「家庭を維持する」の 18 人で 46.2%を占め、次は「私の学費を稼ぐ」の 11 人で 28.2%である。「仕方がない」「父母の出稼ぎに慣れた」という児童もおり、両親が揃っていない生活に耐えている姿もみえるようである。

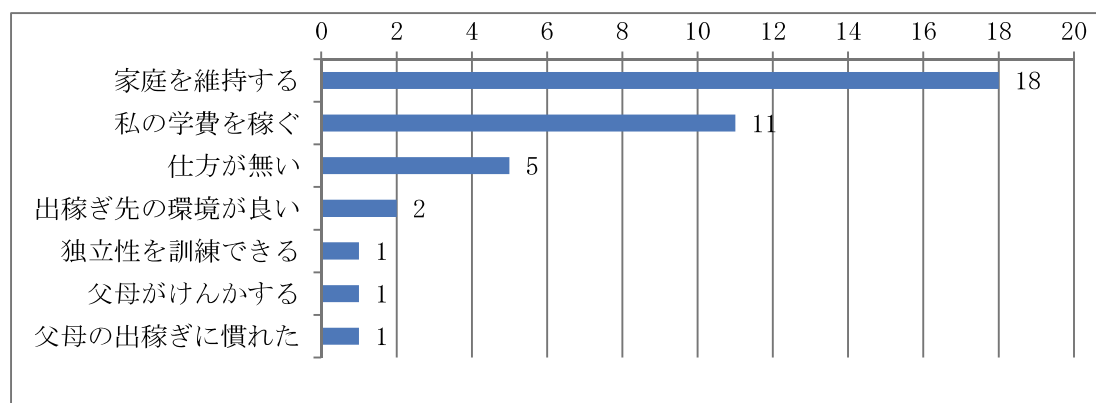


図 5-11 父母が出稼ぎに行くことを望んでいる理由（単位：人） 回答者 39 人

留守児童に、「現在どのような願いがありますか」と質問した結果を図 5-12 に示した。「良く学習し、いい成績を修める」が 157 人で 46.7%と 1 番多く、次は、「携帯電話、自転車、玩具、本等が欲しい」の 31 人で 9.2%、3 番目は「父母と一緒に暮らす」である。半数近くが「良く学習し、いい成績を修める」と答えている。その理由を表

5-10 と図 5-13 に示した。

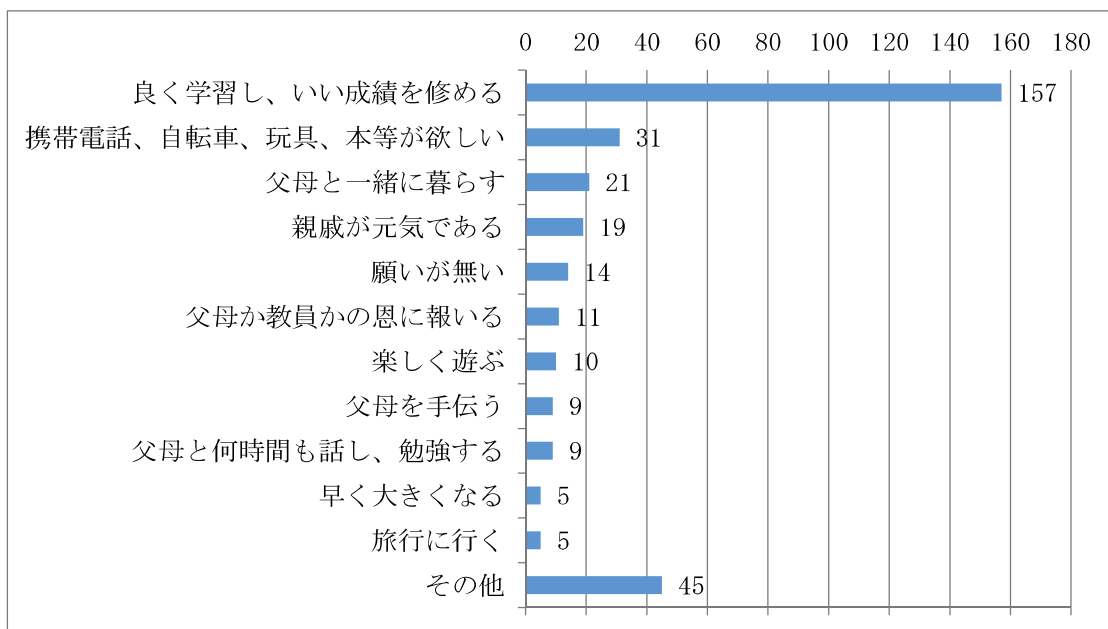


図 5-12 「現在どのような願いがありますか」 (単位：人) 回答者 336 人

表 5-10 は「将来どこまで学習したいと思いますか」で、1 番多いのは修士以上で 33.5%、2 番目は 4 年制大学で 32.2%、3 番目は高校、3 年制中等専門学校で、次は、大学レベルの 3 年制専門学校である。ほぼ全員が進学し、かつ、上級の学校に行くことを望んでいる。

表 5-10 「将来どこまで学習したいと思いますか」 回答者 367 人

	中学校	高校、3 年制 中等専門学校	大学レベルの 3 年制専門学校	4 年制大学	修士以上	合計
人数 (人)	14	67	45	118	123	367
比率 (%)	3.8	18.2	12.3	32.2	33.5	100

留守児童は上級の学校に行き、図 5-13 のように、良い仕事をする、教員、医者、士官、科学者になる、と良い仕事、社会的地位の高い仕事に就くことを夢見ている。

留守児童は父母と離れて暮らさなければならない。彼らは自分達が置かれている現実を理解し、受け止めて暮らしていることが分かる。そして、現実から脱するために、

高い学歴と専門職に就くことを望んでおり、上昇志向が高い。

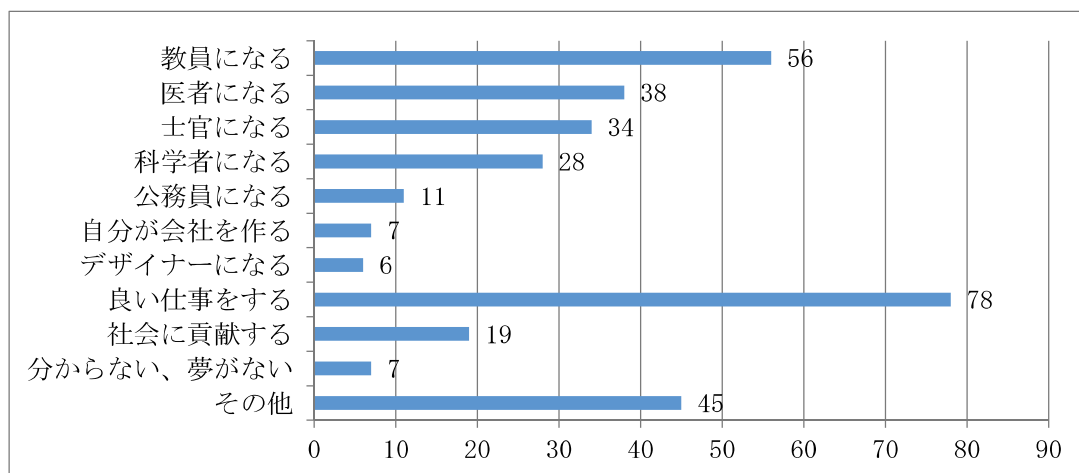


図 5-13 「夢は何ですか」(単位:人) 回答者 329 人

ところで、教員は留守児童をどのように見ているのであろうか。「留守児童に対する教員から見た教育上の問題点がありますか」という質問に対して、「ある」と答えた教員は 32 人で、91.4%を占めており、「ない」と答えた教員はわずか 3 人で、8.6%である。

「もしあれば、問題点は何ですか」には、「多数の留守児童は、学習の態度や習慣が身についておらず、分からないことがあっても、人に教えてもらおうとしない。宿題をきちんとせず、苦勞して学習することはない。そのため、成績が悪い。また、彼らは向上心や主体性に乏しく、忘れ物が多く、自信が不足しており、反抗心が強く、規律を守らず、ひねくれた性格で、衛生面も悪い」と回答しており、評価は低い。

筆者の調査では、上昇志向が高いという結果が出ているが、教員は向上心に乏しいと言っているのはなぜなのだろうか。留守児童は大きな夢を持っているが、教員は留守児童について、学習に対する意欲や態度の視点のみから評価をして、児童の置かれている状況や内面を正しく理解しているのであろうか。

次に、「留守児童の教育に関する難しいところと易しいところはそれぞれ何ですか」という質問に対する回答は以下のようなものである。

「難しいところ」は保護者との連絡、交流が困難なことである。特に保護者が祖母の場合、それはもっと難しくなる。また、家庭で児童にしっかり宿題をするように

言い聞かせる保護者は少ない。留守児童は学習上の困難にぶつかっても、1人では解決できないだろう。

一方、「易しいところ」は少数ではあるが、留守児童は自分の学習環境や生活環境をよく認識しており、問題を自分で解決することができ、できない時は素直に教員や同級生に助けを求めている。一部だが、成績が優秀な者もいる。

ここから、クラスの中に半数も留守児童を抱えている教員の苦勞が窺える。そのような中で、インタビューによれば、一握りの優秀な児童がいることは、教師にとってやり甲斐に繋がるということである。

2. 留守児童の家庭の状況

留守児童は母と一緒に住んでいる割合が1番高く60.5%で、次は父と一緒に住んでいる児童が19.3%で、祖父母と一緒に18.4%となっている。

T郷の労働者の大部分はT郷以外の建築現場や工場へ出稼ぎに行っている。残っている者も春や秋の農繁期にはT郷にいるが、農閑期になると郷外の労働力になっている。従って、T郷は母と一緒に住んでいる留守児童の割合が高い。

留守児童の保護者の最終学歴は中学校卒業者が1番多く、61.7%を占めている。小学校卒業以下は26.6%、高校、3年制中等専門学校卒業者は8.9%、大学レベルの専門学校3年制卒業者は2.4%、それ以上の卒業者は0.4%である。留守児童の保護者は教育程度が全体的に低く、小学校卒業以下の者が4分の1いるが、その多くは祖父母であろう。

では、このような状況の中で、学習上分からないことが生じた場合、留守児童は誰に教えてもらうのだろうか。

表5-11 「学習中問題があれば、誰に教えてもらいますか」（複数回答）回答者358人

	教員	同級生	母	父	祖父母	その他	合計
件数（件）	203	152	138	83	19	29	624
比率（%）	56.7	42.5	38.5	23.2	5.3	8.1	

表5-11は「学習中問題があれば、誰に教えてもらいますか」という質問に対する回答を表にしたもので、留守児童は教員に援助を求める比率が1番高く、56.7%で、次は、同級生である。父よりは母に教えてもらう児童の方が多いのは、母と暮らして

いる児童が多いからであろう。

保護者へのインタビューで、大学レベルの専門学校を卒業した母は、留守児童の保護者の内では、高い学歴を持っている。その彼女さえも、子供に質問されたら、「前回もう教えてあげたよ、また聞くの、自分で思い出してよ」ということがあると言った。それは、夫が不在のため忙しく、児童とゆっくり向き合う余裕がないからである。

また、別の母は小学校2年生の児童と2人で暮らしている。彼女は学歴がないため学習を見てやれないので、やむを得ず、児童にスマートフォンを買い与え、自分で学習するように言った。

「家庭で自習時、誰か付き添ってくれますか」に対する回答の内、「はい」と答えた留守児童は144人で38.1%を占めており、「いいえ」と答えた留守児童は234人で61.9%である。約3分の2の保護者は留守児童が自習する時、付き添っていない。

「家庭で家事の手伝いをしますか」の質問に対しては、「はい」と答えた留守児童は370人で、97.9%を占めており、ほぼ全員が家庭の手伝いをしている。

表5-12はその手伝いの内容で、355人の回答者の内、1番多いのは「掃除する」の80.0%で、8割の児童は掃除をしている。次は、「皿を洗う」の50.4%で半数、3番目は「洗濯する」で43.4%である。家事をする延人数は750人で、1人あたり約2件の家事をしている。

表5-12 「もし家事をすれば、どのような家事をやりますか」（複数回答）回答者355人

	掃除する	皿を洗う	洗濯する	料理を作る	その他	合計
件数(件)	284	179	154	75	58	750
比率(%)	80.0	50.4	43.4	21.1	16.3	

以上みてきたように、留守児童は学習で分からないことがあった場合、教員に聞くことが多い。多くの保護者は忙しく、児童の教育に十分な力を注ぐことができないので、自分で学習するようにと不必要と思えるような物を買って与えている者がいる。留守児童は家庭の手伝いをよくし、家事の分担をしている。

3. 留守児童の学校の状況

T郷の調査をした4校は義務教育であるから、児童の受け入れを拒否することはできない。教員への「留守児童を自校に受け入れることを望んでいますか」という質問

に対する回答では、「はい」と答えた教員は18人で、46.2%を占めており、「いいえ」と答えた教員は21人で53.8%を占めており、半数以上の教員は留守児童を受け入れたくないと思っている。受け入れることを望んでいる教員の内、38.9%は、留守児童は戸籍がある地域で就学し、義務教育を受ける権利があること、出稼ぎ労働者にとって、児童を連れて行くのは負担が大きいことを理由としており、留守児童の受け入れに必ずしも積極的という訳ではない。一方、受け入れを望んでいない教員は、留守児童に対する教育が難しいこと、留守児童の保護者（特に祖父母の場合）との連携が取りにくいこと等を挙げている。

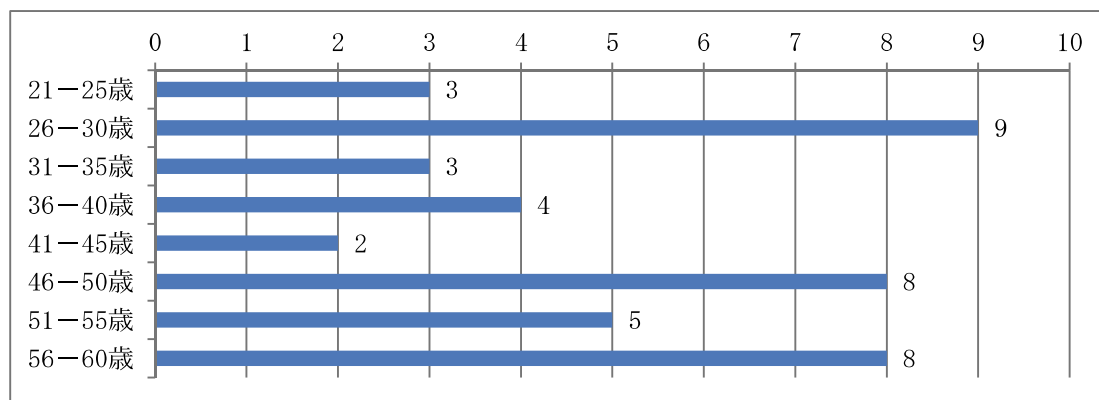


図5-14 T郷の教員の年齢構成（単位：人） 回答者42人

図5-14は「T郷の教員の年齢構成」で、26-30歳の学校を卒業したばかりの若い教員が1番多く9人で21.4%を占めている。次は、46-50歳と56-60歳の8人ずつである。46-60歳は21人で50.0%になる。T郷4校の教員の平均年齢は42.3歳であるが、若い教員と退職間近の教員が比較的多く、中堅層の教員は少ないと二極化している。このようなことが教育の質にマイナスの影響を与えてはいないだろうか。

小学校3校の内、本校に近い方の分校の教員の平均年齢は49.5歳、遠い方の分校の教員の平均年齢は51.7歳で、この2校の教員の平均年齢は高い。小学校本校の校長は「今年、市教育局が新しい教員4人を配置してくれたが、経験豊富な教員4人が転勤や昇格して他校に移った」と語った。

T郷教員の最終学歴は4年制大学卒業者が57.5%、大学レベルの3年制専門学校卒業者は25.0%、3年制中等専門学校卒業者は17.5%である。

教員の平均給与はT郷で2,755.9元(約46,000円)、D小学校で3,188.2元(約53,000

円)であり、T郷教員の平均給与は低い。「農村の教員も都市の教員と同じように朝早く起き、仕事の内容も同じだが、給与と待遇は違う」とZ小学校の教員はぼやいていた。

「留守児童に対して、どのような対応をしていますか」という質問に対する回答の内、「補習」と答えた教員は23人で71.9%を占めている。次は「児童のレベルに応じて、それぞれに適した教え方をする」が6人で18.7%、「同級生の協力を求める」は2人で、「授業中、留守児童に多く質問する」は1人である。留守児童への対応は「補習」が1番多い。

以上のように、T郷の教員は留守児童を自校に受け入れることに積極的ではなく、中堅層が薄く、学歴があまり高くない。留守児童に対して、補習する等努力はしているが、留守児童に対する評価は低い。このようなことが児童の学習意欲に悪い影響を与えているのではないだろうか。

4. 留守児童の社会的状況

T郷は農村と言えるが、中心部にビリヤード室、インターネットカフェがあり、ここに出入りするのは主に児童生徒である。一方、地域内には公共の文化的設備が少なく、図書館は1館もない。加えて、周囲の者は留守児童に関心を持っていない。そして、村委員会は留守児童の教育に対する対応を取っていない。T郷では留守児童の教育に対する社会の関心が極めて薄い。

5. 留守児童の政治的状況

中国は二元的な戸籍制度と都市と農村の経済格差のため、人為的に都市と農村、市民と農民に分けられる。留守児童の父母は経済的に豊かになるため、出稼ぎに行くが、戸籍制度があり、経済力が制限されているので、家族を出稼ぎ先に連れて行くのは困難である。

中央政府が留守児童の教育に関する政策を出しても、地方で実施されないため、効果が上がらない。T郷政府は管理体制が不十分で、政府からの援助が少ない。また、留守児童に対する関連部門、明確な責任者、監督主体、管理・監督メカニズムの役割を果たしていない。そして、未だに留守児童に関する状況把握さえしていない。T郷では、小学校に寄宿学校がなく、教員は給料が低く、保護者に対する指導、訓練等が行われていない。

第3節 流動児童と留守児童の比較

アンケート調査とインタビュー調査の結果から流動児童と留守児童の比較をしてみよう。

① 児童自身の状況の比較

流動児童も留守児童も家でよく手伝いをしているが、流動児童が1人あたり1.5件であって、留守児童が1人あたり2件であった。両親が揃っていない留守児童の方がよく家の手伝いをしている。

流動児童も留守児童もほぼ全員が進学を希望し、社会的地位の高い職業や収入の高い職業につきたいという夢を持っている。しかし、学校の教員は学力が低い、生活や勉強の習慣が身についていない等と評価が低い。また、流動児童は各地から来ており、標準語が通じない者もあり、とりわけ教員は保護者とのコミュニケーションには苦勞している。

多くの児童は家庭で自習しているが、集中しているとは言えない。出稼ぎ労働者の家庭では児童としっかり向き合うことができず、児童は家庭の感覚が薄い。

② 家庭の状況の比較

出稼ぎ労働者は学歴が低く、そのため、長時間労働、低賃金、肉体労働に従事している。流動児童の親は子女が家で勉強する時、付き添っている者が多く、塾に行かせている者が多い。流動児童の保護者は留守児童の保護者より児童の学習に対して高い意識を持っている。このことは、流動児童の親が子女を連れてきた理由で「良い教育を受ける」「良い影響を与える」が多かったことと関連があるのであろう。

③ 学校の状況の比較

流動児童の学校の教員は流動児童を自校に受け入れることに理解を示している。教員は中堅層が多く、学歴が比較的高い。流動児童に対して補習する等努力している。一方、留守児童の学校の教員は留守児童を自校に受け入れることに積極的ではなく、中堅層が薄く、学歴があまり高くない。しかし、留守児童が分からないことを聞く相手は教員が1番多い。また、教員は通学バスの引率をするなど、本来の仕事以外のこともしている。教員の児童に対する評価が低く、保護者と連絡・交流・協力を得られない状況は共通している。

④ 社会の状況の比較

社会は流動児童の学習には関心を示しているが、留守児童への関心は薄い。

⑤ 流動児童と留守児童の政治的状況の比較

大連市教育局が出した 2005 年から 2014 年までの 10 年間の「工作要点」をみると、流動児童の教育に関して、2005 年は流動児童を就学させる、2006 年は流動児童が教育を受けることを保証する、2007 年は流動児童を就学させる政策を完全にす、2008 年は流動児童が平等に教育を受けることを保証する等と規定している。しかし、留守児童という言葉が出たのは、2013 年の「工作要点」の「中央政府の義務教育段階にいる留守児童の工作指導意見を実行し、農村の留守児童の教育サービスシステムを整備する」である。政府は留守児童より流動児童の方に早く目を向けている。また、政府が作り出した法規や政策の中で、流動児童に対して実施されたものの方が多く、効果も表れている。

以上の状況からみると、出稼ぎ労働者子女とひとくくりにされるが、家族と共に都市に行った流動児童と両親、または一方の親がいない農村の留守児童では、置かれている状況には共通点もあるが、大きい差もあり、留守児童より流動児童の置かれている状況は良いと言える。しかし、流動児童も留守児童も教育に関していろいろな問題が存在している。次章では、出稼ぎ労働者子女の教育問題とその原因を解明する。

第6章 出稼ぎ労働者子女の教育問題とその原因

第5章では、出稼ぎ労働者子女の状況をみた。アンケート調査とインタビュー調査の結果から見ると、出稼ぎ労働者子女の教育に関して様々な問題が放置されている。

本章では、それらの問題とその原因を明らかにする。

第1節 出稼ぎ労働者子女の教育問題

本節では、出稼ぎ労働者子女の教育問題を児童自身、家庭、学校、社会と行政の面から見る。

1. 出稼ぎ労働者子女自身の問題

出稼ぎ労働者子女の学習状況は二極化が進んでいる。少数の児童は出稼ぎ労働者子女である自身の学習環境や生活環境をただしく認識することができるが、多くの児童はそうではない。

児童は学校に入ると、生活に必要なことを学び始める。読み書きや計算を身につけることはとても重要なことである。しかし、一斉に勉強し始め、練習し始めると、どうしても理解の早い児童、遅い児童が出てくる。特に、流動児童は地方により学習科目が違い、多くの場合、流出地の教育の質は流入地より劣っているため、流入地の学習の進捗についていけない。また、授業の進め方が違い、新しい学校生活にも慣れず、劣等感をもっている。こういう劣等感を一度持ってしまえば、自発的に勉強することや就職することに対して、意欲を無くするだろう。

一方、留守児童の方は肉親の情が薄く、学校の監督も不足しているため、一所懸命勉強することはなく、向上心や自信が足らず、成績が悪く、学校を怠けるようになる。

2. 家庭の問題

出稼ぎ労働者子女の家庭環境は児童に良くない影響を与えている。児童が健やかに育つには家族と一緒に生活する環境が好ましい。しかし、出稼ぎ労働者子女の場合、流動家庭では保護者が揃っていても、親は生活のために朝早く出掛け、夜遅く帰って来、家計の負担をし、都市の人からの差別等の巨大な圧力にも耐えなければならない。一方、留守家庭では保護者は家事や農作業等に追われている。出稼ぎ労働者は児童にも家事を負担させている状況で、児童との会話も少なく、児童の成長に配慮する余裕

がない。とりわけ、留守児童家庭では家庭的雰囲気は薄く、多くの保護者は児童の衣食住だけを満足させ、精神的な面には関心が少なく、学習のしつけを厳しくしていない現状にある⁶⁶。また、せっかく春節等に親が出稼ぎから帰っても、親戚の者や友人等と飲食をしたり、マージャンやトランプ等をして遊んだりすることが多く、児童と触れ合うことは少ない。

保護者には正しい家庭教育の知識も欠乏している。子供の教育方法が単純で乱暴である。留守児童は家庭学習で分からないことがあると教員や同級生に教えてもらい、保護者に援助を求める比率が最も低い。特に、留守児童が祖父母と一緒に住んでいる場合、祖父母は教育レベルが低く、児童は家庭教育がなかなか受けられない。また、祖父母と児童の考え方の差が大きく、交流が難しい。親も子供の生活に必要な基本的なものは与えることができるが、学歴が低いため、留守児童の勉強を指導することは難しい。教え方も単純で乱暴なため、子供は叱られて泣いたりすることが多い。子供は学習上分からないことがあっても助けてもらうことができない。やがて、家庭の感覚をなくし、肉親の情がわからず、感情表現が乏しくなる。このようなことの繰り返いで、留守児童の家庭教育はますます置きざりにされている。

保護者が忙しいために、児童はすでに家事の重要な労働力になっている。例えば、洗濯や掃除や家族の食事の準備や後片付けをしている。未成年にもかかわらず、家庭の責任を負わなければならないのである。

保護者と学校との連携は難しい。一部の保護者は児童の学校での様子をよく知らない。児童の学習についてはほとんど学校に任せており、成績の悪いことを学校の責任にしている保護者もいる。流動児童の保護者は仕事の時間が不規則なので、学校の保護者会に参加できないことがある。

出稼ぎ労働者子女の生活と学習の環境も良くない。多くの保護者は児童のために家庭で良い学習環境を提供することは無理である。大部分の児童は学習専用の机を持っていない。多くの流動児童は都市に住んでいるが、そこはいわゆる「城中村」⁶⁷で経済的条件、公共施設、教育資源等が都市の中心部に比べて大変劣っている。流動児童が住んでいるのは狭く簡易な住宅だから、冬は寒く、夏は暑い。また、流動児童の家

⁶⁶ 李根寿・廖運生（2005）「農村『留守子女』教育問題及対策思考」『前沿』第12期、164頁。

⁶⁷ 都市が急速に発展するプロセスで、現代都市管理の及ばない生活レベルが低い住宅地である。

の周辺にはゴミが山積されており、衛生的な条件は悪い。ここに住んでいる親は文化程度が低く、都市の人が敬遠する職業、例えば、廃品回収業や清掃業等に従事している。彼らは社会の下層集団に属している。

出稼ぎ労働者を社会的に支援する必要性は軽視されている。労働者自身も子女が学習に興味を失っていることを、彼ら自身の教養が低いため、どのように社会に訴えればよいのか、子女のための教育の権利をどのようにして守ればよいのか知らない。

出稼ぎ労働者子女は住む所が変わっても家庭から離れることはできない。児童にとって家庭の影響は一生涯を左右する程大きいものである。

3. 学校の問題

留守児童の通う農村の学校と流動児童の通う都市の学校とでは、大きな格差が存在している。

都市の学校の設備は農村より新しく、種類も多い。留守児童が就学している学校に配備される教育用材は、流動児童が就学している都市の学校と大体同じであるが、利用状況は全く異なる。都市の学校は授業中、先進的な設備、例えば、プロジェクターや実験用の器具を使うことが多いが、農村の学校は専門の教員がいなかったり、設備の形式も古いため、あまり使われていない。

留守児童の通う農村の学校の教員の年齢は二極分化しており、中堅層が少なく、退職間近の教員が比較的多い。教育委員会は新しい教員を配置してくれるが、経験豊富な教員は転勤や昇格で転出することが多い。また、この新しく赴任してきた教員は田舎を嫌い、腰を据えることなく、機会があれば都会へ転出したいと思っている。留守児童の学校の教員の学歴は流動児童の学校より低い。専門教員の数も足りず、1人で1クラスのほぼ全科目を担当するケースが多い。

教員は出稼ぎ労働者子女の教育問題に対して意識が足りない。特に農村の教員は留守児童の教育問題に仕方がない、どうしようもないと思っている人が多い。

学校の留守児童に対する管理体制は万全ではなく、保護者との連携体制が整っていない。教員には個々の児童に配慮する余裕がない。学校が教育理念、学校を運営する条件、少ない教員陣等に限定され、留守児童に対する関心が薄く、有効な措置を取っていない状況にある⁶⁸。

留守児童の調査をしたT郷の教員の給料や待遇等は都会の教員より低く、仕事の環

⁶⁸ 于慎鴻（2006）「農村『留守児童』教育問題探析」『中州学刊』第3期、129頁。

境は都会よりも劣る。教員の配置にも問題があり、主要科目の担当教員は充分であるが、副科目の担当教員は不足している。また、同じ郷にありながら、分校よりも本校の方が設備、教員配置などが整っている等の格差がある。

一方、流動児童の方は社会や学校から軽視されるため、不満を持っている。単に流入して来たというだけの理由で、また、学力や衛生面が悪いという理由だけで虐められる。そのため、流動児童は不公平感を持っている。

留守児童が通う農村の学校の教育資源は不足している。あるいは、形式的に学校の基準に合っており、以前より大分良くなったが、使われずに放置されていることがある。国は教育に対して大きい投資をしているが、効果は上がっていない。

学校の施設や器材が生かさず、都市に比べて公平・平等な授業が行われないのは必要な教室が足りないことも原因の1つである。また、副科目の授業を行う教室は揃っても、音楽、美術、体育、実験等の専門教員がいないため、これらの授業を行うことが出来ない。この副科目の時間に主要な科目（英語、算数、国語）を教えている学校もある。

学校は家庭とのつながりをもつことが難しい。定期的な家庭訪問や児童の学校での様子について保護者に報告することは少ない。

4. 社会の問題

社会やメディアは都市の学校に関する報道は積極的であるが、農村の学校はなかなか視野に入れない。

人々は経済的な利益ばかりをむさぼる気風があり、地域社会は留守児童の教育や生活に関心を持っていない。社会全体をみると、児童の教育問題についての関心が前よりは高くなったが、まだ足りない。社会のこのような雰囲気は児童にマイナスの直接影響を及ぼしている。

教育問題は社会的に重視されていない。農村の文化市場や治安は悪く、インターネットカフェや電子ゲーム室や娯楽場等で、留守児童がよくない習慣に手を染めやすい⁶⁹。一方で、公共の文化的な設備は少ない。

5. 行政の公共政策の問題

中央政府は近年出稼ぎ労働者子女に関する政策を次々として出しているが、地域や学校によって、実施の方法は様々で、実施されない所すらある。また、政策を中央政府が

⁶⁹ 注 66 に同じ。

決定しても、地方政府が実施できないと判断すれば、実施されない。中国には大きな地域間格差があり、同じ法令を一律に施行することは難しい。さらに、実際に留守児童の教育を実施するのは地方政府である。地方政府は産業の立地等で隣り合う政府同士でも財政力の格差が大きい。加えて、政府の裁量の余地も大きいだけでなく、学校も学校長の考え方や地域社会の意見に影響される。従って、中央政府が政策を決定しても、決定はそのまま実施されるとは限らず、実施の仕方も様々である。そのため、地方によっては、児童は均質な教育を受ける権利を失っている。T郷の場合、教育部は教育用材、設備等を配備していたが、運営経費が不足しているため利用されていない。

中央政府と地方の間には矛盾が存在している。中央政府には権利、資源等が集中しているため、地方政府を左右している。一方、地方政府は政策、法規等を実施する中で、中央政府の元々の目的と外れたところもあり、実施効果が現れない。中央政府と地方政府は従属関係だけではなく、責任の割合を交渉する関係でもある。しかし、中央政府が最後の決定権と支配権を持っている。一方、地方政府は執行権と範囲内の統治権だけを持っている。T郷の場合、通学車は7台が配られる予定であったが、地方政府と学校の執行に限界があるので、5台しか受け取れない。また、各レベルの部門と部門の関係は緊密ではなく、責任は不明確で、問題が起こっても責任の所在が分からない。

「認認真真走過場、踏踏實實搞形式」は中国の諺で、意味は表面だけを取り繕って、その場を切り抜けて、せつせと形式的なことをすることである。この諺は中央政府と地方政府の間に矛盾が存在していることを表している。中国にはこのような国家体制が存在しているので、国家の政策、法律等を実施するのは難しい。義務教育は誰でもが平等、均質に受けられる権利であるが、中国では実施内容と均質性は様々である。

政府は出稼ぎ労働者子女の教育問題に関する政策を出してはいるが、監督機関の効果が果たされていない。中国の教育予算額は上がったが、先進国と比べて、財政の総支出に占める割合はまだ少ない。

中国の戸籍は農村戸籍と都市戸籍に分けられている。このような制度は流動人口に深刻な影響を与えている。この制度のために農村と都市とではいろいろな面で差別がある。出身地域によって大学入学の合格ラインが異なる。これは進学の特権の妨げになっており、教育の公平の原則を失っていることで、教育に大きい影響を与えている。

政府の児童に関する管理体制は不十分である。政府の公安部や労働部や教育部等は、まだ児童に対する監督管理メカニズムを確立していないので、出稼ぎ労働者子女についての状況を把握していない。また、児童の教育問題を解決する関連部門や明確な責任者や監督主体もない。

国民の「教育を受ける権利」を保障するということは、全国民に、居住地、当該地の経済、家庭の事情等に関わらず、均衡で均質の義務教育を授けることである。しかし現在、出稼ぎ労働者子女の教育は様々な原因で均衡・均質ではない。「義務教育法」の第5条には「学齢にある児童、少年が義務教育を受ける権利を保障する」とあり、第6条では「義務教育の均衡発展を促進し、手薄な学校条件を改善し、困窮家庭の児童にも教育を受けさせることを、中央政府と地方政府の義務として求める」と定めている。しかし、これらは実行されていない所があることは筆者の調査からも明らかである。法に則って学校の設備が整っていても、それが活用されていないという実態も分かった。教育に関しては、中国の形式主義はやめるべきである。政府は作り出した政策を全国どこでも確実に実施させるべきである。

中国の義務教育は完全に無償とは言えず、まだ地域によって様々な費用を徴収している。また、国家は統一的な義務教育を保障するとしながらも、地域によって教育の格差が存在している。しかし、多くの人はこのことについてまだ認識していない。保護者は、法により子女が教育を受ける権利を保障されていることを知らないために、子女を守ってやることができない。

第2節 出稼ぎ労働者子女の教育問題の原因

出稼ぎ労働者子女の教育問題は多種、かつ複雑である。中国の経済発展と都市化のために、出稼ぎ労働者子女は増加し、同時に範囲が拡大しているため、彼らの教育問題はますます深刻化することが予想される。以下では、出稼ぎ労働者子女が抱える教育問題の原因を探る。

1. 家庭教育の欠陥

家庭教育は児童の人生にとって1番重要な啓蒙教育である。特に0歳から6歳までの児童は、この段階で性格や品格が形成されるため、非常に重要な時期である。

これまでみてきたように、出稼ぎ労働者子女の成績が悪い主な原因として、親子が分離していること、親子の交流が不足していること、離婚家庭が増加していること、

保護者の文化的素質が低いこと、学校周辺の環境が悪いこと等が挙げられる⁷⁰。留守児童は親が出稼ぎに行くことで、家庭で学習する時に指導する保護者、学習環境の条件が変わる。これらは留守児童にマイナスの影響を与えている⁷¹。また、留守児童は両親が揃ってない家庭で、親との触れ合いの時間が少ないため、肉親の情が分からない。

流動児童は親と一緒に住んではいるが、親は家計維持に精一杯で児童に対する家庭教育には手がまわらない。

2. 学校教育の対策の不備

出稼ぎ労働者子女の教育問題は以前から存在していたが、注目されたのが遅いため、学校の対策はまだ万全でない。しかし、近年は流動児童の方はかなり対策が進んでいるが、留守児童の方は遅れている。留守児童に対して、教育体制や教員への指導が不十分なため、児童に対して個々に対応しようにも、教員は指導方法がわからず、また時間的余裕がない。農村の教員は教員本来の仕事以外に通学車で引率したりする。また、児童の教育問題の意識の不足、レベルを上げる機会が少ない。

『易経・泰象・伝』に「天地交而万物通也、上下交而志同也」という諺がある。「天と地が交流すると、万物は穏やかであり、皇帝と臣民が交流すると、見方は一致する」という意味である。これは交流の必要性を説いている。交流が共通認識となっていることが前提として示している。

出稼ぎ労働者子女の保護者と学校間の連絡体制も整っていないので、交流が不足し、教員と保護者は相互理解が容易でない。教員が児童に対して行っている努力を保護者は理解しておらず、また、教員は保護者の気持ちが理解できない。

3. 社会の関心の不足

中国社会は特に農村の方が経済を最優先にしており、娯楽施設等は次々にできるが、管理が混乱している。そのため、それらの施設が児童にどのような影響を与えるのかまでは考えられていない。親の目がいきとどかない児童は安易にそのような施設に入りする。このようなことを続けていけば、学習意欲を失い、精神は荒廃するであろう。メディアは流動児童に注目することは多いが、留守児童に注目することは少ない。

⁷⁰ 林宏（2003）「福建省『留守孩』教育現状的調査」『福建師範大学学报』（哲学社会科学版）第3期、133頁。

⁷¹ 曹春華（2007）「農村『留守子女』学習状況分析研究」『教育探索と実践』第5期、73-74頁。

4. 政府の役割の欠乏

政府は出稼ぎ労働者子女の教育問題に関する政策、法律等を次々と作り出し、流動児童の方は効果が出ている。留守児童の方も良くなったが、監督機関の効果は十分に上がっていないので、施設・設備が生かされていなかったり、教員の取り組みが適切でないところ等がある。中国の教育資金は先進国と比べて、財政の総支出に対する割合は少ない。2012年の中国の教育資金は対GDP比が4%であった⁷²。ちなみに、2009年の世界1位のデンマークの7.5%を比べると、その比率は低い（同じ2009年のOECD各国の平均は5.4%であった）⁷³。

中国には「制度重于技術、責任勝于能力」という諺がある。「制度は技術より大切であり、責任は能力より重要である」という意味である。これは政府の制度と責任の重要性を言っている。

出稼ぎ労働者子女の教育問題が生じる根本的な原因は、中国の農村と都市の経済格差と二元的な戸籍制度にある。計画経済体制の下で形成されたこの戸籍制度は中国に特有の二元的な社会構造である。中国においては就職、教育、医療、社会保障等の面で、人為的に作られた都市と農村、市民と農民の格差がある。このために教育の面でも様々な弊害が出ている。農村は教育資源が足りず、そのために教員のレベルが低い。児童生徒の出身地域によって大学の合格ラインは異なる。都市の戸籍を持たない流動児童は都市に入れば、流入地の学校に入るが、学力の差があり、方言を使い、都市の生活や都市の学校の管理になれていないため、スムーズに学校に溶け込めない。これは教育を受ける権利の妨げになっており、教育の公平の原則を失っており、教育に大きい影響を与えている。

このように、中国の出稼ぎ労働者子女の教育は教育政策、経済、戸籍、社会の関心、家庭の状況など様々な問題を抱えている。現時点（2013年）で中国の全児童の3分の1を占める出稼ぎ労働者子女は規模が大きく、範囲が広い。このまま放置すると、深刻化するの明らかで、将来の世代に大きい負担を負わせることになるだろう。

全国のどこにいても平等に教育を受けられる権利や一律の高水準の教育環境が求められる中で、出稼ぎ労働者子女の教育問題に社会の目を向けさせ、解決へ向かって、

⁷² 国務院「2013年政府工作報告」（2013年3月19日公布）。

⁷³ 文部科学省（2013）「教育指標の国際比較」平成25年版

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/kokusai/___icsFiles/afieldfile/2013/04/10/1332512_04.pdf 2014年12月8日。

一刻も早く行動する必要がある。次章では、出稼ぎ労働者子女の教育問題を解決する対策を提案する。

第7章 出稼ぎ労働者子女の教育問題に対する提案

前章で見て来たように、出稼ぎ労働者子女は家庭の手伝いをよくしている。そして、進学し、良い仕事に就きたいという夢を持っている。しかし、保護者は学歴が低く、いわゆる3K（労働環境・作業内容が「きつい」「汚い」「危険」を意味する）の仕事に従事する者が多い。生活に追われ、児童の学習指導ができず、児童ときちんと向き合う時間すら少ない。また、教員の出稼ぎ労働者子女、特に留守児童に対する評価は低く、学校は児童に対して、積極的に対応していない。一方、政府は次々と政策を作り出しており、一定の効果をあげているが、全国一律に実行されているとは限らない。もし、このまま出稼ぎ労働者子女の教育問題を放置すれば、事態は一向に改善されず、中国の子供を取り巻く状況の二極化はますます深刻となるであろう。そこで、今回の調査・分析を踏まえ、先行研究を参考にした上で、児童が健全に育ち、自立するためにいくつかの提案をする。

1. 親に自覚を持たせること

児童の教育問題に対して、まず重要なのは家庭教育の強化である。出稼ぎする親は児童が心身共に健全に成長するように努力する必要がある。出稼ぎ労働者子女の親の多くは苦勞して働いて給料をもらい、子女が豊かな生活を送られれば十分だと思っているが、それよりも子女が自立するように精神を養成することがもっと重要である。多くの親は文化程度が高くないために、子女を教育することは学校の責任であると考えている。しかし、子供は知らず知らずのうちに親に感化されるものである。従って、親は児童の第1の教師である。

出稼ぎ労働者は様々なことを想定し、慎重に考えてから、出稼ぎをするかどうか決めた方がよいと思われる。児童の将来はお金よりずっと大切である。児童にとって、家庭のぬくもりと親の愛情は何よりも大切である。生活のために、どうしても出稼ぎをしなければならない場合は、父親が出稼ぎに行く方が望ましい。母親は一般的に注意深く、根気強く、子供と交流しやすい。親が2人とも出稼ぎする場合には、児童の世話をまかせられるしっかりした人がいる必要がある。例えば、身内であること、健康であること、人格がよいこと等である。

児童を残して出稼ぎに行く親も、家族と離れて暮らす不便や寂しさを感じているのだろう。それが偶に帰った時の親戚や友人との飲食に繋がっているのかもしれない。

しかし、児童も親がいないことに耐えて暮らしているのだから、帰省した時は児童と触れ合う等、親としての自覚を持つべきである。また、子供を残して出稼ぎに行く親は電話だけではなく、いろいろな連絡方法、例えば、手紙やメールやqqや微信（ラインのようなもの）等で、子供と絶えず話し、交流するようにするとよい。

保護者は児童の学習に関して責任感を持ち、学校の担任の教員とよく連絡を取り合い、学校で学習している状況等をよく知り、家庭で学習するように指導・監督しなければならない。児童の勉強や悩みごと等は教員と相談して、対策を講じるようにする。自分は大切に守られていると児童が思えるようにすることが重要である。

出稼ぎ親の背後には実は巨大な貴重な財産が潜んでいる。親が仕事の内容や働くことの喜びやつらさ、また、出稼ぎをしなければならない事情等を子女に話すようになれば、子女はそこから多くのものを得るだろう。何より親子の会話があるし、子女は世の中というものを知り、出稼ぎ労働者子女という自身の境遇を理解し、頑張る勇気を持つだろう。また、保護者は子女の話にも耳を傾け、悩みごとともに考えるようにすれば、子女と親が話す機会が増え、関係も親密になる。

教育にとって、親の役割は誰にもとって代われない大切なものである。それゆえ、親は子女の成長や学習に関心を持たなければならない。

2. 学校の役割を充実すること

学校は、とりわけ留守児童にとっては重要である。留守児童は両親あるいは一方の親と離れているため、学校は児童の学習だけではなく、留守児童の学校外での状況も把握しておく必要がある。学校は児童の家族の全員の情報を掌握し、児童の状況に応じて学習を指導し、保護者とよく連絡とる必要がある。児童の学校での様子(興味、学習意欲、態度、友達との関係等)を保護者に知らせ、保護者も児童の家での様子を教員に知らせ、問題が起こらないようする。児童に問題が生じた時は、すぐに原因を調べ、学校と保護者が協力して解決する必要がある。

留守児童が多く、しかも、問題を抱える児童が多数いる地域には、寄宿学校が必要であろう。寄宿学校にはベテランの精力的な教員を置く。一方、職員は様々な経験を持つ者を採用し、児童に家庭的な雰囲気を与える必要がある。留守児童は集団の中で生活をすると、その集団を愛し、他人に関心を持ち、勤勉に学習し、規律を守り、良い習慣を身につけることができるようになる。寄宿学校は、留守児童が独立した生活能力を鍛える場所でもある。

学校は施設・設備等物質的な条件も整え、学校の教育資源を十分に活用する。学校情報を透明化し、職員が共有することが大事である。児童にとってゆったりとした学校の雰囲気は重要である。健康的で明るい学校文化の雰囲気を造ること、つまり、児童が学校が楽しいと思うように環境を整える必要がある。

児童にとって、教員は大きな励みになっており、大きく変わるきっかけを与えてくれる重要な身近な大人である。また、教員に褒められるのがうれしくて頑張るということもある。従って、教育管理、教員の養成訓練をしっかりと行うことや学校間の人事の交流ができるような人事配置体制を整えること、教員のレベルを上げる機会を与えることは重要である。また、教員が「しっかりと働く」「心を働かせる」のは大事である。教員は自身の使命感、責任感を持つべきである。特に農村の教員は留守児童の教育問題を意識し、できる限り児童の気持ちを理解し、児童が進んで学習するように温かく激励し、指導し、鞭撻すること。国は教員に、特に農村の教員に職業訓練の機会、良い職場環境、高い給料や待遇等を提供し、安心して働けるようにする必要がある。

3. 地域社会の力を活用すること

児童の教育問題に関して、地域社会を無視することはできない。児童にとって好ましい外部環境を整えるために、社会の各方面の力を動員するべきである。

まず、児童にとって好ましくないもの、たとえば、学校の周囲にある違法なネット・カフェ、電子ゲーム室等は排除するのが望ましい。児童が絶対に入れないような策を講じるべきである。

次に、児童に継続的に学習指導をする人や場所を用意する。例えば、集まる場所を確保し、土曜日や日曜日に高校生や大学生に来てもらって勉強をみてもらったり、スポーツをしたり、遊んだりする。高校生、大学生に触れることによって、児童は高校や大学を具体的にイメージすることができ、学習に力を入れるだろう。あるいは、平日も児童を世話するボランティアを募って宿題の指導、復習、予習などをみてもらおう。この場合のボランティアは退職した教員や公務員、大学生等の教育レベルが高い者が好ましい。

地元の産業を盛んにする必要がある。これは行政をはじめ地域が取り組まなければならない重要な課題である。働く場所がないために、親は郷外に出なければならないので、郷や鎮に働く場を作る必要がある。例えば、耕地面積を広げ、米、麦、野菜、花、果物を作り、出荷し、あるいは地域内で販売する。学校や病院、企業等で使う野

菜や穀物は地元のものを用いるなど地産地消（地域で生産したものを地域で消費すること）を徹底することも地域の活性化に役立つだろう。一方で農産物や家畜の肉等の加工場を作って、付加価値をつけて販売すれば、収益は上がる。

留守児童を多くかかえる地域は、地域をあげて児童が健全に育つように活動する必要がある。地域交流では保護者に対する指導と訓練を行う。農村の労働力の移転に関する政府の訓練計画の中に家庭教育・指導も付け加える。第一責任者である保護者、祖父母は自己の責任意識を高めるべきである。筆者の調査によれば、一部の留守児童の親は一般家庭と比べて子供と交流することが少ないという状況が認識できていなかった。また、数は少ないが、保護者はそれが分かっているにもかかわらず、解決策が分かっていた。

地域社会は保護者向けの家庭教育指導の講座、児童発達相談会等を開催する。家庭教育指導の講座では、保護者が児童との適切な意思の交流方法を学べるようにする。また、親子で一緒に体験できる運動等のイベントを開催する。児童発達相談会では、児童の成長、発達、児童の気持ちに寄り添った対応、学習等に対する「気づき」を相談することで、具体的な児童との関わり方を学び、子育てや学習へつないでいく。場合によっては、医療関係者、教育担当者による専門的な個別相談を行うようにする。

また、保護者応援プログラムを作る。これは児童に働いている親の姿を見せるもので、参加する企業、団体等を募集し、協力を要請する。児童に保護者が働く現場を見せたり、簡単な仕事を体験させたりすることで親の大変さも分かり、親への感謝の気持ちもわいてくるだろう。そして、仕事を体験することによって、親子の会話が生まれるだろう。

政府の宣伝部やマスメディア、教育機関を通して、児童にとって好ましい家庭環境とはどのようなものか、親の役割とは何か、社会がしなければならないこと等を繰り返し報道し、家庭教育の重要性を宣伝する必要がある。このようにすれば、児童は好ましい家庭環境の中で成長することができる。

4. 政府の責任を果たすこと

今日の法治社会意識の強い状況の下では、児童の教育問題を解決するには政策、法律、法規等の規制の裏付けがなければならない。現在、児童の教育問題については第3章でみたように、新しい方針や政策等が打ち出されてはいるが、監督機関が十分に職務を果たしていないため、効果の出ているところもあれば、効果のないところもあ

る。中央政府でも、地方政府でも、制度の改革は出稼ぎ労働者子女の教育問題の解決にとって重要な条件である。また、責任者はこの制度を確実に実行する必要がある。

中央政府は義務教育を全国一律に実施すべきである。中央の教育部、財政部等の部門は連携して、中央から国のすみずみまで、財力、物力、人力を平等・均質に配備することが望まれる。各地域の財政は無駄を省いて義務教育に関する予算を優先する努力をする。地方の教育部門と財政部門とを分離し、義務教育資金はすべて中央の教育部から配るようになれば、児童生徒の全国一律の義務教育を受ける権利を保障したことになり、社会的弱者である出稼ぎ労働者子女も均質な義務教育を受けることができる。

経済は教育問題の根幹を支えるものである。経済上の理由で児童の教育問題は深刻化する。従って、中央政府は児童の教育に関する資金の配分を増やす必要がある。児童のための寄宿学校の建設、付属設備、教員の給料等は経費で支えられている。第3章で述べたように、教育部の「中共教育部党组关于学习贯彻胡锦涛总书记等中央领导同志教师节期间贺信和讲话精神的通知」の中では、留守児童は優先的に寄宿学校に入れるように、農村に寄宿学校を建設するよう指導者の管理を強める、となっている。

筆者が調査をしたT郷のE中学校は2013年9月に新しい寄宿舎の工事が終わり、ほぼ全生徒が新学期から学校の寄宿舎での生活を始めた。これは出稼ぎ労働者子女の教育問題の対策が実施された例の1つである。しかし、T郷の3つの小学校にはまだ寄宿舎はなく、遠くから通う児童は朝早く通学バスに乗り、帰りは遅い。バスさえも、計画通りに配備されず、1台がピストン運行している有様である。

中央政府は義務教育を受ける児童の数に応じて、各地区と各省の教育の資金を調整し、投入する必要がある。現在このような教育の資金はまだ少なく、不足している。中央政府、出稼ぎ労働者の流入地政府と流出地政府は協力して、いろいろな手段を活用して、資金を捻出することが重要である。また、教育資金の投入比率を現在より拡大するようにする。

留守児童に対する教育の権利は憲法により保障はされているが、現実には教育環境はまだ整っていない。筆者がT郷で行った調査の結果、3つの小学校を比べると、もっとも農村部にあるH小学校が学校の施設整備、教員の配置、学校の教育予算等の面で、レベルがもっとも低いことが分かった。児童の教育問題を根本的に解決するため、憲法に則って均質な教育体制を設けることも急がなければならない。

出稼ぎ労働者子女の教育に関する法制は詳しく、細かく定める必要がある。例えば、保護者はどこまで義務があるのか、中央政府と地方政府はどこまで責任を負うかが明確にされなければならない。

全国一律で平等な教育を受けるためには、出稼ぎ労働者子女の学力が一定の水準に達している必要がある。各地を移動する流動児童にとっては、各学年で学ぶことが決められていなければならない。全国統一の教材を採用することは流動児童にとって、早く新しい学校に慣れられるという効果もある。

政策、法律は、人々が定住し、親と子が一緒に暮らすことを前提に作られている。近年は出稼ぎ労働者子女を対象とした法が作られているが、実態に即しているとはいえない。例えば、留守児童は年1回、春節にしか親と会えない。そこで、出稼ぎ労働者に対しては、特別に休暇制度を設ける。子女が親と触れ合う機会を少しでも増やすために、雇用者は子女がいる出稼ぎの親に対して、年に何回か帰省休暇を与えるよう義務付ける。法律も児童の心身が健全に発達するよう保証する必要がある。法的な規制があれば、企業は守らざるを得ないであろう。

出稼ぎ労働者の長時間労働をやめること、仕事の長期性を保証することが必要である。出稼ぎ労働者は知識や技術がないため、低賃金で長時間労働を余儀なくされているが、義務教育期にいる児童の親に対しては、週の内、何回かは定時に帰れるようにする。また、企業は出稼ぎ労働者の仕事の長期性を保証し、安心して働けるようにする。

出稼ぎ労働者の流出地と流入地の教育機関の協力は流動児童の教育問題に関して欠かすことはできない。流入地の学校は入学した児童の学習の進度や心身の発達具合を知る必要がある。児童が流入地の学校にスムーズに受け入れられるためには全国統一の学籍簿を作るのも1つの策であろう。

進学制度、特に全国高等専門学校の入學統一試験の制度と申込制度を改革すれば、流動児童は流入地で受験することができる。現在は戸籍地で高校、大学の進学試験を受けるとなっているため、流動児童は流入地で高校、大学の進学試験を受けることが困難である。

教育制度においては都市と農村間の格差と地域間の格差を取り除けば、流動児童と留守児童の間の転換が容易になり、学習の連続性が保証される。流動児童と留守児童が平等に教育資源やサービスを享受する権利は保障されなければならない。

出稼ぎ労働者子女の進学に関しては、高校や大学入試で一定の枠を設けて、出稼ぎ労働者子女が入学しやすいような対策を講じるとよいであろう。就職時も同様に優先枠を設ければ勉学にも力を入れ、有能な働き手となるであろう。

出稼ぎ労働者子女に対して奨学金制度を作ることも必要である。出稼ぎ労働者の家庭では、子供の学資を捻出することは困難であろう。また、品行や成績がよいものについては学費を免除することや寄宿舎の費用を低減、あるいは無料にすることも考えられる。

ところで、出稼ぎ労働者子女のみが対象ではないが、中学校を卒業してすぐに就職する生徒に対しては、中学校で職業意識を教える必要があるだろう。そのため、教育機関は職業教育を社会全体に発展させて、職業技能教育を行うことを考えてもらいたい。

また、政府は出稼ぎ労働者の幼児の就学前教育（法制がある）を全国どこでも均質にすることも必要である。教育機関は就学前教育にも人力、物資や資金を投入して、就学前の教育計画を練り直し、その上で、ニーズに応じた多様な幼稚園や保育所を作る必要があるだろう。

中国の社会の発展を阻んでいる戸籍制度は是非、かつ早急に改めなければならない。都市化は大都市のみでなく、全国で平均的に進めるのが望ましい。そして、都市化のスピードを速め、地域間の経済格差、教育レベルの格差を小さくし、さらにその格差をなくすようにすることが重要である。

戸籍制度が改められると、出稼ぎ労働者に対して、医療、年金、失業保険、労働障害保険への加入が保障され、出稼ぎの家庭と都市の家庭の格差が縮まる。戸籍制度の改革によって中国の二元的な社会構造を破壊し、都市と農村、都市人口と農村人口の間の格差、さらに、都市と農村の大きな教育格差をなくし、人々が社会福祉、社会保障、教育を受ける機会等を平等に享受できるようにする。教育について言えば、出稼ぎ労働者子女だけではなく、他の経済発展が遅れている地域の児童も日本のような全国一律で一定水準を保証した義務教育制度の下で、均衡的に教育を受けることができるようにする必要がある。

以上、いろいろ提案したが、何よりもまず政府がすることは、出稼ぎ労働者子女に関連する既存の政策、法律、法規（例えば、「義務教育法」、「未成年保護法」）等を確実に実施することである。そのためには、専門の教育監督機関の設定を急ぐ必要がある

る。児童生徒の教育に関する違法、違反、不合理な現象を早く発見し、早急に解決しなければならない。更に、法制度を改善して充実を図る必要がある。それにより、出稼ぎ労働者子女を法律で保護することができる。出稼ぎ労働者子女は義務教育を受けることが権利であり、義務でもあるからである。

出稼ぎ労働者の家庭は当初よりは豊かになっているが、まだ社会の下級階層である。出稼ぎ労働者の社会における経済的地位、居住状況や就職状況等を高めることは児童生徒の教育問題の解決に欠かせないことである。出稼ぎ労働者と彼らの子女の社会保障制度を改善することによって、出稼ぎ労働者の家庭の経済的地位は上昇するであろう。

経済的に余裕のない親を扶助する生活保護法のような「補助金等の臨時特例に関する法律」を制定することも必要である。当人の努力ではどうにもならない場合には、政府は手を差し伸べる必要であるであろう。

政府は出稼ぎ労働者子女の教育問題についての調査や研究を主導して行い、実態を把握し、対策を練る一方で、研究者を援助し、実行の可能性がある研究や提案を採用することによって、出稼ぎ労働者子女の教育問題の解決をはからなければならないであろう。

義務教育法の中に、徴収してはならないものを具体的にあげておけば出稼ぎ労働者の負担が軽くなり、収入が低いために子女を登校させられないということはなくなる。

小中学校の格差が存在している中で、出稼ぎ労働者子女を多く抱えている学校、特に流動児童が多く、学校が当地の普通学校より劣っている現状においては、児童がレベルの低い教育を受けることになり、進学や就職に際して不利な立場に立たされる。従って、児童生徒が均質な教育を受ける権利を保障するために、国はきちんと責任を全うしなければならないであろう。

出稼ぎ労働者子女の教育問題が世代間に負の連鎖が生じていない今、何らかの手を打たなければ、中国は進む道を誤る恐れがある。

終章 結論と今後の課題

第1節 結論

この調査から、出稼ぎ労働者子女は進学を希望し、いわゆる、良い職に就きたいという夢をもっていることに注目した。出稼ぎ労働者子女の教育に関して、家庭教育が充分でなく、学校における対応策は不備で、教員の評価は低く、社会の関心は薄く、政府の役割は不十分である、と出稼ぎ労働者子女を取り巻く環境は厳しい。最も身近な両親が親として自覚をもつことがまず重要であるが、その親もどうにもできない事情を抱えている。しかも、出稼ぎ労働者子女の教育問題の解決は家庭だけでできることではなく、学校、社会、政府が一丸となって取り組まなければならない国家の一大事である。

筆者は出稼ぎ労働者子女の教育状況を考察した。調査結果からみると、留守児童より、流動児童の方が置かれている状況は良い。先行研究との比較からみると筆者が調査した時点で流動児童の学習状況は問題はあるものの、前より良くなった。しかし、留守児童の学習状況はまだ問題が残されたまま深刻である。

これらは出稼ぎ労働者子女だけの問題であろうか。中国国内の経済の発展が遅れている地域の児童も同じような境遇にあるのではなかろうか。出稼ぎ労働者子女の教育問題の一端が明らかになった今、彼らに必要な対応を取ることは、他の同じ境遇にある児童をも救うことになる。

中国では、地方政府の裁量の余地が大きいだけでなく、学校長の考え方や地域社会の意見にも影響されるため、中央政府が決定しても、彼らが実施できないと判断すれば、決定は施行されず、また、されたとしても部分的であり、実行の仕方も様々になる。

出稼ぎ労働者子女の教育問題は中国社会の都市化の進行過程の中で必然的に出現してきたものである。出稼ぎ労働者が生まれたことによって、その子女の教育問題が生じてきたわけである。もし出稼ぎ労働者がいなければ、そして、これほど大量でなかったなら、問題は自然に解消するかもしれない。

出稼ぎ労働者子女の教育問題は今や、厳しく、複雑な社会問題になって来ている。その上、この問題は関連する範囲が広く、影響は深遠で計り知れない。出稼ぎ労働者

子女を法で守り、自立した社会人にしなければ、中国は遠くない将来重い負担を背負うことになるだろう。そのため、早急に着手できるところから対応する必要がある。この教育問題を解決しない限り、社会の真の安定と繁栄はない。

第2節 研究の成果

先行研究は北京、上海、広州等の大都市を対象としたものが多い。遼寧省の大連市を研究対象とした本論文は地方都市の流動児童と留守児童の現時点の状況を詳しく調査、分析したことで有意義である。

出稼ぎ労働者子女である流動児童と留守児童の教育について、双方に共通な部分もあるが、全く異なっている点も存在すること、そして、その原因を明らかにした。

出稼ぎ労働者子女と一括りにされるが、流動児童より、留守児童の教育問題は深刻であることを明らかにした。

中国の中央政府と地方政府が作り出した政策や法律などを検討し、また、日本における全国共通で、均質な義務教育制度が流動児童と留守児童の教育問題の解決に役立つことを提案した。そして、日本の教育制度は流動児童と留守児童だけではなく、中国のすべての小中学生にも必要な知識を身につけさせるために役立つこと、そのためには中日の教育者、法関係者の交流が必要であることも提案した。このことは、中日の交流促進にも益するであろう。

本研究は、流動児童と留守児童を扱った研究はまだ少ないため、今後の研究のための基礎を打ち立てたものである。

第3節 今後の課題

1. 研究の不足点

中国における出稼ぎ労働者子女の教育問題は深刻で、放置しておいてはいけないと改めて認識した。その背景、関連政策、問題点、原因、そして、解決方法は本論文において述べたとおりである。しかし、個人では能力、時間等の制約があり、この問題に関しての検討はまだ不足している。

また、筆者の調査は広い中国の中のほんの錐の先程の地点であった。アンケートとインタビュー調査から、繁栄から取り残されたかのような親と子の姿が浮かび上がっ

た。2013年の出稼ぎ労働者子女は中国の全児童の3分の1を占める。この中には、現代的な生活を享受している児童もいるだろうが、それはひと握りであろう。

本研究では、出稼ぎ労働者子女の教育に関する法整備について検討したが、出稼ぎ労働者子女の教育に直接関係がある教育財政についてはまだ手をつけていない。

同じ時点の他の地域の出稼ぎ労働者子女の教育に関する実態と法整備との比較ができておらず、他の地域がどのような状況にあるかを検討していない。

都市の流動児童と普通児童、農村の留守児童と普通児童の比較は行っていない。また、政府の職員に対する調査はまだ不足している。

2. 今後の研究課題

以上の不足点にかんがみて、今後の研究課題として、児童の教育問題について更に細かく検討すること、そこから浮かび上がった問題点などについて、更に実態調査を継続すること、日本における義務教育法や関連政策を詳細に分析、考察すること、先行研究の実証調査と他の地域の調査を比較することを今後の課題としている。また、政府で働く職員の調査も行って、問題点と解決策をさらに検討する必要があると考えている。

中国には「十年育樹、百年育人」という諺がある。「木を育てるには十年かかり、人を教育するには百年かかる」という意味である。人を育てるには莫大な時間と資金と人手が必要である。中国の持続的発展のためには、子供の教育は欠かせない。たとえ百年かかっても、やらなければならない国家の大事業である。

付 録 資 料

資料1 D町の流動児童用

D町の流動児童の学習と家庭生活に関する調査

こんにちは。私は于華と申します。現在、日本の山口大学大学院東アジア研究科博士後期課程に在学しています。

あなたの回答は私の研究の貴重な意見になります。この調査のデータはパソコンで処理し、あなたに迷惑はかけませんので、ご安心ください。ご協力に心から感謝します。

(注：調査票1は児童・生徒が回答してください。調査票2は保護者が回答してください。)

調査票1

D町の児童・生徒に対する調査

1. 年齢()
2. あなたの性別を教えてください。
 1. 男
 2. 女
3. 誰と一緒に住んでいますか。
 1. 父
 2. 母
 3. 祖父母
 4. その他
4. 兄弟は何人いますか(本人を含む)。
 1. 1人
 2. 2人
 3. 3人
 4. 4人以上
5. 学習中に問題があれば、だれに教えてもらいますか。
 1. 父
 2. 母
 3. 祖父母
 4. 教員
 5. 同級生
 6. 他の人
6. 家庭で家事の手伝いをしますか。
 1. はい
 2. いいえ
- 6-2. もし家事をすれば、どのような家事をやりませんか。
 1. 洗濯する
 2. 料理を作る
 3. 掃除する
 4. 皿を洗う
 5. その他()
7. 今までに、何回転校しましたか。
 1. 0回
 2. 1回
 3. 2回
 4. 3回
 5. 4回以上
8. 通学する時、送り迎えがありますか。

資料2 D町の流動児童の保護者用

調査票2

D町の保護者に対する調査

1. 年齢 ()
2. 性別 1. 男 2. 女
3. 児童との関係 ()
4. 最終学歴はどこですか。
 1. 小学校 2. 中学校 3. 高校あるいは中等専門学校
 4. 大学レベルの専門学校 5. 4年制大学 6. 修士以上
5. 児童の入学手続きは、難しかったですか。
 1. はい 2. いいえ
- 5-2. 入学時に何か困ったことがありましたか。
 1. 子女は戸籍がない 2. 必要な書類が多い 3. 行く部門が多い
 4. 費用が高い 5. 困ったことはない 6. その他 ()
6. 家庭の月収入はどのくらいありますか。
 1. 1000元以下 2. 1000-2000元 3. 2001-3000元
 4. 3001-4000元 5. 4001-5000元 6. 5001元以上
7. 学校で、1学期に雑費がどのくらい必要ですか。
 1. 100元以下 2. 101-300元 3. 301-500元 4. 501-1000元
 5. 1001元以上
8. 児童は学校で昼食を食べますか。
 1. はい 2. いいえ
9. 児童は塾に通っていますか。
 1. はい 2. いいえ
- 9-2. 塾で習っている科目は何ですか。
 1. 国語 2. 算数 3. 英語 4. 美術 5. 音楽、舞踊
 6. 物理 7. 科学 8. その他 ()
- 9-3. 塾の費用は、1か月にいくらかかりますか。
 1. 100元以下 2. 101-200元 3. 201-300元 4. 301-400元
 5. 401-500元 6. 501元以上

10. 昨年1年間に児童の教育費用はどのくらいかかりましたか。
1. 500元以下 2. 501-1000元 3. 1001-3000元 4. 3001-5000元
5. 5001元以上
11. 児童・生徒の通っている学校に満足していますか。
1. 非常に満足 2. やや満足 3. 満足 4. やや不満 5. 不満
12. 児童が自習する時、保護者は付き添いますか。
1. はい 2. いいえ
- 12-2. 付き添う人は、どのくらい付き添いますか。
1. 30分以内 2. 30分-1時間以内 3. 1時間-2時間以内
4. 2時間-3時間以内 5. 3時間以上
13. どんな仕事をしていますか。 父（ ） 母（ ）
1. サービス業 2. 工場職員 3. 輸送業 4. 農業、林業、牧畜業、漁業
5. 自営業 6. 業務職員（職階がない） 7. 専門業務 8. 建築業
9. 管理職員 10. その他（ ）
14. どんな社会保険に加入していますか。
1. 五険一金 2. 五険 3. 三険 4. 農村医療合作保険
5. 個人購入保険 6. 加入していない
15. 出稼ぎ先に児童を連れてきた理由は何ですか。
1. チャンスが多い 2. 良い教育を受ける 3. 故郷で子供を世話する人がいない
4. 生活環境が良い 5. 良い影響を与える 6. その他（ ）

ご協力ありがとうございました。

資料3 T郷の留守児童用

T郷の留守児童の学習と家庭生活に関する調査

こんにちは。私は于華と申します。現在、日本の山口大学大学院東アジア研究科博士後期課程に在学しています。

あなたの回答は私の研究の貴重な意見になります。この調査のデータはパソコンで処理し、あなたに迷惑はかけませんので、ご安心ください。ご協力に心から感謝します。

(注：調査票1は児童・生徒が回答してください。調査票2は保護者が回答してください。)

調査票1

T郷の児童・生徒に対する調査

1. 年齢()
2. あなたの性別を教えてください。
 1. 男
 2. 女
3. 誰と一緒に住んでいますか。
 1. 父
 2. 母
 3. 祖父母
 4. その他
4. 兄弟は何人いますか(本人を含む)。
 1. 1人
 2. 2人
 3. 3人
 4. 4人以上
5. 学習中に問題があれば、誰に教えてもらいますか。
 1. 父
 2. 母
 3. 祖父母
 4. 教員
 5. 同級生
 6. 他の人
6. 家庭で家事の手伝いをしますか。
 1. はい
 2. いいえ
- 6-2. もし家事をすれば、どのような家事をやりませんか。
 1. 洗濯する
 2. 料理を作る
 3. 掃除する
 4. 皿を洗う
 5. その他()
7. 今までに、何回転校しましたか。
 1. 0回
 2. 1回
 3. 2回
 4. 3回
 5. 4回以上
8. 通学する時、送り迎えがありますか。

資料4 T郷の留守児童の保護者用

調査票2 T郷の保護者に対する調査

1. 年齢 ()
2. あなたの性別を教えてください。 1. 男 2. 女
3. 児童とどのような関係ですか。
 1. 父 2. 母 3. 祖父母 4. その他
4. あなたの戸籍はどこにありますか。
 1. 郷内 2. 郷外市以内 3. 市以内省以外 4. 省以外
5. 最終学歴はどこですか。
 1. 小学校 2. 中学校 3. 高校あるいは中等専門学校
 4. 大学レベルの専門学校 5. 4年制大学 6. 修士以上
6. 子女が入学した時、何か困ったことがありますか。
 1. 子女は戸籍がない 2. 必要な書類が多い 3. 行く部門が多い
 4. 費用が高い 5. 困ったことはない 6. その他 ()
7. 昨年、3か月以上出稼ぎに行ったのは誰ですか。
 1. 父 2. 母 3. 父と母
8. 昨年、父母はどこで働いていましたか。 父 () 母 ()
 1. 市以内 2. 市以外省以内 3. 省以外 4. 出稼ぎに行かなかった
9. どんな仕事をしていましたか。 父 () 母 ()
 1. サービス業 2. 工場職員 3. 輸送業 4. 農業、林業、牧畜業、漁業
 5. 自営業 6. 業務職員(職階がない) 7. 専門業務
 8. 建築業 9. 管理職員 10. その他 ()
10. 出稼ぎに行く期間はどのくらいですか。
 1. 1年中 2. 1年の内の9-11か月 3. 1年の内の6-9か月
 4. 1年の内の3-6か月 5. 3か月以下あるいは行かなかった
11. 昨年、家庭の収入はいくらありましたか。
 1. 10000元以下 2. 10000-20000元 3. 20001-30000元
 4. 30001-40000元 5. 40001-50000元 6. 50001元以上
12. どんな社会保険に加入していますか。
 1. 五険一金 2. 五険 3. 三険 4. 農村医療合作保険

5. 個人購入保険 6. 加入していない
13. 学校で、1学期に雑費がどのくらいかかりますか。
1. 100元以下 2. 101-300元 3. 301-500元 4. 501-1000元
5. 1001元以上
14. 児童は学校で昼食を食べますか。
1. はい 2. いいえ
15. 児童が自習する時、保護者はどのくらい付き添いますか。
1. 0時間 2. 30分以内 3. 30分-1時間以内 4. 1時間-2時間以内
5. 2時間-3時間以内 6. 3時間以上
16. 児童は塾に通っていますか。 1. はい 2. いいえ
- 16-2. もし通っていれば、科目は何ですか。
1. 国語 2. 算数 3. 英語 4. 美術 5. 音楽、舞踊 6. 物理
7. 科学 8. その他 () 9. 補習科目がない
- 16-3. 塾の費用は、1か月にいくらかかりますか。
1. 100元以下 2. 101-200元 3. 201-300元 4. 301-400元
5. 401-500元 6. 501元以上
17. 昨年1年間に児童の教育費用はどのくらいかかりましたか。
1. 500元以下 2. 501-1000元 3. 1001-3000元 4. 3001-5000元
5. 5001元以上
18. 児童・生徒の通っている学校に満足していますか。
1. 非常に満足 2. やや満足 3. 満足 4. やや不満 5. 不満
19. 児童をどこまで進学させたいですか。
1. 中学校 2. 高校あるいは中等専門学校 3. 大学レベルの専門学校
4. 4年制大学 5. 修士以上
20. 子供を連れて行かない理由を教えてください。
1. 出稼ぎ先で面倒をみる人がない 2. 費用が高い 3. 臨時の仕事をしている
4. その他 ()
21. この調査について、何かご意見やご批判があれば記入してください。
- ()

ご協力ありがとうございました。

資料5 D町とT郷の教員用

D町とT郷の教員に対する調査

こんにちは。私は于華と申します。現在、日本の山口大学大学院東アジア研究科博士後期課程に在学しています。

あなたの回答は私の研究の貴重な意見になります。この調査のデータはパソコンで処理し、あなたに迷惑はかけませんので、ご安心ください。ご協力に心から感謝します。

1. 年齢 ()
2. あなたの性別を教えてください。
 1. 男
 2. 女
3. 出身地はどこですか。
 1. 市以内
 2. 市以内省以内
 3. 省以外
4. 最終学歴はどこですか。
 1. 中学校
 2. 高校あるいは中等専門学校
 3. 大学レベルの専門学校
 4. 4年制大学
 5. 修士以上
5. 教員の経験は何年ありますか。 ()
6. 教員の資格証明書を取りましたか。
 1. はい
 2. いいえ
7. 月に給料はどのくらいありますか。 ()
8. 今学期、他の学校から転入してきた、また、転出して行った児童の数は何人ですか。
他の学校から転入してきた児童数 ()
他の学校へ転出して行った児童数 ()
- 8-2. その理由は何ですか。()
- 8-3. 流動児童（留守児童）に対して、どのような対策をしていますか。
()
9. 流動児童（留守児童）に対する教員から見た教育上の問題点がありますか。
 1. はい
 2. いいえ
- 9-2. もしあれば、問題点は何ですか。
()
10. 毎日遅刻、早退の児童は何人いますか。遅刻 () 早退 ()

11. 流動児童（留守児童）の教育に関して、難しいところと易しいところはそれぞれ何ですか。

難しいところ（ ）

易しいところ（ ）

12. 流動児童（留守児童）を自校に受け入れることを望んでいますか。

1. はい 2. いいえ

12-2. その理由は何ですか。

（ ）

13. 担当教員の方へ

担当クラスに児童が何人いますか。（ ）

男女それぞれ何人ですか。 男（ ） 女（ ）

ご協力ありがとうございました。

資料6 D町とT郷の校長用

D町とT郷の校長に対する調査

こんにちは。私は于華と申します。現在、日本の山口大学大学院東アジア研究科博士後期課程に在学しています。

あなたの回答は私の研究の貴重な意見になります。この調査のデータはパソコンで処理し、あなたに迷惑はかけませんので、ご安心ください。ご協力に心から感謝します。

1. 年齢 ()
 2. あなたの性別を教えてください。 1. 男 2. 女
3. 出身地はどこですか。
 1. 市以内 2. 市以内省以内 3. 省以外
4. 最終学歴はどこですか。
 1. 中学校 2. 高校あるいは中等専門学校 3. 大学レベルの専門学校
 4. 4年制大学 5. 修士以上
5. 教員の経験は何年ありますか。 ()
6. 教員の資格証明書を取りましたか。
 1. はい 2. いいえ
7. 当学校にはいつから勤めていますか。 ()年 ()月から
8. 当学校の歴史、由来について
()
9. 学校に配備されているもの
 1. 机 2. 椅子 3. 黒板 4. 教室 5. 運動場 6. 実験室 7. 図書室
 8. 音楽室 9. 美術室 10. パソコン室 11. 体育室
10. 児童が使う教科書はどこから配備されましたか。
()
11. 各学年での開設科目は何ですか。
()
12. 入学書類は何ですか。
()

ご協力ありがとうございました。

参考文献一覧

[日本語文献]

- 相原茂（2002）『中日辞書』第2版講談社。
- 朝日新聞「成長の陰 留守児童 5800万人」2011年11月6日付。
- 植村広美（2009）『中国における「農民工子女」の教育機会に関する制度と実態』風間書房。
- 王維博（2009）「不景気で農村に舞い戻る『農民工』」『中国 news：中国新聞週刊日本版』第3巻、第20号。
- 加藤伸司・中島健一（2007）『心理学』ミネルヴァ書房。
- 顔明芳（2000）「中国における流動児童少年の就学問題と简单学校：上海市桃浦鎮を中心に」『教育福祉研究』第6号。
- 顔明芳（2000）「中国流動児童の創出プロセスに関する研究—内陸部安徽省懷寧地域を中心に—」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第82号。
- 岸学（2012）『SPSSによるやさしい統計学』オーム社。
- 巖善平（2005）『中国の人口移動と民工』勁草書房。
- 巖善平（2007）「特集・農民工と農民工政策の変遷」『中国21』第26号。
- 巖善平（2010）『中国農民工の調査研究—上海市・珠江デルタにおける農民工の就業・賃金・暮らし—』晃洋書房。
- 江秋鳳（2010）「現代中国における農民出稼ぎ者の生活実態と意識変化：北京の農民出稼ぎ者の事例を中心に」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科紀要』第4巻、第1号。
- 周平（2008）「中国における戸籍管理制度とその改革—『農民工』問題に関連して—」『東アジア研究』第6号。
- 趙燕・劉郷英（2010）「中国都市部における農民出稼ぎ労働者家庭の就学前児童の生存状態と適切な教育対策—北京市『四環遊戯グループ』の非正規教育の模索を中心として—」『名古屋経営短期大学紀要』第51号。
- 張海英著・飯田哲也訳（2006）「中国『農民工』子女の義務教育と政府の責任」『立命館産業社会論集』第41巻、第4号。
- 陳伊（2007）「中国における農民工子女に対する教育問題—教育機会均等の実現に向けて」『千葉大学文学研究科院生紀要』第1期。

- 塚本隆敏（2010）『中国の農民工問題』創成社。
- 塚本隆敏（2010）「民工における住宅問題」『総合政策フォーラム』第5巻、第5号。
- 塚本隆敏（2010）「出稼ぎ労働者における留守児童の諸問題」『比較経済体制研究』第16号。
- 登坂学（2009）「中国農村における『留守児童』問題について」『九州保健福祉大学研究紀要』第10号。
- 登坂学（2011）「中国の留守児童と出稼ぎ労働者—フィールドワーク1年目の総括—」『九州保健福祉大学研究紀要』第12号。
- 登坂学（2012）「中国農村における留守児童の夢と社会的支援に関する一考察—フィールドワーク2年目の総括—」『九州保健福祉大学研究紀要』第13号。
- 登坂学（2014）「中国農村における留守児童の夢と社会的支援に関する一考察（その2）」『九州保健福祉大学研究紀要』第15号。
- 三好章（2009）「『農村留守児童』について」『中国21』第30巻。
- 無藤隆・麻生武（2009）『教育心理学』北大路書房。
- 松原達哉（2013）『教育心理学』丸善出版。
- 李紅実（2010）「中国における農民工子女の教育に関する法規と実施の実態」『学校教育学研究論集』第22号。

〔中国語文献〕（新聞記事、ニュース、雑誌を含む）

- 白南生・宋洪遠（2002）『回郷、還是進城—中国農村外出回流研究』中国財政經濟出版社。
- 白勤（2013）「農村留守児童心理健康現状調査研究」『現代中小學教育』第3期。
- 膨金蘭（2005）「農村留守児童心理發展と教育問題」『北京師範大學學報』（社会科学版）第1期。
- 馬宏・馬国棟（2006）「北京市農民工子弟學校健康教育的調查分析」『民族教育研究』第1期。
- 苗振青（2012）『農民工子女義務教育的財政問題研究』線裝書局。
- 範興華・方曉義他編（2009）「流動兒童、留守兒童与一般兒童社会適應比較」『北京師範大學學報（社会科学版）』第5期。
- 段成榮・梁宏（2004）「我国流動兒童狀況」『人口研究』第1期。

- 段成榮・梁宏 (2005) 「關於流動兒童義務教育問題的調查研究」『人口與經濟』第 1 期。
- 羅國芬 (2006) 「農村留守兒童的規模問題評述」『青年研究』第 3 期。
- 羅桂華 (2008) 「農村留守兒童存在的問題及對策」『科技信息』第 17 期。
- 李根壽・廖運生 (2005) 「農村『留守子女』教育問題及對策思考」『前沿』第 12 期。
- 林宏 (2003) 「福建省『留守孩』教育現狀的調查」『福建師範大學學報』(哲學社會科學版) 第 3 期。
- 梁潔 (2014) 「農村留守兒童存在的問題及教育對策」『教育教學論壇』第 7 期。
- 劉成斌・吳新惠 (2008) 『留守與流動—農民工子女的教育選擇』上海交通大學出版社。
- 呂紹青・張守禮 (2001) 「城鄉差別下的流動兒童教育—關於北京打工子弟學校的調查—」『管理與教育』第 4 期。
- 國家人口計划生育委員會流動人口服務管理司 (2010) 『中國流動人口發展報告 2010』中國人口出版社。
- 華靈燕 (2007) 「流動人口子女的教育問題的背景に関する分析」『民族教育研究』第 18 卷、第 3 期。
- 韓嘉玲 (2001) 「北京市流動兒童義務教育狀況調查報告」『青年研究』第 8 期。
- 向東梅 (2006) 「農村留守兒童問題と教育對策」『四川職業技術學院學報』第 3 期。
- 謝妮・申健強・陳華聰 (2010) 『農村留守兒童教育現況研究』經濟科學出版社。
- 項繼權 (2005) 「農民工子女教育：政策選擇與制度保障—關於農民工子女教育問題的調查分析及政策建議」『華中師範大學學報 (人文社會科學版)』第 44 卷、第 3 期。
- 夏怡然・葉文振 (2003) 「流動兒童的保健狀況及其影響因素—以廈門市開元區流動人口為例」『市場與人口分析』第 5 期。
- 張斌賢 (2001) 「流動人口子女教育研究現狀趨勢」『清華大學教育研究』第 4 期。
- 張鐵道・趙學勤 (2002) 「社會人口流動の內性教育都市化プロセス中の流動人口の子女にとっての教育問題の研究」『山東教育科研』第 8 期。
- 中國國家統計局 「2013 年全國農民工監測調查報告」(2014 年 5 月 12 日公布)。
- 中國進城務工農民子女教育研究及數據庫建設課題組 (2010) 『中國進城務工農民隨遷子女教育研究』教育科學出版社。
- 中國教育報 「農村留守兒童工作研討會召開陳小婭出席並講話」2008 年 11 月 1 日付。
- 周佳 (2007) 『教育政策執行研究—以進城就業農民工子女義務教育政策進行為例—』教育科學出版社。

- 張興傑・楊慧（2010）「民辦學校成為農民工子女就學主渠道的原因、問題與對策分析——以東莞市為例」『中國行政管理——治校與治學』第4期。
- 陳恒彬（2007）「對留守兒童問題的調查與分析——以山東省萊州市400名留守兒童為例」『西安石油大學學報』第16卷、第3期。
- 陳晨（2012）『教育貧困反思——關於農民工流動子女的研究』知識產權出版社。
- 蔡昉（2010）『2009年中國人口及勞働問題報告』社會科學文獻出版社。
- 曹春華（2007）「農村『留守子女』學習狀況分析研究」『教育探索與實踐』第5期。
- 孫立平（2004）『轉型與斷裂：改革以來中國社會結構的變遷』清華大學出版社。
- 央視『經濟半小時』2009年2月16日付。
- 于慎鴻（2006）「農村『留守兒童』教育問題探析」『中州學刊』第3期。
- 萬寶方・龔春明（2010）「公共政策視角下農民工子女義務教育問題探究」『繼續教育研究』第4期。
- 王放（2005）「中國城鎮化進程中的流動人口子女受教育問題」『中國青年研究』9月号。

[ホームページ]

「家庭教育」

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E6%95%99%E8%82%B2> 2014年4月6日

嚴善平（2011）「第9章 農民工子女學校教育的政策與實態」

https://www1.doshisha.ac.jp/~shyan/201103nihu_yan.pdf 2011年12月14日。

文部科學省（2013）「教育指標の國際比較」平成25年版

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/kokusai/__icsFiles/afieldfile/2013/04/10/1332512_04.pdf 2014年12月8日。

山口真美（2009）「出稼ぎ勞働者家庭の就學問題と政府の本音——市民と出稼ぎの間——」

<http://www.ide.go.jp> 2012年5月25日。

「報告稱2050年中國流動人口規模可達3.5億」

<http://www.chinanews.com/gn/2011/05-30/3077449.shtml> 2011年5月30日。

「大連各界幫助流動兒童愉快度過暑假」

http://www.cnrnz.cn/mzjy/201208/t20120812_368661.html 2014年11月16日。

「大連市關愛流動兒童小導遊看大連實踐活動啓動儀式」

- http://www.lngqt.com/html/2010/20105/2010525_8203_1.html 2014年11月16日。
「流動兒童上學就醫跟大連孩子一樣待遇」
- http://news.dlxww.com/news/content/2013-08/23/content_1104421.htm 2014年11月16日。
「流動兒童上學就醫跟大連孩子一樣待遇」
- http://news.dlxww.com/news/content/2013-08/23/content_1104421.htm 2014年11月16日。
「留守女孩吞針 想與父母在一起」
- http://www.youth.cn/wrzn/zxgz/201210/t20121012_2504842.htm 2012年11月1日。
「留守兒童：河南22名小學生被砍傷」
- <http://www.yaolan.com/news/201212171152168.shtml> 2012年12月17日。
「6歲留守女童輕信『帶你找媽媽』被騙走慘遭殺害」
- http://www.cnr.cn/gundong/201305/t20130508_512531669.shtml 2013年5月8日。
李雅儒他（2009）「北京市における流動人口及び子女の教育状況の調査研究上・下」
<http://www.bjedu.cc/html/jiaoshiyuandi/zhuanjiashijiao/2009/0527/50470.html> 2009年5月29日。
「貴州5名悶死兒童生前歲月：在家只能食稀飯鹽巴」
- <http://life.jschina.com.cn/system/2012/11/22/015298865.shtml> 2012年11月22日。
「今年遼寧省14都市城鎮住民平均收入超2萬元」
- <http://www.ln.chinanews.com/html> 2014年1月21日。
教育部副部長の陳小婭「教育部要求建立農村留守兒童檔案」
- http://news.xinhuanet.com/legal/2007-07/06/content_6335501.htm 2012年8月24日。
「7部門聯合下發通知：共同關愛農村留守流動兒童」
- http://www.china.com.cn/policy/txt/2007-07/28/content_8591816_2.htm
2011年9月25日。
「千名流動兒童少年生存調查」
- <http://www.chinanews.com/edu/2010/08-31/2501496.shtml> 2010年8月31日。

全国婦女聯合会 (2008) 「全国農村留守兒童狀況研究報告」

<http://wenku.baidu.com/view/d195723767ec102de2bd89ce.html> 2010年3月29日。

全国婦聯課題組 (2013) 「我国農村留守兒童、城鄉流動兒童狀況研究報告」

<http://acwf.people.com.cn/n/2013/0510/c99013-21437965.html> 2014年11月15日。

「中国九城市調查」

http://news.xinhuanet.com/edu/200312/19/content_1239375_1.htm 2011年3月14日。

「13歲女子称每3週遭校車司機強姦1次 曾遭輪奸」

http://news.youth.cn/gn/201212/t20121210_2697769.htm 2012年12月10日。

「13歲留守女童遭16人強姦 2年遭性侵至少50次」

<http://news.e23.cn/content/2014-01-10/2014011000235.html> 2014年1月9日。

「安徽9歲留守兒童上吊自殺 父親拒絕葬進祖墳」

<http://society.chinaiiss.com/html/20141/29/a67344.html> 2014年1月29日。

「2012年遼寧省国民經濟和社会發展統計公報」

<http://www.ln.stats.gov.cn> 2014年1月23日。

「2013年1-12月分大連統計月報」

<http://www.stats.dl.gov.cn> 2014年1月21日。

[政策法規]

国务院「憲法」(2004年3月15日公布)。

国务院「義務教育法」(2006年6月30日公布)。

国务院「未成年者保護法」(2006年12月29日公布)。

国务院「国务院辦公厅關於規範農村義務教育学校布局調整的意見」(2012年9月7日公布)。

国务院「2013年政府工作報告」(2013年3月19日公布)。

教育部「流動兒童少年就學暫定方法」(1998年3月2日公布)。

教育部「中共教育部黨組關於學習貫徹廣胡錦濤總書記等中央領導同志教師節期間賀信和講話精神的通知」(2012年9月12日公布)。

教育部「教育部等5部門關於加強義務教育階段農村留守兒童關愛和教育工作的意見」

(2013年1月4日公布)。

教育部「教育部2013年工作要点」(2013年1月23日公布)。

中央组织部等「关于贯彻落实中央指示精神 积极开展关爱农村留守流动儿童工作的通知」(2007年7月20日公布)。

中央委员会「十八大报告」(2012年11月8日公布)。

中央委员会「十八届四中全会报告」(2014年10月20日公布)。

大连市教育局「关于进一步做好进城务工就业农民工的子女接受义务教育工作的意见」(2004年10月15日公布)。

大连市教育局「关于切实做好2009年义务教育阶段学校招生工作的意见」(2009年4月13日公布)。

大连市教育局「关于切实做好2011年义务教育阶段学校招生工作的意见」(2011年5月7日公布)。

大连市教育局「大连市教育局关于切实做好义务教育阶段学校招生工作的意见 2013」(2013年5月6日公布)。

大连市教育局「大连市教育局关于切实做好义务教育阶段学校招生工作的意见 2014」(2014年5月7日公布)。

[英語文献]

Wassily Leontief(1941) *The Structure of the American Economy, 1919-1929* Harvard University Press.

Wassily Leontief(1953) *Studies in the Structure of the American Economy* The University of Chicago Press.

謝 辞

私が、「中国における出稼ぎ労働者子女の教育の実態と法整備に関する研究」というテーマを選んだのは、もともと教育とそれに関連する法整備に興味を持っていたからである。近年、中国の出稼ぎ労働者の問題が頻繁に話題にされるようになって、関心を持つようになった。出稼ぎ労働者の諸問題の一つである出稼ぎ労働者子女の教育問題は、どのようにしたらうまく解決するのだろうかという思いが膨らんでいた。出稼ぎ労働者子女は数が多く、分布の範囲が広い。出稼ぎ労働者子女が中国の次世代にとって重石とならないよう、彼らの教育が重視されなければならない。それで、修士論文に続いて、「中国における出稼ぎ労働者子女の教育の実態と法整備に関する研究」に取りかかる決心をした。

今、学位論文を書き上げてみて、こんなに大変な思いをしたのは、本当に生まれてはじめてだと感じている。資料の収集、日本語で書くことや調査がこんなにも苦しいものだとは思わなかった。中国の大学でも卒業論文を書いたが、それは今の仕上がった学位論文と全く比べものならないと痛感している。しかし、おかげで日本に留学し、日本語が学べた上に、資料の収集方法や論文の書き方なども身につけることができた。これは今後とても役に立つと思う。日本に来て、本当に良かったと感じている。

本論文を作成するにあたって、指導教授である石龍潭先生、副指導教授である植村高久先生、福田隆真先生から貴重なご指導とご助言をいただいた。特に石龍潭先生には、感謝を申し上げる。いつも根気よく丁寧に指導して下さった。私的な面でも、相談に乗って下さり、日本の厳しい夏と冬には体調を気づかって下さり、アンケート調査の入力に急遽SPSSが必要になった時、すぐ手配して下さった。植村高久先生は私の博士1年時、指導教員をして下さり、本当にお世話になった。福田隆真先生は、論文の細かい部分まで指導して下さった。

また、有益な助言を与えて下さった有村貞則先生、石田成則先生、林伸一先生、袁麗暉先生、安里全勝先生をはじめ、多くの先生方に感謝を申し上げる。

アンケート調査と聴き取り調査にご協力下さり、丁寧なご回答、ご対応をいただいたD町の小学校の校長先生、教員の方々、児童生徒とその保護者、または、T郷の学校の校長先生、教員の方々、児童生徒とその保護者の皆様に感謝を申し上げる。

また、大谷泰子さん、田中範明さん、村上記子さん、松本真寛さんにもお世話にな

った。

ほかにも、ここに書ききれない方々にお世話になった。私が研究を形にすることができたのは、これらすべての方々のおかげである。日本への感謝の気持ちは今後中国と日本の架け橋になるよう頑張ることで表したい。

最後に、いつも励ましてくれた友人達、応援してくれた後輩の皆さん、協力し、心の支えになってくれた家族に心から感謝する。

2015年3月